

## 生物多様性条約第 13 回締約国会議 決定 (環境省仮訳)

### 目次

XIII/1.	条約及び戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けた進捗.....	2
XIII/2.	愛知目標 11、12 の達成に向けた進捗.....	7
XIII/3.	セクター内及び複数のセクターにまたがる生物多様性の主流化と統合を含む、 生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知目標の達成に向けた進展強化のための 戦略的行動.....	11
XIII/4.	生物多様性と気候変動.....	29
XIII/5.	生態系回復：短期行動計画.....	33
XIII/6.	生物多様性と人間の健康.....	36
XIII/7.	森林の生物多様性：愛知目標達の達成支援における国際機関の役割.....	40
XIII/8.	生物多様性の持続可能な利用：ブッシュミート及び野生生物の持続可能な管 理.....	42
XIII/9.	海洋空間計画及び訓練イニシアチブ.....	44
XIII/10.	海洋ごみ及び人為的な水中騒音が海洋及び沿岸の生物多様性に及ぼす影響へ の対処.....	47
XIII/11.	条約の適用範囲にある冷水域における生物多様性に関する特定任意業計画.....	49
XIII/12.	海洋及び沿岸の生物多様性：生態学的または生物学的に重要な海域.....	51
XIII/13.	侵略的外来種：取引に伴うリスクへの対処、生物農薬の使用における経験、 及び意思決定支援ツール.....	54
XIII/14.	気候に関係するジオエンジニアリング.....	59
XIII/15.	条約における作業のための、花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関する IPBES による評価.....	60
XIII/16.	遺伝資源に関する塩基配列情報.....	65
XIII/17.	合成生物学.....	67
XIII/18.	条約第 8 条 (j) 項及び関連規定.....	71
XIII/19.	条約第 8 条 (j) 項及び関連規定：作業計画に関連する他の事項.....	74
XIII/20.	資源動員.....	77
XIII/21.	資金メカニズム.....	82
XIII/22.	コミュニケーション戦略枠組み.....	87
XIII/23.	能力構築、科学技術協力、技術移転、及びクリアリングハウスメカニズム ... .....	101
XIII/24.	他の条約及び国際機関との協力.....	106
XIII/25.	条約に関する補助機関の方法論と実施レビューメカニズム.....	109
XIII/26.	条約と議定書の統合促進と会合実施及び.....	110
XIII/27.	国別報告.....	112
XIII/28.	生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の指標.....	122
XIII/29.	地球規模生物多様性概況 (GBO) と生物多様性及び生態系サービスに関する 政府間プラットフォーム (IPBES).....	125
XIII/30.	特定の愛知目標に向けての進捗に関する科学的評価.....	128
XIII/31.	戦略計画の実施に関する主要な科学及び技術的ニーズと関連研究.....	129
XIII/32.	条約の管理と条約の信託基金の予算.....	131
XIII/33.	次回以降の締約国会合の開催時期・場所.....	138

### XIII/1. 条約及び戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けた進捗

締約国会議は、

決定 X/2 及び XII/1、特に締約国及びその他政府に対して、世界目標の達成に向けた世界的な共同の取組に貢献する目的で、各国の優先事項と能力に従い、世界目標と当該国における生物多様性の現状と傾向、資源動員戦略によって提供された資源を考慮に入れ、戦略計画と愛知目標を柔軟性のある枠組みとして用いた上で、国別及び地域の目標を策定するよう強く促した決定 X/2 第 3 (b) 項を想起し；

1. 附属書 I に記載されている第 5 回国別報告書を提出した 184 カ国の締約国に対して、感謝の意を表明し；

2. 附属書 II に記載されている 2010 年以降に生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) を提出した 142 カ国の締約国に対して、祝意を表明する；

3. 最新の NBSAP、第 5 回国別報告書<sup>1</sup>の情報に基づいた、戦略計画 2011-2020 の実施及び愛知目標の達成に向けた進捗の分析に留意する；

4. また、世界植物保全戦略の実施に向けた進捗<sup>2</sup>に関する最新の報告書に留意する；

5. 絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約<sup>3</sup>の植物委員会に報告された、同条約の締約国及び事務局による世界植物保全戦略の実施への貢献<sup>4</sup>を歓迎する；

6. 2010 年以降に策定または改訂された多くの NBSAP には愛知目標に関連した目標が含まれていることに留意し、ただし愛知目標に相応した意欲と範囲を持つ目標を策定している締約国は一部に過ぎないことにも留意する；

7. 決定 XII/1 第 8 項及び XII/23 を想起し、愛知目標 17 が 2015 年の目標期日までに達成されなかったことを憂慮して留意した上で、愛知目標 10 もまた 2015 年の目標期日までに達成されなかったことに対する大きな懸念を再び表明し、さらに締約国、その他政府、関連機関に対して、この 2 つの目標を一刻も早く達成するために取り組むよう強く促す；

8. 愛知目標 18 及び 14 に向けた国レベルの進捗、能力開発、先住民族及び地域社会<sup>\*</sup>の条約の活動への関与を含む、条約の第 8 条 (j) 項及び関連条項のさまざまな作業分野での生物多様性の主流化における進捗が限定的であることもまた憂慮して留意する；

---

1 UNEP/CBD/COP/13/8/Rev.1 及び付録を参照

2 [UNEP/SBI/1/INF/32](#) を参照

3 国連条約シリーズ vol. 993, No. 14537.

4 [UNEP/SBI/1/INF/33](#) を参照

※ (環境省注) 生物多様性条約では「先住民の社会及び地域社会 (Indigenous and local communities)」が使用されているが、COP12 決定 XII/12 において、適当な場合には今後の条約文書等では「先住民族及び地域社会 (Indigenous peoples and local communities)」を使用するよう決定されたもの。ただし、両者間で法的な意味に違いはない。

9. さらに、NBSAP の改訂版で、先住民族及び地域社会、慣習的かつ持続可能な利用または先住民族及び地域社会の関与に言及しているものが少ないことを憂慮して留意する；

10. 国または地域の生物多様性戦略及び行動計画を更新、実施していない締約国に対して、決定 XI/2 に従うため、一刻も早く更新及び実施するよう強く促す；

11. NBSAP の更新作業中の締約国に対して、必要に応じて、戦略計画 2011-2020 の指標と持続可能な開発目標の指標を考慮に入れることを奨励する；

12. また、締約国に対して、NBSAP を定期的に見直し、世界目標を達成するための世界的な共同の取組にさらに大きく貢献するために、必要に応じて、各国の状況、優先事項、能力に従い、国または地域の目標の意欲と範囲を愛知目標に相応した水準に引き上げ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>5</sup>や持続可能な開発目標を含むさまざまなセクターの目標と統合することを奨励する；

13. さらに、締約国に対して、ジェンダー（男女の性差）問題を、NBSAP と生物多様性条約のジェンダーに関する行動計画 2015-2020<sup>6</sup>と一致した実施と、報告メカニズムの中で体系的に主流化することを奨励する；

14. 締約国に対して、決定 X/22 第 2 項との調和を保つ上で、NBSAP、戦略計画 2011-2020 の実施に貢献するために、地方政府や地方都市、その他地方当局による、地方または地域生物多様性戦略及び行動計画の開発を促進するよう奨励する；

15. また、締約国に対して、先住民族及び地域社会による共同行動への貢献、生物多様性の保全と持続可能な利用の全体的なシステムにおける先住民族及び地域社会の役割を認識した上で、各国の状況に応じて、先住民族及び地域社会の全面的かつ効果的な参加を確保し、上の第 10、11、12 項で言及された活動に取り組むことを奨励する；

16. さらに、締約国に対して、条約の下で国家目標を策定または改訂する際、また NBSAP を実施する際には、必要に応じて、関連する他の条約の目標や持続可能な開発目標を含む関連する他のプロセスの国家目標や国際的な目標を考慮に入れること、また他のセクターやプロセスの国家戦略、行動計画、政策を見直す際には、それらの中で生物多様性の目標を主流化することを奨励する；

17. 締約国に対して、政治、経済、社会の各セクターのすべての関連レベルで生物多様性の主流化のために、必要に応じて、NBSAP を政策手段として採用することを奨励する；

18. また、締約国に対して、慣習的な生物多様性の持続可能な利用に関する行動計画<sup>7</sup>や能力開発を含む条約第 8 条 (j) 項及び第 10 条 (c) 項を NBSAP の策定、改訂、実施において主流化するための取組を強化することを奨励する；

19. 愛知目標の一部の要素の達成に向けて大きな進展があったものの、多くの目標については現在までの進捗は 2020 年までに目標を達成するためには不十分であることに留意し、よって締約国に対して、決定 XII/1 との調和を保つ上で、それぞれ

---

<sup>5</sup> 総会決議 70/1 ([General Assembly resolution 70/1](#)) 附属書

<sup>6</sup> 決定 XII/7

<sup>7</sup> [Decision XII/12 B](#) 附属書

の国家目標を達成するための取組を強化することで、愛知目標の達成に貢献するよう強く促し、その他政府には対してはこれを要請する；

20. 資金提供メカニズムに対して、締約国、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国が示したニーズに基づき、決定 XII/3 で合意された資源動員の戦略と目標に沿って、NBSAP の策定、実施、モニタリングのための時宜にかなった支援を継続するよう求め、実施できる立場にある他の開発に関する連携機関と資金提供機関に対してはこれを要請する；

21. 締約国、その他政府、先住民族及び地域社会、関連の国際機関に対して、既存の指標とデータセットの利用及び愛知目標の達成に向けた進捗に関する情報を含む最新情報を、条約実施に関する補助機関会合（SBI：Subsidiary Body on Implementation）が第 2 回会合で検討するために、事務局長が情報を統合及び提供できるよう、任意のオンライン報告ツールを利用しナショナル・フォーカル・ポイント（NFP）を通じて、望ましくは 2017 年 12 月 31 日までに提出することを要請する；

22. また、締約国、その他政府、先住民族及び地域社会、関連機関に対して、生物多様性に関する伝統的知識や慣習的かつ持続可能な利用に関する愛知目標 18 について、同目標のさまざまな要素や慣習的かつ持続可能な利用に関する行動計画の実施についての情報を含む目標の達成に向けた進捗に関する最新情報を、第 8 条 (j) 項及び関連条項に関するアドホック公開作業部会の第 10 回会合で、SBI の第 2 回会合でそれぞれ検討するために事務局長が情報を統合及び提供できるよう時間に余裕を持って、提出することを要請する；

23. 事務局長に対して、(a) 条約の活動領域における第 8 条 (j) 項及び関連条項の主流化に関する進捗、(b) 事務局の作業への先住民族及び地域社会の参加、(c) 先住民族及び地域社会と連携の上、既存の能力構築活動を通じた第 8 条 (j) 項及び関連条項に関する作業の強化に関する報告を継続するよう求める；

24. また、事務局長に対して、締約国から要請があった場合、資源が利用可能であることを条件に、戦略計画の効果的な実施を促進する目的で、次の会期間に、関連する地域や地方の機関と連携し、地域や地方レベルでの戦略計画 2011-2020 の実施において行われた活動とその進捗に関する情報を交換し、関連のニーズを特定するために地域や地方の会合を招集するよう求める；

#### 名古屋議定書に関する愛知目標 16 の達成に向けた進捗の評価

25. 名古屋議定書の締約国と非締約国が、愛知目標 16 を達成する上で、また名古屋議定書を運用可能にする上で実施した取組を謝意を持って留意する；

26. 名古屋議定書に関して、批准書を寄託していない、承認もしくは受諾していない、または加入書を寄託していない生物多様性条約の締約国に対して、一刻も早く締結し、取得の機会及び利益の配分（ABS）に関する体制の構築や立法上、行政上、又は政策上の措置をとることなどにより実施に向けた手順を進め、関連情報を ABS クリアリングハウスに提供することを招請する；

27. 事務局長に対し、資金が利用可能であることを条件に、決定 X/1 に従い、名古屋議定書の締結と実施支援に関して、生物多様性条約の締約国への技術支援の提供継続及び、関連情報を ABS クリアリングハウスに提供することを要請する；

28. 締約国とその他政府に対して、必要に応じて、取得の機会及び利益の配分（ABS）に関する技術・法律専門家チームが策定し、国連食糧農業機関（FAO：Food

and Agriculture Organization of the United Nations) の食料農業遺伝資源委員会と FAO 総会が歓迎した食料農業植物遺伝資源のさまざまな下位部門における取得の機会及び利益の配分 (ABS) の国内での実施を促進するための要素に含まれている任意指針に留意した上で、これを適用することを招請する。同指針は、ABS に関する措置の策定と実施において、食料農業植物遺伝資源の重要性、食糧安全保障にとっての食料農業植物遺伝資源の特別な役割、また食料農業植物遺伝資源のさまざまな下位部門の顕著な特徴を考慮した上で、各国政府を支援することを目的としている；

#### 戦略計画 2011-2020 の実施に関する政策手段の有効性を評価するためのツール

29. 締約国に対して、戦略計画 2011-2020 を実施するために講じられた対策の有効性の評価を実施した上で、用いられた手法を含む評価に関する知見の文書化と教訓の特定を行い、こうした情報を第 6 回国別報告書またはクリアリングハウスメカニズム (CHM) を通じて事務局長に提出することを奨励する；

30. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、締約国が提出した情報を集約及び分析し、必要に応じて、科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) 及び SBI が検討できるよう情報を提供するよう求める；

#### 自然との共生に関する双方向対話

31. 事務局長に対して、多年度作業計画<sup>8</sup>に従い、条約の締約国が 2018 年の第 14 回締約国会議で検討する議題である「自然との共生への取組」に関する文書を作成する際は、決定 XII/2 C を受けて第 13 回締約国会議で行われた同議題に関する双方向対話の成果と、締約国、その他政府、先住民族及び地域社会、関連機関が提供した情報を考慮に入れるよう求める；

#### 生物多様性戦略計画 2011-2020 のフォローアップ

32. 締約国が 2020 年の第 15 回締約国会議で、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) による生物多様性に関する世界規模の評価と今後発行される地球規模生物多様性概況 (GBO : Global Biodiversity Outlook) の含意の検討を含む戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に関する最終評価のほか、資源動員を含む戦略計画 2011-2020 のフォローアップ及び関連する実施手段を検討し、2018 年の第 14 回締約国会議で、生物多様性の 2050 年までの長期目標 (ビジョン) に関する長期的な方向性を検討することを想定した決定 XII/31 で採択された多年度作業計画を想起する；

33. また、生物多様性関連条約間の協力、連携、相乗効果の促進における国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) の作業の強化に関する国連環境総会の決議 2/17<sup>9</sup>を想起する；

34. 戦略計画 2011-2020 の実施に関連した現行の取組に重点を置き、愛知目標達成に向けた取組を強化する必要があることを強調した、戦略計画 2011-2020 のフォローアップに関する提案を作成するための包括的かつ参加型のプロセスが必要であ

<sup>8</sup> [Food and Agriculture Organization of the United Nations, Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture, Rome, 2016](#)

<sup>9</sup> [Decision XII/31](#)

<sup>10</sup> [http://www.unep.org/about/sgb/cpr\\_portal/Portals/50152/2-17/K1607209\\_UNEPEA2\\_RES17E.docx](http://www.unep.org/about/sgb/cpr_portal/Portals/50152/2-17/K1607209_UNEPEA2_RES17E.docx)

ることを認識し、事務局長に対して、条約のビューローと協議の上、SBI が第 2 回会合で検討できるよう、本作業は生物多様性条約を網羅し、必要に応じて、議定書を考慮したものでなければならないことを念頭に置いた上で、GBO 第 5 版の作成、戦略計画 2011-2020 の実施に関する最終評価<sup>11</sup>、国別報告書、IPBES による主題別、地域別、世界規模の評価、締約国間の協議及び他のリオ条約やその他の生物多様性関連の多国間環境協定との協議の準備、先住民族及び地域社会及び関連のステークホルダーやセクターからの情報を考慮に入れた上で、約束に対する責任感を育て実施を強化するための選択肢を含む戦略計画 2011-200 のフォローアップのための包括的かつ参加型の準備プロセスとスケジュールに関する提案を作成するよう求める；

35. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、また既に利用可能な情報<sup>12</sup>に基づき、SBSTTA が第 14 回締約国会議に先立って開かれる会合で検討できるよう、ギャップ分析を含む、愛知目標と持続可能な開発目標の関連性に関するさらなる評価を進めるよう求める。

### 附属書 I

2016 年 12 月 17 日までに生物多様性条約事務局で受領した国別報告書のリスト

【翻訳省略】

### 附属書 II

2016 年 12 月 17 日までに生物多様性条約事務局で受領した

生物多様性国家戦略のリスト

【翻訳省略】

---

<sup>11</sup> COP13 の議題 19 で採択された決定に従い更新される予定

<sup>12</sup> UNEP/CBD/COP/13/10/Add.1 及び UNEP/CBD/SBSTTA/19/INF/9

## XIII/2. 愛知目標 11、12 の達成に向けた進捗

締約国会議は、

愛知目標 11 の達成に向けた継続的な進捗を歓迎し、

また、オーストラリア・シドニーで開催された世界公園会議 2014 で国際自然保護連合 (IUCN : International Union for Conservation of Nature) の会員とその他機関が取りまとめたシドニーの約束とその他の約束を歓迎し、米国ハワイ州ホノルルで開催された IUCN 世界自然保護会議 2016 の成果、特に戦略計画 2011-2020 の実施を加速させるという約束に留意し、

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) の第 17 回締約国会議で採択された CITES 戦略ビジョン 2008-2020 の実施に関する決定<sup>13</sup>、特に戦略計画 2011-2020 の実施との整合性の向上に関する条項を歓迎し、

国連海洋法条約 (UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea) の下で国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際文書の策定に関する決議 69/292 が国連総会で採択されたことに留意し、

1. 愛知目標 11 及び 12 の達成に向けた地域的な能力構築ワークショップの開催や関連活動への連携機関、資金提供機関、主催国政府、事務局長の支援に対して感謝の意を表明する；
2. 愛知目標 11 の達成は、他の愛知目標、仙台防災枠組み 2015-2030<sup>14</sup>、持続可能な開発目標の関連目標、パリ協定の第 5 条、第 7 条、第 8 条<sup>15</sup>の実施に加え、気候変動の緩和と適応の手段に寄与することを認識する；
3. また、多くの分類群の保全状態の評価には極めて大きな格差があり、種の保全計画に関する情報が全般的に不足していることを認識する；
4. 2016 年 12 月 3 日にメキシコのカンクンで開催された生物多様性条約第 13 回締約国会議のハイレベルセグメントで、メガ多様性国家の閣僚が採択した愛知目標 11 の達成に関するメガ多様性国家憲章<sup>16</sup>を歓迎し、2016 年 10 月 28 日に採択された国立公園、保護地域、野生生物に関するラテンアメリカ技術協力ネットワーク (REDPARQUES : Latin American Technical Cooperation Network on National Parks, other Protected Areas and Wildlife) の人類の幸福と持続可能な開発への保護地域の寄与に関する宣言<sup>17</sup>に留意する；
5. 締約国に対して、必要に応じて、各国の状況を考慮に入れた上で、以下を要請する；

(a) 生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP)、その他関連の戦略で特定された行動を実施するため協調した取組を行い、必要に応じて、愛知目標 11 及び 12 の

<sup>13</sup> 決議 17.22、17.23、17.24、17.25

<sup>14</sup> 総会決議 69/283 ([General Assembly resolution 69/283](#)) 付属書 II

<sup>15</sup> 国連気候変動枠組み条約で採択

<sup>16</sup> UNEP/CBD/COP/13/INF/45

<sup>17</sup> <http://redparques.com/declaracion-de-redparques-a-la-cop13-cdb/>

すべての要素を達成するために地域の能力構築ワークショップを通じて特定された格差に対処すること；

(b) 生態学的及び生物学的に重要な海域の特定について生物多様性条約においてなされた進展、IUCN 理事会が採用した生物多様性重要地域 (KBA) を特定するための基準、国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations) のデータベースに含まれている脆弱な海洋生態系、国際海事機関 (IMO : International Maritime Organization) が管理する特別敏感海域 (PSSA) リストを必要に応じて考慮に入れた上で、生物多様性と生態系サービスにとって特に重要な地域を保護するための選択肢を特定及び検討するための取組を進めること、また、新たな保護地域の設定、及び／もしくは、既存の保護地域の拡大、またはその他の効果的な地域ベースの保全手法を採用する際に、以下のような地域を十分に配慮すること：(i) 生態学的な代表性を向上させる地域、(ii) 連結性を向上させる地域、(iii) 保護地域をより広範な陸海景観に統合する地域、(iv) 鳥類や海洋哺乳類にとって重要な地域などのメカニズムを通じて、特に絶滅危惧種、固有種、移動性の種の生息地を保護する地域、(v) 生物多様性と生態系サービスにとって重要な地域の面積を拡大する地域、(vi) 原産地または遺伝的多様性の中心地として特定されている地域、(vii) 先住民及び地域社会による共同行動の下で管理され、必要に応じてこれらの地域のより広範な陸海景観への統合を促進する地域、(viii) 全体または一部が先住民及び地域社会の領域、地域、資源と重複しており、事前の情報に基づく同意を得るために、各国の法規制に従い、先住民及び地域社会を全面的かつ効果的に関与させている地域；

(c) 保護地域及び可能な場合はその他の効果的手法の管理有効性と生物多様性に関する成果の体系的な評価の実施に努め、格差に対処することで管理有効性を改善し、また、必要に応じて、任意で、結果に関する情報を、国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) の世界自然保全モニタリングセンター (WCMC : World Conservation Monitoring Centre) が維持及び管理する保護地域の管理有効性の世界データベースに提供し、保護地域の管理有効性を促進及び奨励するための任意的な基準として IUCN 保護・保全地域グリーンリストを促進すること；

(d) 関連がある場合は、ガバナンスの多様性、効率、保護地域システムの公平性を促進、認識、向上させる目的で、国の保護地域ガバナンスに関する評価を実施するまたはこれに参加すること；

(e) あらゆる分類群や生息地の保全状態の評価を完了し、種及び生息地、とりわけ絶滅危惧種や固有種の保全計画を策定及び実施するための取組を強化すること；

6. IUCN と WCMC に対して、締約国やその他政府と協力し、世界保護地域データベースを更新し、愛知目標 11 の実施に関する進捗評価に貢献することを要請する；

7. 締約国、適切な場合は、IUCN、先住民地域共同体保全地域 (ICCA : Indigenous and Community Conserved Area) コンソーシアム、その他連携機関に対して、事務局と協議の上、保護地域と重複している地域を含む先住民及び地域社会により保全されている領域や地域、またこうした領域や地域が愛知目標の達成に寄与する可能性を特定及び認識するための任意指針と最優良事例を策定することを要請する；



8. 生物多様性関連条約、国際的及び地域的な組織に対して、地域的な状況を考慮に入れた上で、愛知目標 12 を達成するための行動の実施を支援する統合的な取組を促進することを要請する；

9. 締約国、その他政府、関連の連携機関、地域機関、二国間及び多国間資金提供機関に対して、生物多様性条約の事務局とともに、資源が利用可能であることを条件に、締約国やその他政府からの情報を考慮に入れ、締約国やその他政府と協議の上、以下を要請する；

(a) 以下の知見に関する評価を実施すること；

(i) IUCN や他の適切な専門家機関の作業を考慮に入れた上で、保護地域とその他の効果的な地域ベースの保全手法；

(ii) 保護地域とその他の効果的な地域ベースの保全手法のより広範な陸海景観への統合を高めるための追加的手段；

(iii) 特に持続可能な開発目標に寄与するセクターにおける、また気候変動に対する自然の解決策としての、保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法の主流化；

(iv) 条約第 8 条 (j) 項の下で実施されている作業を考慮に入れ、公平性を含む保護地域管理の効果的なガバナンス・モデル；

(b) 保護地域の管理有効性と公平性に関する各国の評価を支える世界規模または地域的なプロジェクトの策定を促進し、関連する締約国との最優良事例や教訓の共有を奨励すること；

(c) 種の保全状態、特に絶滅危惧種と固有種の保全状態に関する評価の完了を促進し、既に確立されている各国のプロセスに従い、状況のモニタリングと保全を可能にすること；

(d) 必要に応じて、REDPARQUES などの地域及び地方レベルのネットワークや他の重要な地域的イニシアチブへの支援を促進し、能力を養成し、NBSAP で特定された国家行動の実施を支援し、必要に応じて、愛知目標 11 及び 12 の達成に関する地域ワークショップを通じた、技術指針、最優良事例、ツール、教訓、モニタリング活動の策定、利用、共有を促進すること；

10. 事務局長に対して、以下を要請する：

(a) 資金が利用可能であることを条件に、生物多様性関連の条約や協定から学んだ教訓に留意し、上の第 6 (a) 項で挙げられた要素に関する任意指針を策定すること；

(b) 資源が利用可能であることを条件に、その他の効果的な地域ベースの保全手法の定義、管理方法、指定方法、また愛知目標 11 を達成する上でのその他の効果的な地域ベースの保全手法の役割に関する科学的及び技術的な助言を提供するために技術専門家のワークショップを開催すること；

(c) 上述の進捗について、第 14 回締約国会議に先立って開かれる科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) に報告する；

(d) 決定 X/31 第 3 項に従った地域的な活動の実施に関する進捗も併せて報告する；

11. また、地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）とその実施機関に対して、NBSAP で特定された国家行動に基づき、第 6 次及び 7 次増資で、また必要に応じて、愛知目標 11 及び 12 の達成に関する地域ワークショップを通じて、保護地域とその他の効果的な地域ベースの保全手法の設置と実施の調整を促進することを要請する。こうした事業は、愛知目標 11 及び 12 や関連するその他の目標の達成に向けた国家行動計画の実施に寄与することから事業の結果の体系的な管理と報告を促進することを目的とする。

### XIII/3. セクター内及び複数のセクターにまたがる生物多様性の主流化と統合を含む、 生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知目標の達成に向けた進展強化のための 戦略的行動

締約国会議は、

締約国に対して、可能な限り及び必要に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を、関連する分野別または分野横断的な計画、プログラム、政策に統合すること求めた条約の第 6 条 (b) 項を想起し、

また、国連が国連生物多様性の 10 年 2011-2020 を宣言した国連総会決議 65/161 第 19 項を想起し、

さらに、主流化を通じて生物多様性損失の根本的な原因に対処する行動を開始し、生物多様性への直接的な負荷を主要セクターの関与によって軽減させることを求めた戦略計画 2011-2020<sup>18</sup>の第 10 (a) 項及び (b) 項を想起し、

ほとんどの愛知目標の達成には、法的または政策的な枠組み、またそうした枠組みに沿った社会経済的な奨励策、公的機関及びステークホルダーの参画、モニタリング、法の執行を通常は含む一連の行動の実施が求められること、一方で各セクター及び管轄省庁において一貫性を確保することを、締約国が留意した決定 XII/1 第 7 (c) 項を想起し、

生物多様性への配慮を分野別及び分野横断的な政策、計画、プログラムにあらゆるレベルで取り入れることは、より高い相乗効果と政策の一貫性という利点を活かす上で極めて重要であることを認識し、決定 X/30 第 9 項と決定 X/44 第 12 項を想起し、

また、以下を認識し：

(a) 国際的に合意されたゴールや目標を達成することを目的として、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>19</sup>、戦略計画 2011-2020<sup>20</sup>、国連砂漠化対処条約条約実施の再活性化のための十年戦略計画 (2008-2018) <sup>21</sup>、国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization) の戦略的枠組み改訂版 2010-2019<sup>22</sup>を、相互支援的及び統合的に実施することから生まれる機会。実施に当たっては、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の成果文書「我々の求める未来」<sup>23</sup>で言及されている、各国の政策や状況、及び持続可能な開発を達成するための国によって異なるビジョン (長期計画) やアプローチ (取組) を念頭に置くこと；

(b) 持続可能な食料システムと農業を実現する上での、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、取得利用と利益配分に関する名古屋議定書、また食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の役割と関連性；

---

<sup>18</sup> 決定 X/2、附属書

<sup>19</sup> 2015 年 9 月 25 日国連総会決定 70/1「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、附属書

<sup>20</sup> 締約国会議決議 X/2、附属書

<sup>21</sup> 国連砂漠化対処条約第 8 回締約国会議、2007 年 9 月 3-14 日マドリード開催 (ICCD/COP(8)/16/Add.1、決定 3/COP.8 参照)

<sup>22</sup> 第 38 回 FAO 総会、2013 年 6 月 15-22 日、ローマ、C2013/7

<sup>23</sup> 国連総会決議 66/288、附属書

(c) 特に農業、林業、漁業・水産養殖、観光は、生物多様性とその構成要素、またそれらを支える生態系機能と生態系サービスに大きく依存していること、これらのセクターもまた、さまざまな直接的及び間接的な要因を通じて生物多様性に影響を与えていること、生物多様性が失われればこうしたセクターにも負の影響を及ぼし、食料の安全保障、栄養、人間に必須の生態系機能と生態系サービスの供給を脅かす可能性があること；

(d) 農業、林業、漁業が生物多様性の保全に与える恩恵は、特に伝統的な地域共同体や先住民族の場合、食料や農業のための生物多様性に留まらず重要なものとなり得ること；

締約国及びその他の政府に対して、生物多様性や生態系に影響を与え得るすべてのセクターで生態系アプローチの適用を促進するよう勧告した決定 V/6 及び決定 VII/11 を想起し、

生物多様性の損失を食い止め愛知目標を達成するために、特に林業、農業、漁業・水産養殖、観光の各セクターで生物多様性を主流化することが不可欠であることを認識し、

これに関連した指針が、条約の作業計画、特に農業の生物多様性、林業の生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画の中で示されていることを想起し、

先住民族及び地域社会が、農業、林業、漁業・水産養殖、観光において生物多様性への配慮にさらに取り組めるようにするためには、生物多様性の慣習的かつ持続可能な利用に関する行動計画<sup>24</sup>との関連性が重要であることに留意し、

消費と生産の形態を根本的に改革し、持続可能な生産方法と、特に農業、林業、漁業・水産養殖、観光における相互支援的な政策的、法的、技術的、資金的な措置を確実に講じることは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを満たす上で極めて重要であることを認識し、

また、持続可能な開発目標 15 のターゲット 9 は、生態系と生物多様性の価値を国及び地方の計画策定、開発プロセス、貧困撲滅の戦略と会計に組み込むよう求めていることを認識し、

生物多様性と貧困撲滅の統合に関するチェンナイ指針<sup>25</sup>を想起し、

また、「私たちは、それぞれの国には、各国の状況や優先事項に沿った、持続可能な開発を達成するためのさまざまなアプローチ、ビジョン、範例、手法が存在することを認識する；私たちは、地球という惑星とその生態系は私たちに共通の故郷であり「母なる地球」は多くの国や地域に共通した表現であることを再確認する」と謳う持続可能な開発のための 2030 アジェンダの第 59 項を想起し、

地域生物多様性概況<sup>26</sup>の第 1 版の発行を歓迎し、

保護地域やその他の効果的な地域ベースの保全手法の中の生態系機能と生態系サービスは、農業、林業、漁業・水産養殖、観光を含む多くのセクターの生産力向上に

---

<sup>24</sup> 決定 XII/12、附属書

<sup>25</sup> 決定 XII/5、附属書

<sup>26</sup> 森林に住む民族のためのプログラム、生物多様性に関する国際先住民族フォーラムと生物多様性条約事務局 (2016)。地域生物多様性概況、先住民族及び地域共同体の戦略計画 2011-2020 の実施への貢献。地球規模生物多様性概況の補足。モートン・イン・マーシュ、イギリス。

貢献すること、保護地域やその他の効果的な地域ベースの保全手法の中の生態系内及び生態系同士のつながりを深めるため、また、こうしたセクターが生態系に与える負の影響の可能性を避けるまたは最小限に抑えるために、こうしたセクターとの連携が求められていることを認識し、

また、先住民族及び地域社会、伝統的な農業、林業、漁業、地域密着型の観光は、生物多様性条約の目的及び愛知目標の達成に大きく貢献することを認識し、

さらに、石油・ガス、鉱業などの資源採掘産業、また製造業、商業施設・住宅建設を含む他のセクターにも、生物多様性に負の影響を与える可能性があることを認識し、

条約の目的を達成するためには、ビジネスセクターを含むすべての関連するステークホルダーとの連携、そして先住民族及び地域社会との連携が重要であることを認識し、

また、条約の目的を達成するために、政府のあらゆるレベルとセクターを関与させる必要があることを認識し、

2015年11月17～19日にメキシコシティで開催された生物多様性の主流化に関する専門家国際ワークショップ<sup>27</sup>の報告と結論を考慮に入れ、メキシコ政府に対してワークショップの主催、スイス政府に対してその支援に感謝の意を表明し、

1. 閣僚や他の代表団長が、体系的かつ一貫した方法で、分野別及び分野横断的な政策、計画、プログラム、法的及び行政的な措置と予算に、生物多様性と生態系サービスの保全、持続可能な利用、管理、再生のための行動を盛り込むことを約束した2016年国連生物多様性会議のハイレベル会合で採択された、福祉のための生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言<sup>28</sup>を歓迎する；

2. 締約国に対して、農業、林業、漁業・水産養殖、観光を含むさまざまなセクター内及びセクターを超えたあらゆるレベルと規模で、関連するステークホルダーを多分野が参加するプラットフォームを通じて関与させることにより、またこれらのセクターで生物多様性に関連した基準や最優良事例に関する指針を考慮することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化するための取組を強化し、その知見を事務局に報告するよう強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

### 関連の国際的プロセスを通じた生物多様性の主流化の強化

3. パリ協定の採択<sup>29</sup>、国連砂漠化対処条約第12回締約国会議の成果<sup>30</sup>、持続可能な開発のための2030アジェンダと持続可能な開発目標<sup>31</sup>の採択、アディスアベバ行動計画、小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道（the Samoa Pathway）<sup>32</sup>、仙台防災枠組2015-2030<sup>33</sup>、FAOが策定した農業、漁業、林業に関連する政策枠組み、指針、ツール、及びその他の国際的に合意された関連枠組みを歓迎する；

<sup>27</sup> UNEP/CBD/SBSTTA/20/INF/52

<sup>28</sup> UNEP/CBD/COP/13/24

<sup>29</sup> 国連気候変動枠組条約のもとで採択。

<sup>30</sup> ICCD/COP(12)/20/Add.1 参照

<sup>31</sup> 2015年9月25日の国連総会決議70/1「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」

<sup>32</sup> 国連総会決議69/15、附属書

<sup>33</sup> 国連総会決議69/283、附属書II

4. 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) の概念的枠組みを歓迎する；

5. 締約国及びその他政府に対して、各国の優先事項と政策に従い、生物多様性と農業、漁業、林業に関する FAO の指針<sup>34</sup>を活用することを要請する。この指針には、持続可能な開発目標、セクター、及びセクターに付随する関連のバリューチェーンの枠を超えた持続可能な開発への道筋を特定するための政策対話とガバナンス（統治）の仕組みづくりの土台として FAO が策定し、FAO 第 155 回理事会で承認された 5 つの要素<sup>35</sup>が含まれる；

6. 各政府、地域の実践者、その他のステークホルダーが、セクター同士をつなぎ、相乗効果を特定し、目標を擦り合わせ、農業、林業、漁業の各セクターにおける生物多様性の主流化に関する分野横断的な統合的アプローチを開発することを目的として、FAO が開始した生物多様性と農業セクターに関するプラットフォームを歓迎する；

7. 世界食料安全保障委員会（CFS : Committee on World Food Security）が承認した国の食料安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針<sup>36</sup>に留意し、締約国に対して、土地、漁業、森林の保有権と公平な利用の確保を促進するために、必要に応じて、同指針を活用することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

8. また、FAO 食料農業遺伝資源委員会が採択し、植物、動物、森林の遺伝資源に関する FAO 総会が承認したグローバル行動計画に留意し；

9. 生物多様性を数多くの目標やターゲットに据えている戦略計画 2011-2020 及び持続可能な開発目標は、強い相互依存関係にあることを認識し；

10. また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施は、生物多様性を主流化し、戦略計画 2011-2020 の愛知目標を達成する大きな機会になることを認識し；

11. 締約国に対して、生物多様性関連及びその他の国際的プロセスや多国間環境協定の間の密接な連携を支援及び保証し、相乗効果を高めるための措置を講じるよう、また、それぞれの目標や義務を、一貫性があり明確かつ相互支援的な方法で実施するよう、関連する場合には、生物多様性への配慮をこうしたさまざまなプロセスに取り入れるよう、さらに条約及び関連する国際的プロセスの下で、目標や義務を一貫した方法で実施するよう求め、その他政府に対してはこれを要請する；

---

<sup>34</sup> この指針には以下が含まれる：

持続可能な土壌管理のための任意指針（Voluntary Guidelines for Sustainable Soil Management）：  
<http://www.fao.org/documents/card/en/c/0549ec19-2d49-4cfb-9b96-bfbbc7cc40bc/>

食料と農業システムの持続性評価指針（Sustainability Assessment of Food and Agriculture Systems Guidelines）：  
<http://www.fao.org/nr/sustainability/sustainability-assessments-safa/en/>

持続可能な生産強化と生態系サービス促進のための政策支援指針（Policy Support Guidelines for the Promotion of Sustainable Production Intensification and Ecosystem Services）：  
<http://www.fao.org/ag/ca/CA-Publications/ICM19.pdf>

<sup>35</sup> CL155/レポート。5 つの要素は UNEP/CBD/SBSTTA/20/INF/54 で入手可能。持続可能な食料と農業のための共通ビジョンの構築：原則とアプローチ（Building a common vision for sustainable food and agriculture: Principles and approaches）、FAO、2012 年。http://www.fao.org/3/a-i3940e で入手可能。

<sup>19</sup> FAO、2012 年：<http://www.fao.org/docrep/016/i2801e/i2801e.pdf>

12. 生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity) 事務局と国際熱帯木材機関 (ITTO : International Tropical Timber Organization) との間で取り交わされた覚書に従い、熱帯林の生物多様性に関する ITTO/CBD 共同イニシアチブの実施を通じて、戦略計画 2011-2020 と愛知目標の達成に向けての CBD と ITTO の連携に進展があったことに留意し、締約国、その他政府、関連機関に対して、持続可能な森林管理に関する同イニシアチブの実施を促進することを要請する；

13. 持続可能な開発目標に関する報告に生物多様性の主流化を全面的に盛り込むことを目的として、生物多様性の指標に関する生物多様性指標パートナーシップの作業を考慮に入れるため、持続可能な開発目標に関する指標の作業を進めるよう求める；

14. 締約国に対して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施する際は、関連するすべての持続可能な開発目標の実施において生物多様性を主流化させ、それにより、生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) と持続可能な開発目標の戦略及び計画を実施するための取組間の関連性を強化するよう強く促す；

15. 締約国に対して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標の実施と NBSAP の実施の実現に向けた統合的アプローチの活用を検討するよう求め、その他政府に対してはこれを要請する；

16. 開発政策の中で生物多様性を主流化するため経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Cooperation and Development) が実施した作業に留意し、OECD に対して作業を継続することを奨励する；

#### 分野横断的な主流化

17. 必要に応じて、締約国に対して以下を奨励し、その他政府に対してはこれを要請する：

(a) 必要に応じて、持続可能な実践を促進し、生態系の健全性と回復力に寄与する可能性のある対策を特定し、また空間的及び地域的な取組のほか、生物多様性、生態系サービスと生態系機能、絶滅の恐れのある種の生息地、絶滅危惧種の回復にとって特に重要な地域の保全と再生を促進するための適切な措置を考慮に入れた分野別及び分野横断的戦略や陸景観・海洋景観の統合管理の実践を通じて、生物多様性の損失を低減する及び回復させること；

(b) セクターを超えて生物多様性を取り入れた一貫性のある包括的政策枠組みを策定し、この点における知見、優良事例、事例研究をクリアリングハウスメカニズム (CHM) などの適切な手段を通じて共有すること<sup>37</sup>；

(c) 伝統的知識、慣習的かつ持続可能な利用、また遺伝的多様性を維持し、生息地及び生物多様性の損失を低減する取組において先住民族及び地域社会が実践した多様な取組を認識及び統合し、極めて重要な生態系の管理と再生に向けた公平かつ参加型の取組を促進すること；

(d) 必要に応じて、農業、林業、漁業・水産養殖、観光、その他のセクターにおいて生物多様性の主流化を実現する分野横断的な調整メカニズムを構築及び強化し、各国の議題の中で生物多様性を主流化させるためのマイルストーンを設定すること；

<sup>37</sup> 本項の文章の出典は科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の勧告 XIX/1 第 9 (b) 項。

(e) 関連するセクターで生物多様性の主流化を進めるため、民間セクター及び公的セクターを含む関連する生産セクターに参与しているさまざまな関係者をつなぐネットワーク構築活動に参加すること<sup>38</sup>；

(f) 必要に応じて、人と自然の調和のとれた関係を促進する「自然との共生」に向けた取組を認識及び統合すること；

(g) 農業、林業、漁業・水産養殖、観光を含むすべてのセクターで土地、土壌、水などの天然資源の利用状況のモニタリングを強化し、データの収集や管理、モニタリングデータの公開状況を改善すること；

(h) 決定 X/32 第 2 (i) 項を想起し、必要に応じてまた利用可能な場合、各国の状況と法規制に従い、条約及びその他の国際的な義務と一致及び調和するかたちで、持続可能な方法で生産された物やサービスの自発的基準及び／または自発的認証制度の活用とそのさらなる発展を促進すること、また発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、及び新興経済国の特殊な事情を考慮に入れつつ、調達方針に生物多様性への配慮を組み込むことを奨励すること；

18. 締約国とその他政府に対して、関連する国内外の機関やイニシアチブと連携し、必要に応じて、各国の能力の範囲内で、各国の法規制に従い、以下を行うことを要請する；

(a) 広報ツール、特に問題の規模及び積極的な行動によって得られる恩恵を考慮するためのツールの作成により、また意思決定者、先住民族及び地域社会、民間セクター、民間の土地所有者、その他のステークホルダーに妥当かつ効果的な方法で発信される、根拠に基づいた広報の活用により、生物多様性の多面的な価値を普及啓発するための措置を導入または強化すること；

(b) 先住民族及び地域社会の共同行動、保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法、人と自然の調和のとれた関係を促進する「自然との共生」などの貢献を必要に応じて含む生物多様性の多面的な価値を評価するための多様な手法及び手段のほか、環境経済会計及び自然資本会計の利用を導入または拡大すること；

(c) 戦略的な環境評価手法の適用の強化や、回復力への影響を含む生物多様性、生態系機能及び生態系サービスへの潜在的な影響を評価するツールの利用などにより、環境影響評価と戦略的環境評価の効果を高める措置を講じること；

(d) 条約及び戦略計画 2011-2020 の実施にとって正の影響を持つ規定と負の影響を持つ規定の特定を奨励するために、愛知目標 3 を実施するためのマイルストーンに沿って、各国の政策及び法規制の見直しを行うこと、また意思決定の透明性や情報の入手に関する条項を含む好ましくない含意を持つ条項の改定を検討する；

(e) 条約と戦略計画 2011-2020 の実施を支援する国の制度を含む国レベルで行われている分野横断的な主流化に向けた取組の実施状況を評価し、実施における格差がある場合は、その格差を特定し、必要に応じて取組を強化すること；

(f) 必要に応じて、また各国の状況に従い、先住民族及び地域社会の土地及び資源に対する権利を認識しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用を強化する土地利用に関する法的枠組みや行政措置を策定すること；

---

<sup>38</sup> 本項の文章の出典は科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の勧告 XIX/1 第 9 (c) 項。



## セクター別の主流化

### 農業

19. 食料、繊維、バイオ燃料、薬草の生産や、生態系プロセス及び気候変動の緩和や適応への貢献などを通じた、食料安全保障と栄養にとっての生物多様性の重要性、及び人の健康や福祉における生物多様性の役割を認識する；

20. また、農業は生物多様性及び生物多様性が支える生態系機能と生態系サービスに依存していること、しかし同時に、生物多様性を支えるさまざまな農業分野の農業や牧場管理の実践方法の中には生息地を維持するものがあることを認識する；

21. さらに、生物多様性に大きな影響を与え得る持続不可能な農法が、現在数多く存在していることを認識する；

22. 飢餓を撲滅し、食料安全保障を確保し、栄養を改善して持続可能な農法を促進することを定めた持続可能な開発目標 2 と、持続可能な食料生産システム、また種、農産物、飼育動物、家畜とこれらに関連した野生種の遺伝的多様性の維持に言及した目標 4 及び 5 を認識する；

23. 栽培作物の改良に重要な遺伝的多様性の源として、また人の福祉になる新たな作物の源として、作物の中心的原産地、栽培作物化、作物の多様性が重要であることを認識する；

24. 決定 IX/1 で、花粉媒介者の保全と持続可能な利用、土壌生物多様性の持続可能な利用、食料と栄養の生物多様性の 3 つに関する国際的なイニシアチブを含む農業の生物多様性に関する作業計画は、引き続き条約の目的を達成するための関連枠組みとなることで合意したことを想起する；

25. また、地球規模生物多様性概況第 4 版 (GBO4)<sup>39</sup> の結論の 1 つ及びその根拠となる評価の中で、食料システムに起因する生物多様性への負荷に対処することは戦略計画 2011-2020<sup>40</sup> の実現にとって不可欠であり、持続可能な食料システムを構築するための行動が緊急に必要であると述べられていることを想起する；

26. 食料及び農産物の需要が高まることにより、生物多様性への負荷は、適切に対処されない限り、さらに増加することに留意する；

27. 締約国に対して、先住民族及び地域社会の世界観（コスモビジョン）と一致し、栽培作物の多様化、生態系に配慮した輪作、アグロフォレストリーを支える農業の持続性にとって先住民族及び地域社会の伝統的知識が重要であると認識すること、また、持続可能な生産を促進し栄養を改善するために、アグロエコロジーのほか、地域や家族で営む農業を促進することを奨励する；

28. また、締約国に対して、必要に応じて、国の生物多様性の目的を反映した土地利用のための政策枠組みを策定することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する。このような枠組みは、農業生産に貢献するもの（花粉媒介、害虫駆除、水供給、浸食阻止など）を含む生態系サービスと生態系機能を高めつつ、また、生物多様性を保護、再生、持続可能な方法で利用し、かつ陸景観の連続性を促進する一方で、特に持続的な生産力を高め、既存の農業用地や牧場での生産の多様化を促進するために、さまざまな規模やレベルのガバナンスの意思決定者に情報を提供するものである；

<sup>39</sup> <https://www.cbd.int/gbo4/>

<sup>40</sup> 決定 X/2、附属書

29. さらに、締約国に対して、直接的または間接的に農業に関係する生態系サービスと生態系機能を基盤とした持続的な生産力の向上に関する研究開発をさらに進めることを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

30. 締約国に対して、地域に適応した多種多様な作物や家畜、その変種や交配種の利用、また花粉媒介者、益虫、栄養分の循環を助ける土壌生物を含む農業システムの中の関連した生物多様性の利用を促進することにより、また生態系サービスと生態系機能の持続可能な管理、農業の多様化、アグロエコロジーの取組、有機農業に基づいた生産性の向上などにより、持続可能な農業生産を、必要に応じて、促進及び支援することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

31. また、締約国に対して、農業が生物多様性に与える正の影響を高め、負の影響を減らし、とりわけ、エネルギー、水、土壌資源の効率的かつ持続可能な統合管理に貢献する持続可能で生物多様性に優しい技術革新、伝統的知識、及び革新的なツールや戦略の開発、移転、利用、拡大を、必要に応じて、促進及び支援することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

32. さらに、締約国に対して、特に生息地の喪失、悪化、分断を減少させ、水、肥料、農薬の効率的利用を促してそれらの不適切な利用を避けるため、そして公的及び民間の資金が、生物多様性の損失を軽減しつつ生産の持続性を向上させる農業方法に注入されることを奨励するため、生物多様性に悪影響を与える奨励措置の撤廃、段階的廃止、改定を含め、各国の生物多様性の目的に沿って、規制と奨励措置を適切に組み合わせることで利用すること、その一方で先住民族及び地域社会のニーズを満たし、他の生態系に悪影響を与えず、各国の法規制や国際的義務に反しない方法で、必要なサービスを提供する生態系の再生を、必要に応じて、促進及び支援することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

33. 締約国に対して、収穫後の損失の削減を含む食料システムの中の生産と消費のすべての段階において損失と廃棄を減らすことを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

34. また、締約国に対して、廃棄食料を減らしたり、持続可能な消費、生産、サプライチェーンを推進したりする運動など、さまざまなセクターの最優良事例を促進し、その教訓を共有することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

35. さらに、締約国に対して、持続的な生産力と栄養摂取を実現するための主要な道筋の1つとして、食料、農業とそこで栽培される在来種／農業従事者による固定種、野生近縁種のための資源の遺伝的多様性を、特に遺伝的多様性の中心地において維持することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

36. 締約国に対して、必要に応じて、食料安全保障と栄養、貧困削減、農と生物多様性保全の取組における社会的公平性という点で、小規模な家族経営の農業及び牧畜が果たす役割が大きなことを考慮し、その重要性に特に留意しつつ、FAOの戦略的枠組み改訂版2010-2019<sup>41</sup>と一致した農業の開発モデルを支援し、2014年10月に世界食料安全保障委員会によって承認された任意自発的な農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則<sup>42</sup>を必要に応じて適用することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

<sup>41</sup> FAO 第38回総会、ローマ、2013年6月15日-22日、C2013/7

<sup>42</sup> CFS/2014/41/4 Rev.1 (<http://www.fao.org/3/a-ml291e.pdf>)

37. 農産品の生産及びサプライチェーン全体にわたる操業過程から森林伐採をなくすための民間セクター及び金融機関のイニシアチブを歓迎し、より多くの企業に対して、同様の取組を取り入れ、実施することを奨励する；

38. また、IPBES が実施した花粉媒介者、花粉媒介や食料生産に関する評価を歓迎し、関連する決定 XIII<sup>43</sup>に留意する；

39. 「農業と食料中間報告書のための TEEB（生態系と生物多様性の経済学）」<sup>44</sup>及び FAO による報告書、食料と農業にかかる世界の生物多様性の現状の初版作成に留意する；

40. FAO、食料農業植物遺伝資源委員会、FAO 農業委員会に対して以下を要請する；

(a) 持続可能な食料・農業システムへ移行しつつある加盟国を支援する目的で、作物、家畜・食料、栄養の各セクターにおける生物多様性の主流化を促進し、その効果を評価するための措置、指針、ツールの策定と実施をさらに支援すること；

(b) 報告書、食料と農業にかかる世界の生物多様性の現状に基づく地球規模の行動計画の策定を検討すること；

(c) 条約の下にある関連機関に進捗状況を提供すること；

41. 締約国に対して、必要に応じて、食料農業植物遺伝資源条約と、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書を、相互支援的な方法で実施することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

## 森林

42. 生物多様性にとって自然林及び原生林が特に重要であることに留意し、食料、飼料、水、木材、繊維、燃料、薬、娯楽の場の提供や気候変動の緩和と適応などを通じて、持続可能な開発、貧困撲滅、人の福祉に貢献する生態系サービスと生態系機能を維持する上での森林の生物多様性の役割を認識する；

43. また、持続可能ではない方法で管理され、生物多様性に大きな負の影響を与えている森林が現在も存在することを認識する；

44. さらに、2020 年までに森林伐採を阻止し、劣化した森林を再生し、植林と森林再生を大幅に拡大させるあらゆる種類の森林の持続可能な管理に言及した持続可能な開発目標 15 とそのターゲット 2 を認識する；

45. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に、あらゆる種類の森林が経済的、社会的、環境的に貢献できることを強調し、持続可能な開発を達成するためのさまざまなビジョン、アプローチ、模範、ツールを考慮に入れた各国及びステークホルダーによる持続可能な森林管理の取組が進んでいることを国連経済社会理事会が認識した 2015 年以降の森林に関する国際的な枠組みについての経済社会理事会決議 2015/33 に留意する；

46. また、持続可能な森林管理について規定し、国連森林フォーラムによって採択された 7 つの要素に言及した国連総会決議 62/98 に留意する；

<sup>43</sup> 花粉媒介生物、花粉媒介、食料生産に関する IPBES 評価に関する補助機関勧告 XX/9

<sup>44</sup> UNEP/CBD/SBI/INF/18

47. さらに、森林生態系の機能における生物多様性の統合的な役割について深く理解する必要性を促した第14回世界林業会議のダーバン宣言<sup>45</sup>の要素に留意する；

48. 自然熱帯林の持続可能な管理のための任意指針、ITTOと国際自然保護連合（IUCN：International Union for Conservation of Nature）によるITTO/IUCN熱帯生産林における生物多様性の保全と持続可能な利用のためのガイドライン（2009年）<sup>46</sup>、また生物多様性の保全と持続可能な利用を確実なものにし、持続可能な森林管理を運用可能にするために森林に関する協調パートナーシップの加盟団体が作成したその他の関連するツールや指針に留意する；

49. 締約国に対して、パリ協定<sup>47</sup>の第5条で定められた行動を実施する際は、生物多様性に十分配慮することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

50. また、愛知目標を含む森林に関連した多国間の取り決めや目標の達成を支援するための協調的かつ一貫した取組を促進する目的で、生物多様性が十分に配慮されることを確認しつつ、国連森林措置<sup>48</sup>を活用し、国連森林フォーラムによる森林に関する国際協定の戦略計画2017-2030の作成に寄与することを奨励し、その他政府、先住民族及び地域社会を含む関連のステークホルダーに対してはこれを要請する；

51. さらに、締約国に対して、先住民族及び地域社会の慣行と生命システムの生態系回復の役割の重要性を認識した上で、生物多様性の保全、再生、持続可能な利用に関する対策を含む持続可能な森林管理のための政策及び戦略の策定と実施において、すべてのステークホルダーの意識と関与を高めるための取組を強化することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

52. 締約国に対して、森林保護、生物多様性の保全と持続可能な利用、先住民族及び地域社会の福祉と生活手段に関する戦略の一環として、先住民族及び地域社会の参加率を高めることを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

53. また、締約国に対して、必要に応じて、森林セクターにおける環境を整え、法規制の執行を強化し、持続可能な森林管理手法を採用することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請し、森林業者及び森林所有者に対して、生物多様性の持続可能な利用、保全、再生を、森林管理計画、持続性に関する任意基準及び／または任意的な認証制度、ツール、指針または他の任意的なメカニズムの策定と利用に統合させることを奨励する；

54. さらに、締約国に対して、森林活動に関連する政策、プログラム、計画、プロジェクト、戦略の影響に関するモニタリングと評価のメカニズムを利用、策定または強化すること、生物多様性に資する行動について報告すること、森林生態系全体の健全性に関する情報を提供する森林または生物多様性のモニタリングシステムなどのさまざまなモニタリング手法を用いて生物多様性の状況を監視することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

<sup>45</sup> [http://www.fao.org/fileadmin/user\\_upload/wfc2015/Documents/Durban\\_Declaration\\_1.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/wfc2015/Documents/Durban_Declaration_1.pdf)

<sup>46</sup> [http://www.itto.int/direct/topics/topics\\_pdf\\_download/topics\\_id=1918&no=0&disp=inline](http://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=1918&no=0&disp=inline)

<sup>47</sup> 国連気候変動枠組条約のもとで採択。

<sup>48</sup> 2015年12月22日の総会決議70/199参照

55. 締約国に対して、国または地域の森林保護地域ネットワークのつながりを、既存のネットワークを尊重しつつ、促進、構築、維持及び／または発展させるための取組を強化すること、必要な場合は、空間及び土地利用計画ツールを適用して、緩衝地帯など森林の生物多様性の持続可能な利用、保全と再生にとって特に重要な地域を特定することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請し、この点において、ITTOとその加盟国に対して、熱帯林の生物多様性に関する ITTO/CBD 共同イニシアチブの実施を進めることを要請する；

56. 締約国に対して、必要に応じて、条約及びその他の関連する国際的義務と協調的かつ一貫したかたちで、森林生産物の持続可能な消費と生産を促進することなどにより、生物多様性に関する成果を得るための持続可能な森林管理を奨励することを強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

57. また、締約国に対して、違法な森林生産物の輸入を防止するため、及び法令順守を確認する制度を実施するために、法令及び規制の策定、実施、執行などを通じて、条約及び他の関連する国際的義務と協調的かつ一貫したかたちで、合法的かつ持続可能な資源を利用した森林生産物を促進し、違法伐採及び関連の違法貿易を撲滅するため、ガバナンス、政策、慣行を利用、開発、強化すること、また必要に応じて、国際機関内及び国際協定を通じ国際機関の枠を超えて、連携することを強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

58. FAO 及び FAO 林業委員会に対して、森林セクターにおける生物多様性の主流化を促進する措置、指針、ツールの策定と実施をさらに支援すること、愛知目標及び関連する持続可能な開発目標への貢献をさらに高めるための方法や手段を定期的に検討することを要請する；

## 漁業・水産養殖

59. 健全な海洋、沿岸、内水面の生態系及び生物多様性、先住民族及び地域社会による持続可能な利用の伝統的慣行は、食料と生活手段の提供における持続性の向上と回復力の強化を実現する上で不可欠であることを認識する；

60. また、持続可能ではない方法で行われている漁業や、生物多様性に多大な負の影響を与える水産養殖の操業や慣行が現在数多く存在することを認識する；

61. さらに、持続可能な開発目標 14 とターゲット 2、4、5、6 が、「海洋生態系の保全」、「持続可能な管理と回復」、「漁獲の効果的な規制」、「最低 10 パーセントの海洋及び沿岸地帯の保全」、「漁業における生物多様性に悪影響を与える奨励措置の禁止」についてそれぞれ言及していることを認識する；

62. 決定 XI/18 を想起し、漁業管理団体に対して、生態系アプローチに沿って、機関同士の連携や先住民族及び地域社会の全面的かつ実質的な参加などを通じて、漁業管理の中で生物多様性関連の課題をさらに考慮することを奨励する；

63. また、FAO、地域漁業管理団体、及び持続可能な漁業・水産養殖における生物多様性への配慮に関する地域の海洋協定や行動計画との連携の重要性を強調した決定 X/29 及び XI/18 を想起する；

64. 海洋法に関する国際連合条約<sup>49</sup>、1993 年 FAO による保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定<sup>50</sup>、ストラドリング

<sup>49</sup> 国際連合、協定シリーズ、vol.1833、No.31363

<sup>50</sup> <http://www.fao.org/docrep/meeting/003/x3130m/X3130E00.htm>

魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法<sup>51</sup>に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 (1995 年)<sup>52</sup>の締約国についてはこれらを含め、また 1995 年 FAO の責任ある漁業のための行動規範<sup>53</sup>と、2014 年 FAO による食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意ガイドラインを含む附随する指針及び行動計画などのさまざまな関連する国際協定は、協定の締約国にとって、漁業政策と管理のための包括的な国際的枠組みへの貢献を意味し、漁業及び水産養殖における生物多様性の主流化を支援するものであることを認識する；

65. 締約国に対して、愛知目標 6 を達成するために、利用できる手段を活用することを奨励し、その他政府及び関連機関に対してはこれを要請する；

66. 決定 X/29 第 55 項を想起し、締約国に対して、違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業に対処する手段である、2009 年 FAO の違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業の防止、抑止、廃絶のための寄港国措置協定を批准及び／または実施することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

67. 海洋及び沿岸の保護地域は、特にマングローブ、湿地、海藻藻場などの沿岸生態系において生物多様性を保全し、漁業の持続性を実現させる生態系サービスを維持するための効果的なツールであることを認識し、空間的または時限的な禁漁などのその他管理措置の役割に留意する；

68. 決定 X/29、XI/17、XII/22 を想起し、さまざまな愛知目標の達成を支援する上で、生態学的または生物学的に重要な海洋地域及び脆弱な海洋生態系の基準を満たす地域に関する科学的情報の活用に関して、生物多様性条約事務局、FAO、地域の漁業関連機関がさらに連携し、情報の共有を図ることを求める；

69. 締約国に対して、漁業及び水産養殖への生態系アプローチに関する既存の指針を、必要に応じて利用することを強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

70. 締約国に対して、サンゴ礁及びサンゴ礁と密接に関連した生態系に関する愛知目標 10 を達成するための優先行動<sup>54</sup>の実施などを通じて、海洋及び淡水環境への負荷の管理における相乗効果を高めることを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

71. 締約国に対して、漁業のガバナンスのメカニズムを構築し、または必要があれば既存のメカニズムを強化し、絶滅の恐れのある種の保全と回復を促進する目的で措置や規制を含む漁業能力の管理や抑制のための政策を考案及び実施する際には、条約の前文に沿って、生物多様性への配慮、特に予防的アプローチを十分に行うことを強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

72. また、締約国に対して、必要に応じて、零細規模の漁師が海洋資源を入手し市場に参入する方法を提供することを強く促し、その他政府に対してはこれを要請する；

<sup>51</sup> 国際連合、協定シリーズ、vol.2161、No.37924

<sup>52</sup> 国の管轄を超えた地域の海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約のもと、国際的に法的拘束力を持つ協定に関する決議 69/292 の国連総会での採択を留意する。

<sup>53</sup> <http://www.fao.org/docrep/005/v9878e/v9878e00.htm>

<sup>54</sup> 決定 XII/23 参照

73. しかるべき政府間機関に対して、海洋、沿岸、内水面の生物多様性及び漁業に関する連携を強め、また適切な場合は、エコツーリズムなどの、零細規模の漁業などと並行して資源の別の活用方法によって地域の人々が恩恵を受けられる機会を創出することを奨励する；

74. 愛知目標 6 の実施を支援し報告を改善するための FAO、IUCN、生物多様性条約事務局長の現行の協力を歓迎する；

75. FAO と FAO の漁業委員会に対して、漁業及び水産養殖における生物多様性の主流化の促進及び支援のための措置、指針、管理ツールの策定及び実施を検討した上でさらに支援し、また、絶滅の恐れのある海洋生物種の回復を促進し、乱獲を防止するためのさらなる措置を検討することを要請する；

76. 事務局長に対して、漁業に対する生態系アプローチなど、漁業における生物多様性の主流化に関する知見を収集する上で連携し、集約した知見を第 14 回締約国会議に先立って公表するよう求め、FAO に対してはこれを要請する；

## 観光

77. 国連総会が 2017 年を開発のための持続可能な観光の国際年と宣言した、貧困撲滅と環境保護を目指したエコツーリズムを含む持続可能な観光の促進に関する 2014 年 12 月 19 日の国連総会決議 69/233 を想起し、

78. 生物多様性の保全と持続可能な利用のための機会を創出するため、また農村部に住む人々の生活環境を改善するための 1 つの手段として、地域密着型の観光を含む持続可能な観光の可能性を認識する；

79. また、生物多様性の保全と持続可能な利用のため、そして先住民族及び地域社会に質の高い仕事及び収入を提供するために、持続可能な方法で管理され、生物多様性に配慮した観光の重要性、及び非収奪型事業に関するピョンチャン宣言<sup>55</sup>で示されたような持続不可能な活動からそうした観光を守る必要性を認識する；

80. さらに、生物多様性に多大な影響を与え得る持続不可能な観光が現在数多く実施されていることを認識する；

81. 締約国に対して、国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme)、世界観光機関 (WTO : World Tourism Organization)、国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme)、IUCN を含む国際的な機関やイニシアチブの関連する成果を考慮に入れつつ、第 7 回締約国会議<sup>56</sup>で採択された生物多様性と観光開発に関する指針及び第 12 回締約国会議<sup>57</sup>で改正された指針の適用に関する手引きを、自発的に活用及び実施することを求め、その他政府に対してはこれを要請する；

82. 締約国及びその他政府に対して、必要に応じて、また各国の法規制に従い、以下の行動を起こすことを要請する；

(a) 持続性に関する基準に基づき、また先住民族及び地域社会、地方及び自治体の政府、民間セクター、市民社会を含む関連するあらゆる組織及びステークホル

<sup>55</sup> 参照：

[http://diversforsharks.com.br/wp-content/uploads/2014/10/NON-EXTRACTIVE-BUSINESSES-DECLARATION-Signed\\_f1.pdf](http://diversforsharks.com.br/wp-content/uploads/2014/10/NON-EXTRACTIVE-BUSINESSES-DECLARATION-Signed_f1.pdf)

<sup>56</sup> 決定 VII/14、附属書

<sup>57</sup> 決定 XII/11

ダーの参加の下、観光開発を促進する政策、プログラム、枠組みを策定及び採択し、また既存のものを強化すること；

(b) 地方または地域共同体レベルで観光収入の一部を生物多様性の保全や生態系の再生に再投資するためのメカニズムを検討する上で、投資、社会基盤整備、雇用創出を含む観光セクターの計画、運営、管理に関する意思決定のために、観光が生物多様性に与える正の影響と負の影響に関する情報を収集、統合、利用すること；

(c) 保護地域システムの構築及び維持における公的／民間の投資を補完及び支援し、持続可能な観光を支援するために、必要に応じて、各国の法規制に従い、民間セクター、市民社会、先住民族及び地域社会を関与させた上で、特に、沿岸及び海洋の生態系と関わって活動している機関を含む国及び地方の保護地域機関向けに、入場料、観光サービス提供料、売店、ライセンス料など必要に応じた資金的手段の開発と実施に関する能力構築を促進すること；

(d) 一般の人々、特に旅行者及び観光業者に向けて、持続可能な旅行及び任意的な基準と認証制度を含む持続可能な観光プログラムや運営に関して、さまざまな広報、教育、普及啓発ツールをさらに開発及び利用するための措置を講じること；

(e) 能力開発と技術移転を促進しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用、生態系の再生、先住民族及び地域社会の生活手段の多様化に貢献できる活動の一環として、農村地域社会の観光を促進すること；

(f) 特に生物多様性の主流化に関する活動について WTO と協力し、開発のための持続可能な観光の国際年として 2017 年の広報活動を進めること；

(g) 持続可能なエコツーリズムの活動や運営は、生物多様性の保全に頼っていると同時に、貢献できるものであることに留意し、持続可能なエコツーリズムの活動や運営を促進すること；

### 主流化を進めるために重要な関係者を関与させる

#### ビジネス

83. 事務局長に対して、生物多様性に関する行動の報告を企業に奨励するため、またこうした報告の透明性を高め比較しやすくするために、行動の分類表を作成したことについて、感謝の意を表明する；

84. 愛知目標及び条約の目的の達成において、「ビジネスと生物多様性パートナーシップ」の一環として、ビジネスと生物多様性に関する国または地域のイニシアチブを、必要に応じて確立し、参加することを、未実施の締約国とその他政府に対して要請する；

85. 締約国及びその他政府に対して、サプライチェーンや施設などの企業活動や運営が生物多様性と関連する生態系機能と生態系サービスに与える影響、また実行した予防的措置や再生・救済措置、それに付随した費用に関する情報を収集及び評価することを、必要に応じて、企業に奨励することを要請する；

86. 締約国に対して、持続可能な開発と貧困撲滅に貢献する一方で、生物多様性の保全及び持続可能な利用の支援を企業に奨励することを強く促す；

87. 締約国に対して、生物多様性や生態系機能と生態系サービスへの依存度と影響を評価し、深く理解することにつながる自然資本プロトコル、価値と価値評価のための IPBES ガイド、評価実践者のためのミレニアム評価ガイド、また生物多様性



の多面的な価値を決める非市場型アプローチなどのさまざまなツールを、必要に応じて考慮に入れるよう企業に奨励し、その結果を必要に応じて共有するよう求める；

88. 企業に対して、上の第 83 項に関連する活動を開始または強化し、必要に応じて、集約した情報を、業務、場所、調達、利用に関する決定を含む意思決定に取り入れることを要請する；

89. 締約国に対して、生物多様性への配慮を、持続可能な消費及び生産のための政策、計画、プログラムに盛り込むまたは強化するよう求め、その他政府に対してはこれを要請する；

90. 締約国に対して、教育及び普及啓発運動などを通じて、持続可能な生産と消費の形態を構築し、食料システムにおける生産及び消費のあらゆる段階での廃棄資源の削減に寄与するような行動様式の変化を促すために、公的及び民間セクター、地域経済と連携することを奨励し、その他政府に対してはこれを要請する；

91. 関連する国内外の機関及びイニシアチブに対し、持続可能な消費と生産の形態を促進する活動など本決定に含まれているビジネスセクターに関する活動を支援することを要請する；

92. ビジネスセクターと、関連機関やイニシアチブに対して、自然資本評価などのビジネスセクターにおける生物多様性関連の価値評価や会計制度を実施するために、既存の枠組みに関する情報、またビジネスセクターによる枠組みの適用の奨励、促進及び／または支援を模索するプログラムに関する情報を、事務局長に提出することを要請し、事務局長に対して、同提出物を CHM を通じて公表するよう求める；

93. 締約国に対して、必要に応じて、生態系に優しい製品のためのエコラベルの活用など、持続可能な消費のためのさまざまな消費者向けアプローチを促進することを要請する；

94. また、締約国に対して、ビジネス関連の意思決定における生物多様性の主流化を促進し、ビジネス関連の意思決定における生物多様性主流化の事例について普及啓発するための政策や措置を講じるまたは引き続き実施すること、また行動の分類表の活用を奨励するなどにより、企業による行動の透明性及び一般の人々の意識を高めることを要請する；

95. 企業に対して、国または地域のビジネス及び生物多様性のイニシアチブなど産業界全体の行動を向上させる上での業界団体の重要性を考慮に入れ、サプライチェーン及び施設を含む生物多様性に関する企業の行動を報告するために行動の分類表を利用し、この分類の利用を改善または効果的にするための提案を提供し、上項で定められたビジネスの関与に関する行動に取り組むことを要請する；

## 地方及び自治体政府

96. 締約国に対して、地方及び自治体政府のこれまで以上に効果的な関与の必要性を考慮し、各国の状況に従い、以下を求め、その他政府に対してはこれを要請する；

(a) 地方政府内でのネットワーク構築が有益であることを考慮に入れつつ、条約と戦略計画の実施への地方及び自治体政府の貢献度を高めるため、地方及び自治体政府を関与させる取組を強化すること；

(b) 生物多様性及び生態系サービスと生態系機能の重要性について、また生物多様性の包括的な保全、保存、持続可能な利用、管理における先住民族及び地域社

会の役割について、地方及び自治体政府の意識を高め、戦略計画 2011-2020 と NBSAP の実施に対する地方及び自治体政府の貢献度を高めるための戦略の策定を検討すること；

(c) 関連する国際的プロセスに、地方及び自治体政府に関連する生物多様性への配慮を組み込むこと；

### 先住民族及び地域社会

97. 生物多様性の保全と持続可能な利用において先住民族及び地域社会が中心的役割を果たすこと、また世界の生物多様性を引き続き支援するために、先住民族及び地域社会の知識、技術、慣行、革新を強化する必要があることを認識する；

98. また、条約の目的を達成するために先住民族及び地域社会の共同行動の役割も認識する；

### 科学界

99. 生物多様性の主流化に向けた取組を支援し、生物多様性の保全と持続可能な利用、地域開発、社会的福祉を確保する目的で、意思決定者やその他のステークホルダーと密接に連携しながら作業をするためにメキシコのカンクンに集った科学界の献身と第 3 回生物多様性のための科学フォーラムの成果を歓迎し、締約国に対して、戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けて、締約国の実行力を上げるための知識の共同生産を支援し、必要に応じて、その成果を活用することを要請する；

100. さらに幅広い科学界に対して、政策立案者とその他のステークホルダーと緊密に連携し、また IPBES と共同で、研究結果、ツール、情報を政策立案者に伝え、同フォーラムで特定された知識格差を埋める取組を強化することを要請する；

### ジェンダー

101. 農業、林業、漁業、観光、及びその他のセクターでの生物多様性の主流化において女性の役割が不可欠であること、生物多様性主流化のためのすべての政策及び行動で、女性の役割、権利、ニーズ及び意欲を十分に考慮に入れる必要があることを認識する；

102. また、持続可能な開発目標 5 を認識し、事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、ジェンダー（男女の性差）に対する配慮を NBSAP 改訂版に盛り込む場合、また国のジェンダー政策及び行動計画に生物多様性を取り入れる場合は、先住民女性のビジョンと視点を考慮に入れた上で、締約国への支援などを通じてジェンダー行動計画 2015-2020 の実施を支援するため、ジェンダーの主流化に関する作業を続けるよう求める；

### 今後の作業

103. 第 14 回締約国会議において、エネルギーと鉱業、社会基盤整備、製造業と加工業、健康の各セクターにおける生物多様性の主流化を検討することを決定する；

104. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、上の第 3 項で特定された国際的プロセス及びその他の関連する国際的プロセスは実施段階に入ることから、これらのプロセスに引き続き関与し、また上の第 5 項、11 項、13～15 項に従った取組において締約国を支援するよう求める；

105. また、事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、関連機関及びイニシアチブと連携し、既存の作業の重複を回避するかたちで、以下を求める；

(a) 戦略計画 2011-2020 の目標 A と持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施への支援を提供するために、関連する国際機関及びイニシアチブと協力し、複数のステークホルダー間のパートナーシップを強化すること；

(b) 条約及び戦略計画 2011-2020 の実施を支援するため、締約国からの新しい情報、第 5 回国別報告書から入手できる情報、CHM、その他の既存の情報源を活用し、国レベルで設置されている制度メカニズムの優良事例と成功事例を特定すること、また条約実施に関する補助機関会合（SBI：Subsidiary Body on Implementation）の第 2 回会合で報告すること；

106. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、他の関連機関、企業、イニシアチブと協力し、ビジネスと生物多様性パートナーシップや関連する連携機関を通じて、さまざまなビジネスセクター内で及びセクターを超えてデータ及び情報の一貫性を高めるために、生物多様性関連の問題に関するデータや情報の提供を調和させる方法に関する見解を得るよう求める；

107. また、事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、主流化の必要性及び戦略計画 2011-2020<sup>58</sup>に照らして、条約の実施をさらに強化するために、第 14 回締約国会議に先立って開催される科学技術助言補助機関会合（SBSTTA：Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）で、既存の作業計画を最大限に活用する方法に関する選択肢を提示するよう求める；

108. 資金が利用可能であることを条件に、SBI 第 2 回会合で検討できるように指針草案を提供する目的で、ビジネス関連の行動に関する報告に用いる行動の分類表に関して、締約国と連携した事務局長のさらなる作業を求める；

109. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、以下を求める；

(a) 本決定の実施に向けてすべての関連する分野で、FAO 及びその他の関連する連携機関との連携を強化すること；

(b) 農業、漁業、林業に関する会議及び委員会、FAO 食料農業遺伝資源委員会、世界食料安全保障委員会、国連森林フォーラム、その他の関連する機関に本決定を伝えること；

(c) FAO 及びその他の関連する連携機関と連携し、生物多様性に関連した食料及び農業における「持続性」の概念についてさらなる指針を作成し、締約国に普及させること、また実現可能な場合は、里山イニシアチブのような既存のイニシアチブを土台とし、決定 X/32 及び XI/25、国際的義務と一貫したかたちで、関連する情報の締約国間での共有及び技術移転のための支援を、特に発展途上国のために促進及び強化すること；

(d) 農業、林業、漁業・水産養殖、観光、また石油・ガス、鉱業、エネルギー、社会基盤整備の各産業など他の関連セクターに生物多様性への配慮を組み込むための既存の指針及びツールを、条約の CHM を通じて利用できるようにすること；

<sup>58</sup> 本項の文章の出典は SBSTTA の勧告 XIX/1 の第 9(d)項及び(iv)項

(e) 必要に応じて、決定 XII/2 で定められた地球規模の広報戦略と情報伝達アプローチの一環として、農業、林業、漁業・水産養殖、観光を含むこうしたセクターに関連した特定の対象グループに向けた、生物多様性の主流化に関する情報伝達アプローチを策定すること；

(f) FAO、WTO、その他の関連機関と連携し、各セクターでの生物多様性の主流化に関する知見、最優良事例、事例研究の共有と包括的政策指針<sup>59</sup>の作成において、締約国を支援すること；

(g) 生産セクターにおける生物多様性の主流化に成功した国の教訓及び事例研究を集約すること；

110. FAO に対して、他の関連する連携機関と協力し、本決定の実施を支援し、進捗について情報提供することを要請する；

111. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件に、以下を求める：

(a) 第 6 回国別報告書の中で締約国が提供する観光活動に関する情報を、関連する国際機関やイニシアチブから提供された情報で補完した上で、分析すること；

(b) 持続可能な観光開発及び農村地域の観光のための意思決定において締約国を支援するため、上の第 81 項で定められた活動を通じて集約された情報を第 14 回締約国会議に先立って締約国に提供すること；

112. 地球環境ファシリティ (GEF : Global Environmental Facility) 及びその他のさまざまな資金提供機関に対して、開発途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、及び新興経済国から要請された場合、分野横断的な主流化に取り組む国主導のプロジェクトに資金援助を提供することを要請する；

---

<sup>59</sup> 本項の文章の出典は SBSTTA の勧告 XIX/1 の第 9(d)項及び(i)項

#### XIII/4. 生物多様性と気候変動

締約国会議は、

決定 X/33 のパラグラフ 8 を再確認し、

生物多様性、気候変動の適応、緩和及び防災の各コミュニティ間の協力は複数の利益を実現するような介入を設計するための更なる能力をもたらすことを認識し、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、仙台防災枠組み 2015-2030、戦略計画 2011-2020 及びパリ協定によって提供される相乗効果の可能性についても認識し、

事前の情報に基づく同意を通じたものを含む先住民族及び地域社会先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の必要性、及び彼らの生計及び文化に及ぼす有害な影響を回避するための異なるニーズについて特別な注意を払う必要性について更に認識し、

ジェンダーに対応するアプローチや青少年の参画が気候変動の適応、緩和、及び防災のための政策、プログラム及びプロジェクトの成功と持続可能性を確保するために極めて重要であることを認識し、

保護地域ネットワークとその機能性及びつながりの気候変動適応に関する改善された科学的情報の必要性についても認識し、

気候変動の適応だけでなく緩和における泥炭地の役割を強調しているラムサール条約の第 12 回締約国会議における「泥炭地、気候変動及び賢明な利用：ラムサール条約への影響」と題する決議 XII.11 に留意し、

次の報告書及び生物多様性と気候変動に関する事務局長による文書の中で提供されている概要情報に留意し：

(a) 気候変動の適応及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチの経験に関する統合報告書；

(b) 気候変動の緩和の文脈における生態系の管理：現在の知識のレビューと陸域の森林を超えた生態系に基づく緩和活動を支援するための勧告；

(c) 愛知目標と土地ベースの気候緩和の間の関係性；

(d) 気候変動適応活動の生物多様性への肯定的影響の強化と否定的影響の最小化に関する手引き；

(e) 国家気候変動適応計画への遺伝的多様性の統合を支援するための任意ガイドライン；

1. パリ協定、特に生物多様性に関する条文を歓迎する；

2. 締約国及び他の政府に対し、自国が決定する貢献（NDC）を策定する際に、及び適切などころでは、関連する国内措置を実施する際に、海洋を含む全ての生態系の保全を確保すること及び生物多様性の保護の重要性について十分に考慮に入れること、及び生物多様性条約のナショナル・フォーカル・ポイントを関与させ、必要に応じて生物多様性条約の下で開発された情報及びツールや手引きが利用される

ことを確保するべく、生態系に基づくアプローチをこの作業に統合することを奨励する；

3. 生態系に基づくアプローチが技術的に実現可能であり、政治的に望ましく、社会的に受容可能で、経済的に実行可能でかつ有利であること、及びこれらのアプローチについての実施や投資は、一般的には、国際及び国のレベルで増加していることを認識する；

4. 締約国、他の政府及び関係機関に対し、気候変動の適応及び緩和、及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチを、戦略的な計画プロセスにセクターをまたいで統合するよう奨励する；

5. 海洋及び沿岸の生態系、コミュニティ及び社会資本の気候変動に対するレジリエンスを保護し、構築することにおける海洋保護地域、陸水保護地域、沿岸資源管理及び海洋空間計画の重要性を強調する；

6. 開発途上国における森林の減少・劣化からの温室効果ガスの排出削減及び、森林の保全及び持続可能な管理並びに森林の炭素ストックの強化の役割に関する活動のための政策アプローチや正のインセンティブ、及び森林の一体的かつ持続可能な管理のための合同緩和・適応アプローチといった代替的な政策アプローチ、並びに生物多様性の保全と防災におけるこれらのアプローチの潜在的な役割に留意する；

7. 生物多様性の保全における気候変動の適応・緩和措置と、全ての生態系における防災との間の相乗効果の可能性についても留意する；

8. 締約国、他の政府及び関連機関に対し以下を奨励する：

(a) 行動しないことのコスト、及び生物多様性の損失や他の否定的な影響を削減するための時宜に適った行動に投資することの価値を考慮しつつ、生物多様性の劣化及び損失並びに生物多様性への影響、及び適切などころでは、気候変動や災害に関係する社会面、環境面及び経済面で関連する影響に対処すること；

(b) 気候変動の適応・緩和及び防災のための活動のための生態系に基づくアプローチを計画及び実施する際には、生物多様性の状況及び将来の気候変動の影響に対する現在のもしくは将来的な脆弱性を考慮に入れるとともに、可能などころでは、脆弱性を増大させるとともに生物多様性及び生態系のレジリエンスを減弱させる可能性のある活動を回避すること；

(c) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチの開発及び実施において、潜在的な複合的な利益やトレードオフについて考慮すること；

(d) 気候変動の適応・緩和及び防災に関して、生物多様性によって提供される生態系の機能及びサービスの重要性に関する教育及び訓練のカリキュラム並びに一般市民向けの意識向上プログラムを開発して実施すること；

(e) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチについて、特に関連セクター及び政府の様々なレベルの意思決定者の間における意識を向上させること；

(f) 気候変動の適応・緩和並びに防災のための費用対効果の高い手段として、保護地域及び他のエリア・ベースの保全措置の役割を、また、管理と保全に対する投資の増加が経済的、社会的、環境的に肯定的な効果を生むことを認識すること；

(g) 利用可能な科学に基づくとともに先住民族及び地域社会の伝統的な知識や実践を考慮した、気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチを開発すること；

(h) 海洋及び沿岸域及び都市圏、オアシス系及び農業景観の場を含め、生態系に基づくアプローチの広範な利用を推進すること；

(i) 計画段階の早期における開発及び適応が最善であることに留意しつつ、改善されたモニタリング及び評価手法の開発を通じたものを含め、気候変動の適応・緩和、及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチの有効性を評価するために体系的に証拠を収集して分析すること；

(j) 気候変動の適応・緩和及び防災に関する既存のツールや手引きを活用すると共に、適切などころでは、これらのツールや手引きを更に開発及び洗練すること；

(k) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチが人間及び生物多様性に対するコベネフィットを最大化させることを確保すること；

(l) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチに関し、国連気候変動枠組条約の下で確立されたような、先住民族及び地域社会のものを含み経験の交流と優良事例の共有のためのプラットフォームを、全体的かつ統合的な形で、推進すること；

(m) 気候変動の適応に係る優良事例、戦略及び方法論の、保全計画の枠組みへの統合を、種及び生態系の応答や過去及び将来の人的要因による気候変動に対する脆弱性に考慮して、推進すること；

(n) 本パラグラフにおいて言及した事項に関する知識及び経験を、特にクリアリングハウス・メカニズムを通じて、共有・頒布すること；

9. 締約国、他の政府、ドナー及び関連機関に対し、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び経済移行国が気候変動の影響、及び生物多様性の緩和及び適応の活動が生物多様性に与える正負の影響に関連する活動を実施できるように、市民意識の向上を通じたものを含む、能力構築活動に対する資金的、技術的支援の提供を奨励した、決定 IX/16 のパラグラフ 5 を想起する；

10. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、関連機関、特に国連気候変動枠組条約及び国連国際防災戦略事務所と協力して、気候変動の適応・緩和及び防災に取り組む生態系に基づくアプローチの設計及び効果的な実施のための任意ガイドラインを、締約国会議の第 14 回会合の前の科学技術助言補助機関による検討のために作成することを要請する；

11. また、事務局長に対し、当該任意ガイドラインが、生物多様性条約、砂漠化対処条約及び国連気候変動枠組条約の下で開発された既存の手引きを考慮すると共に、以下に関する情報を含むことを確保するよう要請する：

(a) 様々な規模で生物多様性を保護しながら、気候変動の適応・緩和及び防災に取り組むための生態系に基づくアプローチの有効性を評価するためのツール；

(b) 準国家及び地方のレベルを含む、気候変動の適応・緩和及び防災に対する生態系に基づくアプローチの様々な規模での設計及び実施；

(c) 様々な生態系サービスの提供におけるトレードオフと気候変動の適応・緩和及び防災のための生態系に基づくアプローチの限界；

(d) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組むための生態系に基づくアプローチの有効性をモニタリングするためのツール及び指標；

(e) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組むための生態系に基づくアプローチに代替的な政策アプローチを統合するための選択肢；

(f) 気候変動及び生物多様性への影響に対処し、対応するための先住民及び地域社会の知識、技術、実践及び努力の統合；

(g) 気候変動の適応・緩和及び防災に取り組むための生態系に基づくアプローチをハード・インフラと組み合わせて活用する手法；

12. 更に事務局長に対し、可能性のある解決策を特定するべく、国連気候変動枠組条約の事務局、仙台防災枠組 2015－2030 及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダとの相乗効果を、知識の増加及び生物多様性条約の下で開発された気候変動の生物多様性への影響及び気候変動の適応・緩和及び防災に対する役割に関する情報、手引き及びツールの共有が含まれることを確実にしながら、更に推進するよう要請する；

13. 事務局長に対し、生態系再生と気候変動の適応・緩和に取り組むための生態系に基づくアプローチ、並びに砂漠化対処条約の下での土地の劣化の中立性及び持続可能な土地の管理との間の相乗効果を更に強化するとともに、他の国連組織の下での関連アプローチとの一貫性を確保するよう要請する。



### XIII/5. 生態系回復：短期行動計画

締約国会議は、

条約第 8 条(f)項及び決定 XI/16 並びに XII/19 を想起し、

締約国が生物多様性国家戦略及び行動計画、及び他の国、地域及び世界的な戦略及び／もしくは計画の中で生態系回復のニーズを特定したこと、及び多くの生態系回復活動が様々な組織や正負の支援を得て進行中であることを認識し、その上で、多くの劣化した生態系が再生を必要としていることに留意し、

韓国山林庁により支援されている森林生態系回復イニシアチブの実施における進捗を歓迎し、

生態系回復は、効果的に実施されかつ他の関連政策と首尾一貫していれば、愛知目標の多くのみならず、複数の持続可能な開発目標、生態系に基づく適応及び砂漠化への対処、干魃の影響の緩和の達成に貢献し、国連気候変動枠組条約の下での緩和や、砂漠化対処条約の下での土地の劣化の中和、仙台防災枠組 2015-2030、及びラムサール条約の下での湿地の賢明な利用、国連森林フォーラムの 4 つの世界的目標性、移動性野生動物の種の保全に関する条約の下でのコミットメント、世界森林景観再生パートナーシップのボン・チャレンジ及び他の多くのイニシアチブの目標を支援することを強調し、

回復に係るニーズは、社会的、経済的、及び環境的な目的をバランスさせる方法で実施されるべきであること、及び特に女性の参加については、女性の変化をもたらす強力な主体であり、そのリーダーシップがコミュニティの再活性化や再生可能な自然資源の管理において決定的に重要であることを認識した上で、土地所有者などの全ての関連ステークホルダー並びに先住民族及び地域社会の参画が再生プロセスの全ての段階で極めて重要であることを認識し、

再生に関する目標を 2020 年までに達成するためには努力を強化する緊急性を想起し、

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームにより現在実施されている、2018 年の完了予定の土地の劣化及び回復に関する課題別評価：成果 3(b)(i)に留意し、

1. 本決定の付属に含まれている生態系回復に関する短期行動計画を、愛知目標 5、12、14、及び 15 並びに世界植物保全戦略の目標 4 及び 8、更には他の国際的に同意された目的や目標、及び特に生物多様性国家戦略及び行動計画又は他の関連戦略や計画の達成に向けた緊急行動のための柔軟な枠組かつ各国の状況や法律に適応可能なものとして、採択する；

2. 特に、生態系回復に関する短期行動計画を、必要に応じて、柔軟な枠組として各国の状況にしたがい、活用することを、締約国に対しては強く要請すると共に、他の政府及び関連機関並びに先住民族及び地域社会、そして関連ステークホルダーに対しては奨励する；

3. 締約国に対し、生態系回復行動計画を開発・実施する際に、及び生物多様性国家戦略及び行動計画を更新する際に、他の関連プロセスの下で推進されているものを含め、既存の目標やコミットメントを考慮に入れるとともに、それらを生物多様性国家戦略及び行動計画に含めるよう奨励する；

4. 然るべき立場にある締約国及び地球環境ファシリティを含む国際金融機関及び地域開発銀行といったドナーに対し、生態系回復活動及び持続可能な開発、食料、水及びエネルギーの安全保障、雇用創出、気候変動の緩和・適応、防災及び貧困根絶に必要な応じて統合されたモニタリングプロセスに対して支援を提供するよう *招請* する；
5. 締約国、他の政府及び関連する機関及びステークホルダーに対し、海洋環境が維持されることを確保するために、適当なところでは、行動計画中の、礁、沿岸及び海洋生態系並びに都市環境における生態系回復を検討するよう *奨励* する；
6. 締約国に対し、行動計画の実施から生じる活動及び成果についての情報を任意で提供するよう *招請* すると共に、事務局長に対し、提出されたものを取りまとめの上でクリアリングハウス・メカニズムを介して入手できるようにするよう *要請* する；
7. 関連機関及び先住民族及び地域社会に対し、愛知目標の達成及び生態系サービスの提供にとって極めて重要な生態系回復の実施を推進するとともに、生態系回復に関する短期行動計画を実施するための努力において締約国を支援するよう *奨励* する；
8. 締約国及び関連機関に対し、条約の生物多様性の持続可能な慣習的利用に関する行動計画の文脈におけるコミュニティ本位の生態系回復に関するイニシアチブに対して適切な配慮を払うよう *招請* する；
9. 事務局長に対し、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームが成果 3(b)(i)：土地の劣化及び再生に関する課題別評価の準備において考慮されるよう、本決定を同プラットフォームに伝達するよう *要請* する；
10. 締約国に対し、生態系の保全及び再生に関する国の生物多様性関連活動の実施において先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加を促進するよう *奨励* する；
11. また事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、以下により生態系回復に関する短期行動計画の活用における締約国の努力を支援するよう *要請* する：
  - (a) FAO の森林景観再生メカニズムや森林以外の生態系をカバーする他のイニシアチブと連携した森林生態系回復イニシアチブの実施によるものを含む関連するパートナーやイニシアチブと協力して、能力構築を可能にするとともにツールの使用を支援すること；
  - (b) 生態系回復に関する手引き、ツール及びイニシアチブについての情報を更新するとともに、クリアリングハウス・メカニズムを通じて当該情報を入手可能にすること。

#### 付属

#### 生態系回復に関する短期行動計画

【翻訳省略】

**附属書 I**

生態系回復に生物多様性に関する配慮を統合するための手引き  
【翻訳省略】

**附属書 II**

生態系回復に関する短期行動計画の示唆的な時間枠  
【翻訳省略】

## XIII/6. 生物多様性と人間の健康

締約国会議は、

決定 XII/21 を想起し、

生物多様性条約の事務局と世界保健機関の間で署名された覚書を歓迎し、

世界保健機関及び条約の事務局による、世界的な優先事項をつなぐ：生物多様性と人間の健康、知識の状況についてのレビュー、の公表に留意し、

生物多様性と人間の健康が以下を含む様々な形で相互に関連していることを認識し：

(a) 生物多様性は、直接的には食料、栄養、伝統薬及び生物医学的な発見の源として、そして間接的には清浄な水、衣服、暖房及びシェルターの源としてのものを含め、生態系の機能とレジリエンス及び必要不可欠な生態系サービスの提供を支えとともに変化するニーズや状況、気候変動に適応するための選択肢を提供することにより、人間の健康に対する利益を生み出している；都市環境における生物多様性は、肉体的な運動を刺激することによる福利の感情や、清浄な空気の提供、精神的な福利などにも寄与している；

(b) 生物多様性は、とりわけ感染性因子を介した健康上の悪影響にも関係する可能性がある；

(c) 変化の要因の多くが生物多様性及び健康に影響を与える可能性がある；

(d) 保健セクターの介入が生物多様性に正負両面の影響を与えることがあるほか、生物多様性関連の介入が人間の健康に正負両面の影響を与えることがある、

健康と生物多様性のつながりについてのより良い考慮が、栄養、感染症及び非感染症の世界的な負担を含む人間の健康の多くの側面の改善、及び精神的な健康や福利の向上に寄与し得ることについて留意し、

また、生物多様性の健康上の利益についての認識が生物多様性の保全と持続可能な利用のための根拠を補強することにより、生物多様性国家戦略及び行動計画の策定及び戦略計画 2011-2020 の実施及び愛知目標の達成に寄与することについても留意し、

健康と生物多様性のつながりが持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標に関係することを認識し、

生物多様性、気候変動及び人間の健康の間の強いつながり及び、仙台防災枠組 2015-2030 及びパリ協定によって提供される相乗効果の可能性についても認識し、

生物多様性の健康上の利益が、社会経済的要因の影響を受けること及び局地的な生態系及び文化に特異的な可能性があること、自然資源の管理と家庭の保健において男性と女性はしばしば異なる役割を有していること、貧しく脆弱なコミュニティー、女性及び子供が多くの場合、特に食料、医療、清浄な水、及び他の保健関連サービスについて生物多様性及び生態系に直接依存していることを認識し、

生物多様性の健康上の利益の実現における、伝統的知識並びに通常の科学的知識の重要性を強調し、

生物多様性と人間の健康という横断的な課題への対処における「ワン・ヘルス」アプローチの価値を、エコシステム・アプローチと一貫性のある統合的なアプローチとして、改めて強調し、

1. 世界的な優先事項をつなぐ：生物多様性と人間の健康、知識の状況についてのレビュー、の概要に含まれる主要メッセージに留意する；

2. 締約国及び他の政府に対し、健康上の利益を最大化し、トレードオフに対処し、及び可能なところでは健康上のリスクと生物多様性の損失に共通する要因に対処するべく、健康と生物多様性のつながりについての理解を推進するために、知識の状況についてのレビュー及びその主要メッセージを、必要に応じ、使用することを検討するよう招請する；

3. 締約国及び他の政府に対し、必要に応じてかつ国内の状況を考慮しつつ、上記パラグラフ 2 で述べられた目標を達成するために、本決定の付属に含まれる情報を活用するよう招請する；

4. 締約国、他の政府及び関係機関に対し、必要に応じてかつ国内の状況を考慮しつつ、特に以下の活動を実施するよう招請する：

(a) 政府のあらゆるレベルにわたって、生物多様性を所管する省庁と保健や他の関連セクターを所管する省庁との間の対話を促進すること；

(b) 国家環境保健行動計画、生物多様性国家戦略及び行動計画、及び持続可能な開発及び貧困根絶戦略など、保健戦略を含む関係する国家の政策やプログラム、戦略、計画及び報告を策定及び更新するにあたり、健康と生物多様性のつながりを考慮すること；

(c) 統合されたモニタリング及びサーベイランス能力や早期警戒システムを含めて、生態系の変化から生じる公衆衛生上の脅威について保健制度が予期し、準備し、対応することを可能にする、国のモニタリング能力及びデータ収集を強化すること；

(d) 環境影響評価、リスク評価及び戦略的環境評価、並びに健康影響評価、社会経済的評価及びトレードオフの評価において、健康と生物多様性のつながりを考慮すること；

(e) 生物多様性分野の介入の非意図的かつ望ましくない健康への影響、及び保健分野の介入の非意図的かつ望ましくない生物多様性への影響のいかなるものについても対処し、監視し及び評価すること；

(f) 特に公衆衛生運動の推進を通じ、生物多様性及び人間の健康にとっての利益となる健康的なライフスタイルと持続可能な消費及び生産の様式並びに付随する行動の変化に係る機会を特定し、推進すること；

(g) 様々なレベル及び異なる空間的及び時間的なスケールにおいて、統合的なアプローチを用いつつ、健康と生物多様性のつながりに関する学際的な教育、訓練、能力構築及び研究プログラム、及び生物多様性と健康に関する実践コミュニティーを開発すること；

(h) 健康についての予防アプローチを支援し、健康と福利の複合的な側面を推進するために、保健、環境及び関連事項を所掌する省庁・機関・組織が健康と生物多様性のつながりに対処するための能力を強化する必要性について検討すること；

(i) 特に先住民族及び地域社会のニーズに重点を置きつつ、関連する生物多様性についての懸念事項を国の公衆衛生政策に統合すること；

5. 締約国、他の政府及び関連機関に対して以下を奨励する：

(a) 保健に関する戦略、計画及びプログラムへの生物多様性の統合、及びその逆についての分析、評価、モニタリングを促進するための統合的な測定基準、指標及びツールを開発すること；

(b) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標の実施の文脈におけるものも含めた意識向上及び生物多様性と健康のコベネフィットの強化を目的に、優良事例の手引きを含むツールキットを開発し、とりまとめること；

6. 締約国、他の政府、関連機関及び資金提供機関に対し、特に以下の課題を含む健康と生物多様性のつながり及び関係する社会経済的配慮事項についての更なる調査を推進し、支援するよう奨励する；

(a) 生態群集の構造及び構成、生息地のかく乱、及び人と野生生物の接触を含む、生物多様性、生態系の劣化、及び感染症の出現との間の関係性、及び土地利用と生態系管理への影響；

(b) 食習慣の多様性、健康、並びに農業生態系における作物、家畜及び他の生物多様性の構成要素の多様性の間の相互つながり；

(c) 人間の微生物相の構成と多様性、及び環境中の生物多様性の間のつながりと、人間の居住域の計画、設計、開発及び管理への影響；

(d) 食料安全保障の点を含む、健康にとっての海洋の生物多様性の重要性、及び複数のストレス要因（病原体、化学物質、気候変動及び生息地の劣化を含む）の影響；

(e) 生物多様性及び保護地域を含む自然環境の、特に都市部における精神的・肉体的健康の増進における貢献；

(f) 土壌生物多様性の健康に対する重要性；

(g) 移動性種及びその回廊と、人の健康との間のつながり；

(h) 侵略的外来種と人の健康との間のつながり；

7. 締約国、他の政府、及び関連機関に対し、本決定の実施についての情報を事務局長にて提供するよう招請する；

8. 締約国、他の政府及びドナーに対し、微生物学的な生物多様性と病原性種の特定期等、生物多様性と人間の健康の間の相互のつながりについての分析を更に進めるよう招請する；

9. 戦略計画 2011-2020 及び愛知目標のフォローアップに対処する際に、生物多様性と人の健康の相互のつながりについて検討することを決定する；

10. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、以下を要請する：

(a) 知識の状況レビューの 6 つの国連公用語での頒布、ツールキットや優良事例に関する手引（「ワン・ヘルス」についてのもを含む）の開発、能力構築に対する支援を通じ、及び生物多様性と人の健康に関する機関間連絡調整グループ会合を

WHO 事務局と共同開催する等して、本決定並びに決定 XII/21 のパラグラフ 9 で設定されたタスクの実施を推進し、促進するために、世界保健機関及び他の関連機関と協力すること；

(b) 上記パラグラフ 7 に関連して提出される情報を含め、本決定の実施について受領した情報をとりまとめた上で分析すること；

(c) 「ワン・ヘルス」アプローチの適用における生物多様性及び生態系の管理についての考慮を支援するためのガイダンスを作成すること；

(d) 締約国会議の第 14 回会議に先立ち、科学技術助言補助機関に報告を提出すること。

### 付属

健康と生物多様性のつながりに関する情報

【翻訳省略】

### XIII/7. 森林の生物多様性：愛知目標達の達成支援における国際機関の役割

締約国会議は、

森林に関係する愛知目標、森林に関する4つの世界的目標、パリ協定の下での森林に関係する規定、等に第5条の活動、支援及びガイダンス、森林に関係する持続可能な開発目標及び森林に関する国際的な枠組の間に強い一致があることに留意し、また、それらの達成が戦略計画の2050ビジョン並びに持続可能な開発のための2030アジェンダの実施にとって重要であることを強調し、また、決定XII/20のパラグラフ4で言及されている森林の統合的かつ持続可能な管理のための合同の緩和及び適応アプローチの様な代替的な政策アプローチについても認識し、

森林に関係する取り決め、及びそれらのプロセスやイニシアチブの間の一貫性、協力及び相乗効果を、政策及び実施の両方のレベルで強化することの必要性を強調し、

1. 森林に関する国際的な枠組を強化するとともに2030年まで延長した、2015年以降の森林に関する国際的な枠組に関する国際連合経済社会理事会の決議を歓迎する；

2. また、持続可能な開発のための2030アジェンダ、特に、持続可能な開発目標6及び15の下にある森林に関する目標を歓迎する；

3. 森林の損失を減少させるための他のイニシアチブに留意するとともに、締約国、他の政府及び全ての関連機関並びにステークホルダーに対し、森林に関係する愛知目標の達成への貢献として、必要に応じ、それらの実施に加わるよう招請する；

4. 国連森林フォーラムに対し、森林に関する多国間のコミットメントや目標の達成に向けた協調的なアプローチを推進するべく、森林に関する国際的な枠組の戦略計画2017-2030の策定において、森林に関係する愛知目標を考慮するよう招請する；

5. また、森林に関する協調パートナーシップのメンバーに対し、同パートナーシップの2017-2030作業計画の準備において、愛知目標に対する個別及び集団としての貢献を更に強化するための方法や手段について検討すると共に、以下の様な森林に関する多国間のコミットメントや目標の達成に向けた協調的なアプローチを支援するよう招請する：

(a) 森林に関係する愛知目標の実施に関する経験及び関係情報の共有；

(b) 森林の統合的な管理を改善するための異なるビジョン、アプローチ、モデルやツールを考慮しつつ、様々な戦略計画2011-2020及び愛知目標の実施のためのもを含め、技術的な能力の開発など、各国に対する有用な支援の提供につながる行動を特定すること；

(c) 各メンバーの比較優位を活用するとともに、共同の貢献を更に強化するために、それぞれの役割を精査すること；

(d) 指標及び報告プロセスの協調化を含め、進捗に関するモニタリング及び報告を改善すること；

(e) オープン・データのプラットフォームや相互運用性を通じたものを含め、情報の共有と統合を促進するために知識の管理を改善すること；

6. 締約国に対し、愛知目標及び他の森林に関する多国間のコミットメントや目標の文脈における森林政策を策定及び実施する際に、必要に応じ、(a) 農業、都



市空間における緑地、家畜及び慣行を含む他の土地利用、(b)気候変動の適応・緩和、(c)防災、及び(d)森林の持続不可能な利用の影響、を考慮に入れると共に、天然林及び在来植生の保全と持続可能な利用及び非森林生物群系の植林の潜在的な負の影響の回避について十分な配慮をするよう奨励する；

7. 事務局長に対し、決定 XII/6 のパラグラフ 21 における締約国会議の要請に十分に対応するとともに本決定の実施を支援するために、国連森林フォーラムの事務局を含む森林に関する協調パートナーシップのメンバー、並びに他の関連機関やイニシアチブとの協力を強化すること、及び締約国会議の第 14 回会議の前の科学技術助言補助機関または、必要に応じ、実施に関する補助機関の会合に進捗について報告するよう要請する。

## XIII/8. 生物多様性の持続可能な利用：ブッシュミート及び野生生物の持続可能な管理

締約国会議は、

野生種の存続及び再生及び持続可能な開発や人間の福利に否定的な影響を与える、自然生息地の広範囲の破壊や劣化、景観のつながりの分断及び損失、並びに違法な搾取や違法な野生生物取引、野生生物製品や資源の持続不可能な利用、気候変動、(違法な)土地の転換、汚染、及び侵略的外来種のために一部の野生生物種が継続して減少していることを懸念し、

野生生物の損失は、生物多様性を支える死活的に重要な生態学的プロセスに影響を及ぼすとともに、及び深刻な社会経済面、食料安全保障面、栄養及び保健に関連する影響があり、先住民族及び地域社会及び地域社会の持続可能な慣習的利用及び文化、精神性及びアイデンティティに影響を与えることを意識し、

生物学的及び生態学的な要素の理解と、国の法律に沿った野生生物へのアクセスに係る先住民族及び地域社会の管理及び歴史的な権利を含む人間のニーズと利益配分の観点だけでなく、野生生物の保全及び持続可能な利用のためのインセンティブの創出や共有の観点についての人間の側面の重要性を認識した効果的で衡平なプログラムに立脚する健全な野生生物管理プログラムの必要性に留意し、

また、国際連合総会決議 69/314 の持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、特に目標 15 の下の目標 15.7 及び 15.c、及び戦略計画 2011-2020 の実施に貢献する、野生生物の保全、持続可能な利用及び取引に関する強化された政策協調の可能性に留意し、

ブッシュミートの収穫を含め、野生生物管理の持続可能性を改善するための方法について、条約の下で多大な作業が行われてきたことを認識し、また、野生生物の持続可能な利用の問題は他のセクターと関係するとともに、これらの問題に対処するためには戦略的かつ広範なアプローチが必要とされることに留意し、

生物多様性の持続可能な利用に関する協調的な取組の促進及びメンバー間の相乗効果の強化における、野生生物の持続可能な管理に関する共同パートナーシップの役割を再確認し、

1. 締約国及び他の政府、並びに関連機関に対し、南アフリカのダーバンで 2015 年 9 月に開催された第 14 回世界林業会議に提出された更に持続可能なブッシュミート産業のためのより良いガバナンスに向けたロードマップを考慮し、必要に応じて実施するよう奨励すると共に、締約国に対し、生物多様性国家戦略及び行動計画を策定及び実施する際に同ロードマップを活用するよう招請する；

2. 締約国及び他の政府に対し、関連セクターにおける生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化を強化するために、野生生物の持続可能な利用に関係する既存のガイダンスや勧告を開発協力機関の計画や戦略に統合するよう奨励する；

3. 締約国に対し、生物多様性条約の第 6 回国別報告書の中に、持続可能な野生生物管理に関して、権利に基づく管理制度の利用、及び先住民族及び地域社会へのこれらの権利及び付随する管理の移転についての情報を含めるよう招請する；

4. また、締約国に対し、様々なレベルでの情報及び技能の交流を含む、持続可能な野生生物の管理についての訓練及び能力構築を提供するために、先住民族及び地域社会と協働するよう招請する；

5. 事務局長に対し、持続可能な野生生物の管理に関する協働パートナーシップの他のメンバーと協力し、資源が利用可能であることを条件に、以下を要請する：

(a) 食料安全保障及び栄養におけるブッシュミートの役割に関するロードマップ及び 2015 年 2 月に南アフリカで開催された「執行を超えて：違法野生生物取引への対処におけるコミュニティ、ガバナンス、インセンティブ、及び持続可能な利用」に関するシンポジウム、並びに 2015 年 10 月にコロンビアのレティカで開催された「コロンビアにおける持続可能な利用とブッシュミート取引：コロンビアにおける法的枠組の運用開始」の結果に基づき、生物多様性の持続可能な慣習的利用における先住民族及び地域社会の視点や知識を考慮に入れつつ、持続可能なブッシュミート産業のためのより良いガバナンスのための技術的ガイダンスを更に推敲すること；

(b) 生物多様性の持続可能な利用のためのアジスアベバ原則及びガイドラインを含む、本件に関する以前の作業を考慮に入れつつ、野生生物の持続可能な利用及び管理に関する作業のための優先事項について検討して定義するために、締約国、他の政府及び先住民族及び地域社会を含む関連ステークホルダーの関与を促進しつつ、野生生物フォーラムの行事を共同で検討し組織すること；

(c) 生物多様性の持続可能な利用に関する評価の再スコーピングについて、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォームとの相乗効果を強化すること；

(d) 2015 年 7 月に採択された国際連合総会決議 69/314 に沿った違法な野生生物の不正取引に対処するための、及び野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアムといった関連法執行組織との野生生物の保全及び法執行に関する制度面での能力を強化するための、締約国による努力に対する支援を継続すること；

(e) 進捗について、科学技術助言補助機関及び条約第 8 条(j)項及び関連規定に関するアドホック作業部会に対し、締約国会議の第 14 回会議に先立ち開催される会合において報告すること。

### XIII/9. 海洋空間計画及び訓練イニシアチブ

締約国会議は、

#### 海洋空間計画

1. 2014年9月9日から11日にカナダのモントリオールで開催された、海洋空間計画のための整理統合された実践的ガイダンス及びツールキットを提供するための専門家ワークショップの報告を歓迎するとともに、欧州委員会に対してその資金支援についての謝意を表明する；

2. 海洋空間計画は、エコシステム・アプローチの適用を促進し、海洋及び沿岸地域における愛知目標の達成に向けた進捗を早め、人間及び経済開発に係る公共政策への生物多様性の主流化を支援するための参加的なツールであること、及び海洋空間計画に関連する活動のための人的及び制度面での能力の開発への長期的な投資が成功のために不可欠であることを認識する；

3. 必要に応じかつ国内の状況を考慮しつつ、管轄する海洋及び沿岸地域に海洋空間計画を適用するか、これらの地域における既存の海洋空間計画イニシアチブを強化するとともに、以下を行うよう締約国に対して奨励するとともに、他の政府に対して招請する；

(a) 海洋空間計画の実施において、パラグラフ1で言及されている上述の報告、及び関連する国際的及び地域的な機関や条約からの他の技術的なガイダンスを考慮に入れること；

(b) 海洋空間計画の策定と実施において、国内法にしたがい、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加を推進すること；

(c) 海洋及び沿岸地域の統合的管理、海洋保護区及び他の効果的な面的な保全措置、並びに戦略的環境評価、環境影響評価、汚染管理、漁業管理及び観光業を含む他の経済活動の管理を実施するために、既存の努力と緊密に結びつけること；

(d) 海洋空間計画の策定と実施において、関係するステークホルダー及びセクター並びに先住民族及び地域社会と協働すること；

(e) 生態学的、経済的及び社会的な空間データ及び知識の利用及び地域協力を含め、海洋空間計画におけるエコシステム・アプローチの適用と更なる開発を強化すること；

(f) 条約のクリアリングハウス・メカニズム及び他の情報共有の仕組みを介して経験を共有すること；

4. 決定XI/18C及び決定XII/23、特にパラグラフ18を想起するとともに、必要に応じ、権限の範囲内における、国内法にしたがった、海洋空間計画の国内実施を、以下の活動等についての協力を通じて支援するよう、事務局長に対しては資源が利用可能であることを条件に要請するとともに、関連機関、特に国際連合教育科学機関の政府間海洋学委員会、国際連合環境計画、国際連合食糧農業機関、国際海事機関、地域海協定及び行動計画、地域漁業機関に対しては招請する；

(a) 上記パラグラフ1で言及されているワークショップの結果に基づきつつ、オンラインでのやりとり、専門家ワークショップ、事例研究のとりまとめ、専門家間の

非公式なやりとり及び／もしくは専門家によるピアレビューを通じた、海洋空間計画に関する既存のガイダンスの更なる整理統合と補完；

(b) 条約の下での他の作業または他の関係する国際的及び／もしくは地域の協定やプログラムとのつながりの構築；

(c) ガイダンス及び優良事例を検証する機会の追求と、能力構築ワークショップや実地での実施を通じたものを含む能力構築の促進；

(d) 締約国及び他の政府と協力しての海洋空間計画の実施における国、準地域、及び地域の経験のとりまとめ、及び条約のクリアリングハウス・メカニズム及び関係するオンラインの情報共有の仕組みを通じたそれらの頒布；

5. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、上記パラグラフ 4 で言及されている協力における進捗について、締約国会議の第 14 回会合に先だって開催される会合で科学技術助言補助機関に報告するよう要請する；

6. 決定 XII/23 のパラグラフ 19 を想起するとともに、事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に以下を要請する：

(a) 締約国、他の政府及び、国際連合食糧農業機関、ユネスコ政府間海洋学委員会、国際海事機関、国際海底機構、国連環境計画、地域海協定及び行動計画、地域漁業機関、先住民族及び地域社会を含む、関連する機関、イニシアチブ、ステークホルダーに対し、必要に応じ、海洋及び沿岸地域にける愛知目標の達成を支援するべく、海洋空間計画又は強化された保全及び管理のための他の措置の適用についての国、地域及び準地域の経験及び教訓を提出するよう招請すること；

(b) 締約国、他の政府及び関係する機関及びステークホルダーより提出されたものを、科学技術的な追加の情報と共にとりまとめて統合すること；

(c) 締約国会議の第 14 回会合の前に開催される将来の会合における科学技術助言補助機関による検討のために、上記サブパラグラフ 6(b)で言及されているとりまとめ／統合を提出すること；

7. 決定 X/29 のパラグラフ 76 及び決定 XI/24 のサブパラグラフ 1(b)を想起し、また、海洋及び沿岸地域における愛知目標の達成を支援するためのセクター横断的かつ統合的な海洋空間計画と実施の枠組における様々な面的な保全措置に関する既存の努力との間につながりを構築することの重要性を認識し、事務局長に対し、財源が利用可能であることを条件に、特に関係する機関との既存の事務局長の取組に基づき、決定 XI/24 のパラグラフ 10 にしたがって、以下を要請する：

(a) 生態学的に代表性があり良好なつながりを有する海洋保護地域システム及び他の効果的な面的な保全措置の開発、及び効果的で衡平な管理、並びにより広域の陸上景観及び海上景観へのそれらの統合に関する各国の経験及び教訓を、専門家ワークショップへのインプットとして、とりまとめること；

(b) 海洋保護地域及び他の効果的な面的な保全措置の愛知目標 11 の達成に向けた様々なアプローチ、有効性及び貢献の評価について、及びこれらのより広域の陸上景観及び海上景観への統合についての科学技術的な情報を、持続可能な開発目標のゴール 14 の目標 5 の実施についても考慮しながら整理統合するための専門家ワークショップを開催すること；

(c) 締約国会議の第 14 回会合の前に開催される将来の会合における科学技術助言補助機関による検討のため、サブパラグラフ 6(a)で言及されている情報の取りま

とめ、及び上記サブパラグラフ 6(b)で言及されている専門家ワークショップの報告を提出すること；

8. 決定 XI/17 のパラグラフ 25 を想起し、締約国、先住民族及び地域社会、関係する機関及び科学団体に対し、社会的にまたは文化的に重要な海域の基準について、及び双方の海域に関して別々に、かつ、特にこれらが生態学的又は生物学的に重要な海域の基準または類似の基準に合致する海域と一致する場所における、それらの海域の保全及び持続可能な利用について基準についての、情報及び経験を提供するよう招請する；

#### 能力開発及びパートナーシップ活動

9. 持続可能な海洋イニシアチブを通じ、締約国及び関連機関との協力の下で事務局長によって国、地域、及び世界レベルで促進されている能力構築及びパートナーシップ活動を歓迎するとともに、日本、フランス、韓国の政府及び他の多数のパートナーに対し、持続可能な海洋イニシアチブに関する活動の実施のための資金的及び技術的支援の提供に係る謝意を表明する；

10. 締約国、他の政府及び関係機関に対し、持続可能な海洋イニシアチブを通じた適時かつ効果的な能力開発活動の実施のために協力するよう招請する；

#### 目標 6 の実施における進捗のモニタリングの促進

11. 2016 年 2 月 9 日から 11 日までローマで開催された進捗報告の改善及び愛知目標 6 の実施に向けた作業に関する専門家会合の報告を歓迎するとともに、締約国、他の政府、国際連合食糧農業機関及び地域漁業機関に対し、漁業における生物多様性の主流化に関する決定に沿って、愛知目標 6 の実施における進捗の加速とモニタリングに向けた協調及び協力のための基礎として本会合の結果を考慮するよう奨励する。

## XIII/10. 海洋ごみ及び人為的な水中騒音が海洋及び沿岸の生物多様性に及ぼす影響への対処

締約国会議は、

### 人為的な水中騒音の海洋及び沿岸の生物多様性への影響

1. 「水中騒音の海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への影響の科学的なとりまとめ」と題する最新報告書に留意するとともに、締約国、他の政府及び関連機関に対し、この情報を、必要に応じ、その権限の範囲内において、及び国内法及び国際協定にしたがい、活用するよう招請する；

2. 決定 XII/23、特にパラグラフ 3、を想起するとともに、締約国、他の政府及び国際海事機関、国際海底機構、移動性野生動物種の保全に関する条約、国際捕鯨委員会を含むしかるべき機関、他の関連ステークホルダー、及び先住民族及び地域社会に対し、必要に応じ、その権限の範囲内において、及び国内法及び国際法にしたがい、更に協力するとともに、予防アプローチに沿って、条約の前文に沿って、人為的な水中騒音の海洋及び沿岸の生物多様性への著しい悪影響を回避・最小化及び緩和するための、同決定のパラグラフ 3 で特定されている措置を含む、措置の適用に関する経験について共有するよう招請するとともに、事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、海洋及び沿岸の生物多様性に対する水中騒音の影響に関する科学研究を含めてこれらの経験のとりまとめと統合に関する作業を継続するように、そして、科学的に特定されたニーズに基づいて、締約国、他の政府及び関連機関と協力して、これらの影響を回避し、最小化し、そして緩和するための措置に関する実践的なガイダンスとツールキットを開発して共有するよう、更に、このとりまとめ、及び上記のガイダンスとツールキットを、締約国会議の第 14 回会合に先立ち開催される将来の会合における科学技術助言補助機関による検討のために利用可能にするよう、要請する；

### 海洋ごみの海洋及び沿岸の生物多様性への影響への対処

3. 海洋のプラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する国際連合環境総会決議 2/11 を歓迎する；

4. 海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画を想起し、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への海洋ごみの著しい悪影響を回避し、緩和することに関する実践的ガイダンスを作成するため専門家ワークショップの報告に留意する；

5. また、本決定の付属に含まれている、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への海洋ごみの影響を回避し、緩和することに関する実践的任意ガイダンスに留意する；

6. 本決定の付属に含まれている実践的任意ガイダンスを考慮しつつ、国内法及び国際法にしたがいそしてその権限の範囲内において、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への潜在的な悪影響を回避及び緩和するための適切な措置を講じるよう、そして、海洋ごみに関係する問題を異なるセクターへの生物多様性の主流化の中に統合するよう、締約国に対しては強く要請するとともに、他の政府、関係する機関、産業、他の関連ステークホルダー、及び先住民族及び地域社会に対しては奨励する；

7. 締約国及び他の政府に対し、適切などころでは、海洋ごみに由来する海洋及び沿岸の生物多様性に対する損害または十分な損害の可能性があるところでの対応措置の提供に関する拡大された生産者責任について検討するよう招請する；

8. 製造又は加工されたあらゆる残留性の固形物の海洋及び沿岸の環境への廃棄、処分、滅失、投棄を防止するための措置、政策及び手段を策定・実施するよう、締約国に対しては強く要請するとともに、他の政府、関連国際機関に対しては奨励する；

9. 国際海事機関、国際連合食糧農業機関、国際連合環境計画、地域海協定及び行動計画を含む然るべき政府間組織、他の然るべき主体に対し、その権限の範囲内において、本決定の付属に含まれている実践的任意ガイダンスを考慮に入れつつ、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への潜在的な悪影響を回避及び緩和するための適切な措置を講じると共に、締約国及び他の政府が適切な措置を講じるにあたって支援するよう招請する；

10. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に以下を要請する：

(a) 経験、情報、ツールキット及び優良事例の共有を促進することにより、締約国、他の政府及び、国際海事機関、国際連合食糧農業機関、国際連合環境計画、国際連合法務部海事・海洋法課、地域海協定及び行動計画を含む関連機関、及び海洋ごみに関する地域行動計画の枠組におけるものや海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップを含むその他の然るべき主体との間で、締約国及び他の政府のそれぞれの管轄権及び政府間組織のマンドートの範囲内における、本決定の付属に含まれる実践的任意ガイダンスの中のものを含む、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への海洋ごみの影響を回避及び緩和するための措置の適用についての協力を促進すること；

(b) 本決定の付属に含まれる実践的任意ガイダンスの中のものを含む、海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への海洋ごみの影響を回避及び緩和するための措置の、国の管轄圏内にある水域における、実施のために、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに経済移行国、に対する能力構築機会の提供を促進すること。

### 付属書

海洋ごみによる海洋及び沿岸の生物多様性及び生息地への影響を回避・緩和することに関する実践的任意ガイダンス

【翻訳省略】



### XIII/11. 条約の適用範囲にある冷水域における生物多様性に関する特定任意業計画

締約国会議は、

国際連合気候変動枠組条約の下での排出源からの人為的な排出の削減と吸収源による温室効果ガスの除去の増加を通じた二酸化炭素の効果的な排出削減についての提唱と貢献を締約国に強く要請した決定 XII/23 の付属書のパラ 7 を想起し、また、生物多様性条約及び他の手段の妥当性にも留意し、

パリ協定、特に生物多様性に関する条文を歓迎し、

1. 世界的なストレス要因、特に海洋酸性化及び局地的なストレス要因を含む、複数のストレス要因の複合的及び累積的な影響によって一部に変化が生じている可能性があり、豊かな魚類群集やカイメン、コケムシ、ヒドラといった懸濁物食性生物を支えるなど、生物学上及び生態学上の重要な機能的役割を果たしている冷水サンゴやカイメンの群生地といった冷水域が生態学的に重要かつ脆弱な生息地を維持していることに留意する；

2. 冷水域の生物多様性及び酸性化に関する科学的な取りまとめ及び統合を歓迎するとともに、付属書 I で要約されている、この統合の主要な知見に留意する；

3. 本決定の付属書 II に含まれている、条約の適用範囲にある冷水域の生物多様性に関する特定任意行動計画を、行動のための柔軟かつ任意の枠組として利用できるものとして、海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画への追補文書として採択する；

4. 締約国、他の政府及び然るべき政府間機関に対し、適用可能なところにおいて、それぞれの管轄権及びマンデートの範囲内かつ国内の状況に応じて、以下のために、同作業計画に含まれる活動を実施するとともに、地方、国、地域及び世界レベルにおける現在の努力を更に強化するよう奨励する：

(a) 世界的及び局地的なストレス要因、特に複数のストレス要因の複合的及び累積的影響を回避し、最小化し、及び緩和すること；

(b) 愛知目標 10、11 及び 15 の達成に貢献するために冷水域における生態系のレジリエンスを維持及び強化することにより、モノとサービスの継続した提供を可能にすること；

(c) 退避地、及び退避地として機能可能な場所を特定及び保護するとともに、冷水域生態系の適応能力を強化するために、必要に応じ、他の面的な保全措置を採択すること；

(d) 種及び生息地の存在を予測し、異なるストレス要因並びに複数のストレス要因の複合的及び累積的影響に対する脆弱性を理解するための能力の向上等を通じ、冷水域の生態系についての理解を強化すること；

(e) 既存の国際的及び地域的なイニシアチブに基づき、かつ条約の様々な関連作業領域との相乗効果を創出しながら、国内実施を支援するための国際的及び地域的な協力を強化すること；

5. 締約国、他の政府及び研究並びに金融機関に対し、必要に応じてかつそれぞれの権限の範囲内で、及び国内状況に応じて、本決定の付属書 III で特定されている研究及びモニタリング上のニーズに対処するための活動を推進するよう招請する；

6. 事務局長に対し、国際連合食糧農業機関、国際海事機関、国際海底機構、地域海条約及び行動計画、地域漁業管理機関及び他の関連機関との協力を含め、締約国、他の政府及び関係機関と協力し、財源が利用可能であることを条件に、能力構築活動の促進、作業計画の実施による経験及び教訓の共有等によって、本決定の付属書 II に含まれる行動計画の実施を促進し、推進し、及び支援するよう要請する。

#### **付属書 I**

冷水域における生物多様性及び海洋酸性化に関する科学的とりまとめ及び統合からの主要メッセージ

【翻訳省略】

#### **付属書 II**

条約の適用範囲にある冷水域における生物多様性に関する特定任意業計画

【翻訳省略】

#### **付属書 III**

条約の適用範囲にある冷水域における生物多様性に関する特定任意業計画の実施を支援するためのモニタリング及び研究上のニーズ

【翻訳省略】

## XIII/12. 海洋及び沿岸の生物多様性：生態学的または生物学的に重要な海域

締約国会議は、

生態学的又は生物学的に重要な海域に関する決定 X/29、XI/17 及び XII/22 を再確認し、

国家管轄権外海域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題の対処における国際連合総会の中心的な役割を改めて表明し；

1. 第 20 回会合で科学技術助言補助機関が作成した概要報告書及び 3 つの地域：インド洋北東部（コロombo、スリランカ、2015 年 3 月 22 日～27 日）、インド洋北西部（ドバイ、アラブ首長国連邦、2015 年 4 月 19 日～25 日）、東アジアの海（厦門、中国、2015 年 12 月 13 日～18 日）、で開催された生態学的又は生物学的に重要な海域の記述を促進するための地域ワークショップの報告書に含まれる科学技術的情報を歓迎するとともに、資金支援について日本政府（生物多様性日本基金を通じて）及び欧州委員会に対し、並びに開催国及び上記地域ワークショップの開催に関係した協力機関に対して謝意を表明する；

2. 事務局長に対し、本決定に付属されている第 20 回会合で科学技術助言補助機関が作成した概要報告書を、生態学的又は生物学的に重要な海域のレポジトリに含めると共に、国際連合総会、特に総会決議 69/292 によって設置された準備委員会：国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での法的拘束力のある国際的な法律文書の作成、並びに締約国、他の政府及び関連国際機関に、決定 X/29、XI/17 及び XII/22 において規定されている目的及び手続きに沿って提出するよう要請するとともに、さらに事務局長に対し、地球海洋統合アセスメント・アドホック全体作業部会にも報告書を提出するよう要請する；

3. 国連海洋法を含む国際法にしたがい、領海に対する沿岸国の統治権、及び排他的経済水域及び大陸棚における主権及び管轄権を、これらの区域における他の国の権利とともに再確認するとともに、生態学的又は生物学的に重要な海域に合致する区域の記述のための条約下のプロセスの成果の共有は、沿岸国の統治権、主権又は管轄権、または他の国の権利を予断するものではないことを認識する；

4. 北東大西洋地域の締約国に対し、この地域における生態学的又は生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述のための現在進行中のプロセスを最終化するよう奨励する；

5. 生態学的または生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述に関する概要報告書が、国際連合総会、国際連合食糧農業機関、国際海事機関、移動性野生動物種の保全に関する条約、国際捕鯨委員会及びユネスコ政府間海洋学委員会／海洋生物地理情報システム、並びに多くの地域及び準地域のプロセスに通知されたことについて満足を以て留意するとともに、然るべき機関に対し、生態学的又は生物学的に重要な海域に関する情報をそれぞれの関連活動において活用するよう招請する；

6. 生態学的または生物学的に重要な海域の基準または国又は政府間で同意された互換性や相補性のある他の科学的基準に合致する区域を記述するための国内行為を完了した締約国に対して感謝を表明するとともに、これらの締約国に対し、この情報を EBSA レポジトリ又は情報共有メカニズムを通じて入手可能とするよう招請する；

7. 国家管轄権の範囲の内外における生態学的又は生物学的に重要な海域を記述するための条約の下での地域ワークショップに参加した締約国及び政府に対して感謝を表明する；

8. 事務局長に対し、財源が利用可能であることを条件に、決定 X/29 パラグラフ 36、決定 XI/17 のパラグラフ 12、決定 XII/22 のパラグラフ 6 にしたがって、締約国がワークショップの開催を希望するところで、追加の地域又は準地域のワークショップの開催を通じて、生態学的または生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述の促進を継続するよう要請する；

9. 本決定の付属書 I に含まれている、生態学的または生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述のための、科学的な手法及び科学技術的な行為のアプローチを更に強化するための、協力体制を含む、実地的な任意の選択肢を歓迎する；

10. 国家管轄権の範囲の内外の双方について、EBSA の基準に合致する区域の記述に関する現在のプロセスを規定している決定 X/29 のパラグラフ 26、36 及び 43、並びに決定 XII.22 のパラグラフ 7 を想起し、事務局長に対し、締約国会議の第 13 回会議における議論に基づき、財源が利用可能であることを条件に専門家ワークショップを開催し；このワークショップの報告を締約国、他の政府及び関係機関によるピアレビューのために利用可能とすることによって、決定 XII/22 のパラグラフ 10 及び SBSTTA 勧告 XX/3 で規定されている作業を継続するとともに、締約国会議の第 14 回会合の前の将来の SBSTTA 会合における検討のためにその進捗について報告するよう要請する。専門家ワークショップは以下の目的を有する：

(a) 国家管轄権の範囲の内外双方の事例について、上記パラグラフ 3 で再確認されている沿岸国の統治権、主権及び管轄権を完全に尊重しながら、EBSA 基準に合致する区域の記述を修正及び新たな海域を記述するための条約内の手続についての選択肢を開発すること；

(b) 締約国、他の政府及び関係機関による科学的なピアレビューの強化によるものをを含め、EBSA プロセスの科学的な信頼性及び透明性を強化するための選択肢を開発すること；

11. 事務局長に対し、パラグラフ 9 で言及されている実地的な任意の選択肢の実施を促進するとともに、財源が利用可能であることを条件に、SBSTTA の整理統合された運用手順（決定 VIII/10、付属書 III (h)）に含まれる専門家グループに関するガイダンスにしたがって、生態学的または生物学的に重要な海域に関する非公式諮問グループを、本決定の付属書 II の付託事項にしたがって設置するよう要請するとともに、締約国会議の第 14 回会合の前の科学技術助言補助機関の会合に、検討のため、その進捗を報告するとともにピアレビュー後の非公式専門家グループの作業の成果を提出するよう要請する；

12. 決定 XI/17 のパラグラフ 24 及び決定 XII/22 のパラグラフ 15 を想起し、生態学的または生物学的に重要な海域の基準の適用における伝統的知識の利用に関する訓練マニュアルを歓迎するとともに、事務局長に対し、先住民族及び地域社会を含め、締約国、他の政府、ドナー、及び関連機関と協力し、必要に応じ及び財源が利用可能であることを条件に、訓練活動の組織に当たって、この訓練マニュアルを利用するよう要請する；

13. 決定 XII/22 のパラグラフ 11 を想起し、締約国、他の政府及びしるべき政府間機関に対し、締約国会議により決定されたとおりに、生態学的または生物学

的に重要な海域の基準に合致する区域として記述され、生態学的または生物学的に重要な海域のレポジトリに含まれている、それぞれの管轄権またはマンドートの範囲内にある区域における海洋及び沿岸の生物多様性の状況についての科学技術的分析の実施における経験を、国別報告書及び／もしくは任意の報告を通じて共有するよう招請するとともに、事務局長に対し、この情報をクリアリングハウス・メカニズム及び必要に応じ、他の手段を通じて入手可能とするよう要請する；

14. 海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画の実施のためのガイダンスを、海洋及び沿岸の生物資源に関する計画要素 2 の実施目標 2.4 のための示唆的な行動リストを含め、締約国会議が承認した決定 X/29 の付属書のパラグラフ(d)を想起し、それぞれの管轄権及びマンドートの範囲内で、国内法にしたがい、海洋保護地域、環境影響評価及び戦略的環境評価、及び漁業管理措置のような面的な管理ツールを含む関連ツールを実施することにより保全及び持続可能な利用を確保するための措置を講じるとともに、これらの措置を講じるに当たっての経験を、国別報告書及び／もしくは任意の報告を通じて共有するよう締約国に対して更に奨励するほか、他の政府及び政府間機関に対しては招請する、また、事務局長に対し、この情報をクリアリングハウス・メカニズムを通じて入手可能とするよう要請する；

15. 締約国に対し、条約のナショナル・フォーカル・ポイントを支援するべく、条約の海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画の実施の支援における効果的で協調的な意思疎通を促進するために、必要に応じ、海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画についてのナショナル・フォーカル・ポイントの指定を検討するよう招請する。

#### 付属書 I

生態学的または生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述のための、科学的な手法及び科学技術的な行為のアプローチを更に強化するための、協力体制を含む、実際の任意の選択肢

【翻訳省略】

#### 付属書 II

生態学的または生物学的に重要な海域に関する非公式諮問グループの付託事項

【翻訳省略】

生態学的または生物学的に重要な海域の基準に合致する区域の記述に関する概要報告書

【翻訳省略】

### **XIII/13. 侵略的外来種：取引に伴うリスクへの対処、生物農薬の使用における経験、及び意思決定支援ツール**

締約国会議は、

条約第 8 条(h)項に関する規定及び侵略的外来種に関する国際的な規制の枠組の下での既存の基準、ガイドライン及び勧告を想起し、

また決定 VI/23 及び X/2 及び愛知目標 9 を想起し、

バラスト水管理条約が 2017 年 9 月 8 日に発効するための条件を満たしたことを歓迎し、

#### **野生生物の取引に伴うリスクに対処するための追加的な方法及び手段**

ペット、アクアリウム及びテラリウムの種、及び生餌及び生きた食料としての外来種の持ち込みに伴うリスクに対処するための措置の設計及び実施に関するガイダンスが、野生生物の取引に伴うリスクに対処するための効果的なツールであることを認識し；

また、「ヒッチハイカー」または混入物、及び生きた外来種の取引に付随する梱包材や媒体及び食料といった資材を通じた侵略的外来種の意図せぬ導入について考慮するために上述の既存のガイダンスを補完する必要性を認識し；

1. 締約国、他の政府及び関連機関、消費者、取引業者及び輸送産業に対し、野生生物の取引に伴うリスクに対処するために決定 XII/16 に付属するガイダンスを、必要な修正を加えて、活用するよう奨励する；

2. 締約国及び他の政府に対し、必要であれば、安全な輸入及び侵略的な種の導入経路になる可能性がある野生生物種及び付随する資材（梱包材や食料など）の拡散防止を確保するための措置を開発及び実施するために、取引の要因、将来の取引パターンや取引を通じて入ってくる可能性がある潜在的な侵略的外来種について考慮できるような、適切なリスク評価プロセス並びにホライズン・スキャニング等を活用しつつ、国内の規制の枠組を点検するよう奨励する；

3. 貿易や産業の関係者に対し、例えば生きた外来種の積送品に生物多様性にとって潜在的に危険であることを確認するためのラベル、及び学名、分類シリアル番号または同等のものの使用といった、決定 XII/6 に付属するガイダンスの中で示唆されている任意措置を、必要な修正を加えて、野生生物の取引が発生する際に、適用するよう奨励する；

4. 締約国、他の政府及び研究機関を含む関連機関に対し、合法的な取引に伴うリスクを低減し、野生生物の、違法取引の事例を防止するべく、対象を絞った啓発運動における社会科学への関与やソーシャルメディアの利用や、野生生物取引に関する組織との協力を通じたものを含め、個人、特に野生生物の取引に関与する消費者及び企業の行動の変化を推進するための方法や手段を追求し、開発し、そして適用するよう奨励する；

5. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、侵略的外来種に関する組織間連絡調整ループのメンバー機関と協力し、既存のペット、アクアリウム及びテラリウムの種、及び生餌及び生きた食料としての外来種の持ち込みに伴うリスク

に対処するための措置の設計及び実施に関するガイダンスに対する、上記の前文第4パラグラフで触れられている意図せぬ導入についての補足ガイダンスの案を、締約国会議の第14回会議の前の科学技術助言補助機関による検討のために作成するよう要請する；

6. 世界侵略的外来種情報パートナーシップのメンバー及び野生動植物の取引に関するデータベースを管理している他の機関に対し、締約国及び他の政府と協力して、潜在的な侵略的外来種及びその取引におけるベクターの特定に関する情報を交換するためのメカニズムを更に開発するとともに、締約国、他の政府及び関連機関の間でこの情報の交換を促進するよう招請する；

#### 電子商取引を通じて販売される侵略的外来種の取引に伴うリスクの削減

7. 電子商取引を通じた野生生物の取引に伴う生物学的な侵略のリスクを削減するため、以下を、締約国に対して奨励するとともに、必要に応じ、他の政府、関係国際機関、消費者、通常郵便及び速達サービスの提供者及び電子商取引の業者及び管理者に対して招請する；

(a) 特に電子商取引の場や関係するソーシャルメディアを通じ、世界侵略的外来種情報パートナーシップを通じて利用可能な情報を利用することも含め、消費者、電子商取引業者及び管理者並びに他のステークホルダーの間で、生物学的な侵略のリスク及び関連する国際的な基準や各国の規制についての更なる啓発を推進すること；

(b) 遠隔販売の一部の形態によってもたらされる生物の侵略、及び付随する衛生及び植物検疫上のリスクを点検し、必要に応じ、国際的な義務と調和する形で、侵略的外来種の導入のリスクを最小化するための適切な措置及びガイダンスを策定するべく努力すること；

(c) 電子商取引を介した規制を受けている生きている種の取引に関する報告を促進するため、貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センターのシングルウィンドウのアプローチの利用または推進を検討すること；

(d) 電子商取引に由来する潜在的な侵略的外来種のリスクを削減するための措置を開発するために、電子商取引業者及び管理者と協力すること；

8. 締約国及び他の政府に対し、電子商取引を介した野生生物の取引に伴う生物学的な侵略のリスクを削減するために、必要に応じ、また、ワシントン条約の下で採択された関連決定に留意しつつ、野生生物の取引に関する法律を考慮するか点検するよう招請する；

9. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、以下を要請する：

(a) 世界関税機関、並びに侵略的外来種に関する組織間連絡調整グループのメンバーと共に、電子商取引を介した生きている外来種の必要な管理を促進することにおいて国の関税当局の役に立つ可能性のある、国内の経験またはワシントン条約に関する法律に基づくものを含む、締約国向けのツール又はガイダンスの必要性を探るとともに、必要などころではそのようなツール又はガイダンスを作成すること；

(b) そのようなツール又はガイダンスの作成における進捗について、締約国会議第14回会議の前に開催される会合において科学技術助言補助機関に報告すること；

## 海上コンテナと共に移動する侵略的外来種のリスクの削減

10. 海上コンテナと共に拡散する侵略的外来種のリスクの防止と最小化に関連する、修正された国際海事機構／国際労働機関／国際連合欧州経済委員会の貨物輸送ユニットの収納のための行動規範、及び第 10 回会議における国際植物防疫条約総会の勧告を歓迎する；

11. 締約国及び他の政府に対し、以下を招請する：

(a) 海上コンテナを介して拡散する侵略的外来種のリスクについて、特に海上コンテナの梱包や移送に関与するステークホルダーに対して広報し、啓発すること；

(b) 必要に応じ、貨物輸送ユニットの収納のための行動規範の関連部分について、活用するとともに啓発すること；

(c) 海上コンテナに付着する侵略的外来種の移動についての情報を、必要に応じ、海上コンテナ内で輸送される貨物と共に移動する侵略的外来種や生物付着及びバラスト水に関する情報に加えて、収集するとともに、その様な情報を、海上コンテナを介して拡散する侵略的外来種の潜在的リスクについて、必要に応じかつ国内法にしたがって分析するために、そのような情報を共有した上で、このリスクを緩和するための適切な措置を講じること；

(d) バラスト水管理条約に、必要に応じ、加わること。

## 侵略的外来種の生物学的防除

古典的な生物学的防除が既に定着した侵略的外来種を管理するための有効な措置になり得ること、また生物農薬の使用が対象外の生物や生態系にとっての直接的かつ間接的なリスクを呈するおそれがあること、並びにこれらのリスクは、条約の前文及び包括的なリスク分析を含む適切な手続にしたがい、予防アプローチの適用によって対処されるべきであることを認識し、

12. 締約国、他の政府及び関係機関に対し、既に定着した侵略的外来種を管理するために古典的な生物学的防除を使用する際には、不測の事態への対応策の入念な検討も含め、予防アプローチ及び適切なリスク分析を適用するよう奨励する；

13. 特定の侵略的外来種を対象とする古典的な生物学的防除プログラムを計画及び実施する際には、適用可能なところでは、地方政府と協働するとともに、潜在的に影響を受ける国々について協議及び通報するよう、締約国に対しては奨励し、他の政府に対しては招請する；

14. 締約国、他の政府、及び必要に応じ、世界貿易機関によって認定されている基準設定機関、及び他の関連機関に対し、侵略的外来種に対する生物学的防除プログラムのより良い開発及び適用のための、生物学的防除の効果、実施可能性及び成功の見込みに基づく優先度設定を含む、意思決定支援ツールを含むツールの適応、改善または更なる開発を行うよう招請するとともに、事務局長に対し、この情報をとりまとめた上で条約のクリアリングハウス・メカニズム及び他の手段を通じて入手できるようにするよう要請する；

15. 締約国に対し、生物農薬を適用する際に、可能なところでは在来種の使用を検討するよう奨励する；

16. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、国際植物防疫条約、国際獣疫事務局、国際連合食糧農業機関、侵略的外来種に関する組織間連絡調整



グループの他のメンバー及び生物的防除のための国際組織といった他の関連機関に対し、水生環境におけるものを含む、侵略的外来種に対する生物農薬の使用のためのリスク評価及びリスク管理を保管するための選択肢を特定するために、更に協力するとともに、締約国会議第 14 回会議の前に開催される会合において科学技術助言補助機関に進捗について報告するよう要請する；

#### 意思決定支援ツール

17. また事務局長に対し、決定 IX/4 A、X/38、XI/28 及び XII/17 に加え、及び資源が利用可能であることを条件に、パートナー組織及び関心もしくは懸念を有する締約国と協力の上、以下について要請する；

(a) 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォームと協調的な方法で、侵略的外来種に関する課題別評価のためのスコーピング報告書を活用しつつ、実施を促進するための意思決定支援ツールのとりまとめ又は開発及び維持を継続すること、及び愛知目標 9 の達成に向けた適切な行動を生成するために、条約のクリアリングハウス・メカニズムを通じてこれらのツールを利用可能にすること；

(b) 侵略的外来種の管理のための費用便益及び費用効果の分析を行うための技術的なガイダンスを、締約国会議第 14 回会議の前に開催される会合における科学技術助言補助機関による検討のために、開発すること；

(c) 気候変動、自然災害及び土地利用の変化が生物学的な侵略の管理に及ぼす影響を考慮する侵略的外来種の管理に関するガイダンスを作成すること；

(d) 先住民族及び地域社会の価値観や優先事項を含む、社会的、経済的及び文化的な価値に及ぼす侵略的外来種の潜在的な影響についての情報をとりまとめること；

(e) 実現した進捗について、締約国会議第 14 回会議の前に開催される会合において科学技術助言補助機関に報告すること；

18. 締約国及び他の政府に対し、侵略的外来種の導入、根絶、封じ込め、緩和または防除に関する決定を行う中で、必要に応じ、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォームの生物多様性及び生態系サービスのシナリオとモデルの方法論に関する評価を活用しつつ、侵略的外来種及び是正措置に関する環境上、社会上及び経済上のコストと便益のバランスについて考慮するよう招請する；

19. 締約国及び他の政府に対し、初期段階から先住民族及び地域社会並びに関連ステークホルダーの特定と関与による参加的なプロセスを採択するとともに、意思決定における透明性向上のために参加的な意思決定を開発・使用するよう招請する；

#### 愛知目標 9 の達成

20. 事務局長文書の中で提示されている侵略的外来種の移入経路の優先度を決定するための手法を開発するための国際自然保護連合の侵略的外来種専門家グループの専門家によってなされた作業を歓迎するとともに、締約国及び他の政府に対し、これらの手法を適用するよう招請するほか、国際自然保護連合に対してはこれらの手法の開発に関する作業を完了させ、科学技術助言補助機関の将来の会合に提示するよう招請する；

21. 愛知目標 9 を達成するための更に緊急的な活動と大胆なコミットメントを呼びかけた、侵略的外来種に関するホノルル・チャレンジ、並びに「カンクン連合

及びコミットメント」の文脈における侵略的外来種の防除及び根絶についての締約国による関係するコミットメントを歓迎する；

22. 締約国及び他の政府に対し、以下の情報について提出するよう招請する：

(a) 実施における進捗に関する情報を含む、取組における経験、優良事例及び教訓；

(b) 既存の能力におけるギャップを含む、愛知目標 9 の達成、特に侵略的外来種の経路分析及び優先度設定のための手法の適用についてのギャップ；

23. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に以下を要請する；

(a) 上記パラグラフ 22 において要請されている情報をクリアリングハウス・メカニズム及び他の手段を通じて入手できるようにすること；

(b) 世界侵略的外来種情報パートナーシップを通じた世界レベルでデータの収集、標準化、共有及びオープンアクセスのために、支援の提供を継続すること；

(c) 締約国会議第 14 回会議の前に開催される会合において科学技術助言補助機関に進捗について報告すること；

24. 締約国、他の政府及び関連機関に対し、侵略的外来種に対処するために、民間セクターと協力するよう奨励するとともに、民間セクターに対してもその企業活動における愛知目標 9 の達成への貢献を考慮するよう招請する；

25. 締約国、他の政府、他の機関及び科学コミュニティーに対し、決定 XII/17 のパラグラフ 6(a)から(n)を想起し、愛知目標 9 を達成するための戦略の策定を継続して行動するとともに、必要に応じ、特に、国際自然保護連合の世界侵略的外来種データベース、侵略的外来種経路ツール（開発中）及び世界侵略的外来種情報パートナーシップの中で実施されている導入された侵略的な種のグローバル・レジスター等の既存のツールを通じた、侵略的外来種及び経路に関する新たな知識の開発と普及を継続するよう招請する。

## 付属書

侵略的外来種を管理するための生物農薬の使用に関する技術的配慮事項の概要

【翻訳省略】

### XIII/14. 気候に関するジオエンジニアリング

締約国会議は、

1. 決定 X/33 のパラグラフ 8、特にそのサブパラグラフ(w)、及び決定 XI/20 を再確認する；

2. 予防アプローチ、及び管轄権又は管理の範囲にある活動及びそれらの活動が及ぼしうる影響についての国の一般的な義務、並びに環境影響評価に関する要件を含む国際慣習法が、ジオエンジニアリング活動に関しても妥当ではあるが、依然として世界的な規制のための基礎としては不完全なものとなっていることを締約国会議が留意した、決定 XI/20 のパラグラフ 11 を想起する；

3. 生物多様性条約及び他の条約の妥当性にも留意しつつも、気候変動は、一義的には国際連合気候変動枠組条約の下での排出源からの人為的な排出の削減及び御出効果ガスの吸収源による除去の増加によって対処されるべきであることを締約国会議が強調した決定 XI/20 のパラグラフ 4 を想起し、また、決定 X/33 のパラグラフ 8(j) から(t)、及び決定 XII/20 のパラグラフ 5 を想起し、締約国に対する気候変動の適応及び緩和についての生態系に基づくアプローチの奨励を再確認する；

4. 決定 X/33 のパラグラフ 8(w)にしたがって講じられた措置についての情報を提供するようにとの招請に応えた締約国が非常に少ないことに留意するとともに、他の締約国に対し、適当なところでは、そのような情報を提供するよう更に招請する；

5. また、気候に関するジオエンジニアリングの、生物多様性及び生態系の機能及びサービスへの影響、社会経済的、科学的及び倫理的問題、及び規制の選択肢についての影響をより良く理解するためには、更なる学際的研究及び適切な機関の間での知識の共有が必要とされていることについて留意する；

6. 気候に関するジオエンジニアリングに対処するとともに生物多様性を保護する際には、先住民族及び地域社会の生活のための科学及び知識、経験及び視点を考慮に入れることの重要性を認識する。

### XIII/15. 条約における作業のための、花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関する IPBES による評価

締約国会議は、

決定 III/11 の附属書 III、決定 V/5 の附属書 I、決定 VI/5 の附属書 II を想起し、

食料生産、栄養、人の福祉にとって、豊富で多様な花粉媒介者、つまり管理されている花粉媒介者に加え、特に野生の花粉媒介者が、極めて重要な役割を果たしていること、また花粉媒介者と花粉媒介への脅威に対処する必要があることを強調し、持続可能な開発目標、特に目標 2、3、8、15 に花粉媒介者が寄与することを認識し、

花粉媒介者が採餌や営巣の場所として依存している植物や生息地の保全を通じて花粉媒介者の数と多様性を増やすことにより、作物生産を強化及び確保する可能性があることを認識し、

食料及び農業セクターにおける生物多様性の主流化に、花粉媒介者の保全と持続可能な利用が関連していることに留意し、

また、農業及び食料生産システムの枠を超えたすべての陸上生態系にとって花粉媒介者と花粉媒介が重要であることに留意し、花粉媒介が、生物多様性の保全と持続可能な利用の中核を成す極めて重要な生態系機能であることを認識し、

花粉媒介者の管理方法と農業システムの他の要素との間には矛盾と相乗効果が存在することを意識し、

1. 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) が 2016 年 2 月 26 日にクアラルンプールで開催された第 4 回会合<sup>60</sup>で承認した花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価の政策立案者向け要旨、及び IPBES 総会で承諾された完全な評価に関する報告書を歓迎する；

2. 同評価の主要メッセージを承認する；

3. 締約国、その他政府、関連する国連機関及びその他機関、また多国間環境協定、ステークホルダーに対して、必要に応じて、同評価、特に表 SPM.1 で示された反応例を利用し、花粉媒介者の保全と管理を改善する取組に指針を与え、花粉媒介者の減少の原因に対処し、持続可能な食料生産システムと農業の実現に向けて取り組むことを奨励する；

4. 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization) 及び花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関する国際イニシアチブの連携機関が策定した、花粉媒介者の状態に関する迅速評価、花粉媒介の経済評価、農薬によるリスクの特定、花粉媒介不足の評価、花粉媒介者に配慮した手法、政策の主流化などに関するツールと指針を歓迎する；

5. 「カンクンコミットメント・連合 (Cancun Commitments and Coalitions)」に則った、花粉媒介者に関する有志連合の設立に留意し、その他の締約国に対して有志連合への参加を検討することを要請する<sup>61</sup>；

<sup>60</sup> UNEP/CBD/COP/13/INF/31

<sup>61</sup> www.cbd.int/ccc

6. 農薬の開発、製造、販売に携わっている企業に対して、必要に応じて、条約の前文に沿った予防的アプローチを適用し、適切な国際的、地域的、国家的な基準や枠組みに従ったすべての毒性試験の結果を公表することで完全な透明性を確保した上で、製品のリスクアセスメントの策定及び改正を含む企業活動において、同評価の結果を考慮することを奨励する；

7. 締約国に対して、必要に応じて、各国の状況を考慮に入れた上で、以下を奨励し、その他政府及びその他関連機関に対してはこれを要請する：

### 政策及び戦略

(a) 特に以下の行動の実施を促進するため、また花粉媒介者の管理を改善するため、花粉媒介者の減少の原因に対処するため、そして花粉媒介不足による作物の生産量の格差を縮小するために、花粉媒介者及び花粉媒介の価値を考慮に入れつつ、花粉媒介者の保全及び持続可能な利用に関連した問題への配慮を、農業及び林業に関する政策、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）、気候変動に関する国家適応計画、砂漠化防止のための国家行動計画、その他の関連する国の政策、計画、プログラムに統合すること；

### 花粉媒介者に配慮した生息地の促進

(b) 花粉媒介者に配慮した生息地の範囲を拡大し、連続性を高めるために、特に環境に優しい農業（有機農業など）や多様な農業システム（森の菜園、家庭菜園、アグロフォレストリー、輪作、家畜飼育と作物栽培を組み合わせた混合農業など）を通じて、また自然の生息地の保全、管理、再生を通じて、陸上景観における生息地と生産システムの多様性を高めること；

(c) 自然及び半自然（農場、都市部、その他の開発された地域）に存在するパッチ状の生息地の保全、管理、再生を促進し、必要に応じて、花粉媒介者の花蜜資源や営巣地を維持すること；

(d) 広い空間で時間をかけて花蜜資源や営巣地の安定供給を高める草地や放牧地の保全、管理、再生と耕作システムを推進すること；

### 花粉媒介者の管理と害虫、病原体及び侵入種のリスクの軽減

(e) 主に在来種を用いることにより花粉媒介者が利用できる花の多様性を高め、管理されている花粉媒介者の花蜜の代用品への依存を軽減し、それにより、花粉媒介者の栄養と害虫や病気に対する免疫力を高めること；

(f) 管理されている花粉媒介者の個体群の中で遺伝的多様性を高めること；

(g) 管理されている花粉媒介者の個体群の衛生と、害虫（ミツバチヘギイタダニ（*Varroa mite*）、ツマアカスズメバチ（*Asiatic wasp, Vespa velutina*）など）や病原体の駆除を改善すること；

(h) 適切な場合は国の枠を超えて、また必要に応じて国内で、管理されている花粉媒介者の種、その亜種と交配種の移動を管理及び監視し、野生及び管理されている花粉媒介者への寄生虫や病原体の広がりを制限し、固有種以外の花粉媒介者の侵入種の移入を防ぐこと；

(i) 野生及び管理されている花粉媒介者と花粉媒介者が依存している花蜜資源にとって有害な侵略的外来種の侵入のリスクを防ぐまたは最低限に抑え、リスクを特定及び評価すること；

### 殺虫剤、除草剤、殺菌剤を含む農薬によるリスクの軽減

(j) FAO と世界保健機関 (WHO : World Health Organization) の農薬管理に関する国際行動規範を考慮に入れた上で、農薬によるリスク軽減に関する国また必要に応じて地域の戦略を策定及び実施し、総合的病害虫管理 (IPM : Integrated Pest Management) の手法や生物防除などにより、花粉媒介者にとって有害な農薬の使用を避けるまたは減らすこと；

(k) 農薬が花粉媒介者に危険をもたらす場合、飛散防止技術を用いるなどして農薬散布方法を改善し、花粉媒介者の農薬への被曝を低減すること；

(l) 花粉媒介者の採餌、栄養、営巣場所の必要性を考慮に入れた雑草管理戦略を推進すること；

(m) リスクアセスメントにおいて、ミツバチや管理されているマルハナバチの枠を超えた幅広い花粉媒介者の分類群を含む野生及び管理されている花粉媒介者への垂致死的影響や間接的な影響を含む潜在的影響と、毒性試験をさらに考慮するために、条約の前文に沿った予防的アプローチを適用し、国際的義務に従い、気候変動と累積的な影響を考慮に入れた上で、必要に応じて農薬のリスクアセスメントの手順、必要な場合は遺伝子組み換え生物のリスクアセスメントの手順を改善する；

(n) 農薬と、花粉媒介者に深刻なまたは不可避的な害をもたらすことが確認されている他の原因との相乗的な影響を避けるまたは低減すること；

### 政策と活動の実現

(o) 花粉媒介者の価値及び花粉媒介者を支える生息地の価値、こうした種や生息地への脅威を低減することの必要性に関する教育と普及啓発を推進すること；

(p) 野生の花粉媒介者を含む花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関連した問題への配慮を、必要に応じて、農民現場学校などの取組を通じて農業拡大支援事業に組み込むこと；

(q) 花粉媒介者とその生息地を保護するため、花粉媒介者に関連した事業への支払いを含む利益共有計画などを通じた、農業従事者や先住民族及び地域社会を対象とした奨励策を策定及び実施し、また花粉媒介者の生息地の破壊、農薬の乱用、農地と生産システムの単純化の原因となるなど適切な国際的義務で規定されている有害な奨励策を撤廃または縮小させること；

(r) 適切な場合は土地利用計画や区画整備を含むデータや決定支援ツールの利用を促進及び支援し、農業従事者や地域社会の参加を得て、陸上景観における花粉媒介者の生息地の範囲を拡大し、連続性を高めること；

(s) 多様な農業システムを含む花粉媒介者の保全と持続可能な利用のために、伝統的な知識、革新、慣行を保護及び促進し、必要に応じて伝統的及びすでに確立されている土地に関する権利や保有権を保護し、生物学的及び文化的な多様性、またその中で<sup>2</sup>のつながりを推進すること；

---

<sup>2</sup> 評価の中では「生物文化的な多様性 (biocultural diversity)」と特定されている

### 調査、モニタリング、評価

(t) 一貫性のある比較可能な手法を用いて、すべての花粉媒介者、花粉媒介者に配慮した生息地、花粉媒介者の群集構造の状態と傾向のモニタリング、及び花粉媒介者不足の可能性の特定を強化すること；

(u) 花粉媒介者に関する分類学的な能力を構築すること；

(v) 農業と食料生産にとっての経済的な価値、生物多様性の保全と持続可能な利用にとっての価値、また文化的価値やその他の価値を考慮に入れた上で、花粉媒介者と花粉媒介から得られる恩恵を評価すること；

(w) 農業セクターにおける花粉媒介者の減少がもたらす社会経済的な影響に関する調査を実施すること；

(x) 必要に応じて、各国の法規制に従い、上述の評価の中で特定された知識の格差に対処するため、さらなる調査を実施及び共有すること。調査には、花粉媒介者の部分的な喪失が作物生産に与える影響のほか、特にネオニコチノイド系農薬や他の浸透性殺虫剤の潜在的な累積影響を考慮に入れた上での、農薬が花粉媒介者の個体群に及ぼす潜在的な影響と、遺伝子組み換え生物がもたらす影響が含まれる。花粉媒介者の個体群へのこうした影響は、花粉媒介者の個体群が置かれている状況によって異なる。例えば、管理されている花粉媒介者と野生の花粉媒介者への影響が異なるほか、群生の花粉媒介者と単生の花粉媒介者への影響も異なる。さらに短期的及び長期的な、異なった気候条件での作物と作物以外の植物への花粉媒介の影響も調査に含まれる；

(y) 生産量を増加させ、農業生産システムで生物多様性を主流化するための取組の一環として、花粉媒介者に配慮した手法を農業システムに取り入れる実用的な方法を特定するため、さらに調査を進めること；

(z) キーストーン種が失われる恐れや、これが生態系の回復力に与える影響を含む、気候変動の影響が花粉媒介にもたらすリスクと適応対策を特定するため、さらに調査を進めること；

(aa) 実現可能性と持続性が高い代替手法の策定を支援するために、花粉媒介者の減少の原因による影響を考慮に入れつつ、害虫管理に関する調査と分析をさらに進めること；

8. 締約国、その他政府、関連機関に対して、花粉媒介者の保全と持続可能な利用を促進する各国のイニシアチブや活動に関する情報を事務局長に提供することを要請し、事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、国別報告書の中の情報を含む提出された情報を集約し、第 14 回締約国会議に先立って開催される科学技術助言補助機関会合で検討できるよう、集約した情報を公表するよう求める；

9. 学術及び科学機関、関連する国際的な機関とネットワークに対して、上の第 7 (t) ~ (aa) 項で特定された問題を含む上述の評価の中で特定された知識の格差に対処するため調査をさらに進め、幅広い花粉媒介者を網羅できるよう調査を拡大し、世界的、地域的、国家的なモニタリング活動の調整を支援し、さらに特に現在までに調査やモニタリングがほとんど実施されていない開発途上国で関連する分類学的な能力を構築することを奨励する；

10. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、FAO とともに他の連携機関と連携し、花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関する国際イニシアチブの実施を評価し、上述の評価に基づき、また最新の知識も含めた上で、第 14 回締約国会

議に先立って開催される SBSTTA 会合で検討できるよう、能力構築を含む更新及び合理化された行動計画の草案を作成するよう求める；

11. また、事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、関連機関と先住民族及び地域社会と連携し、第 14 回締約国会議に先立って開催される SBSTTA 会合で検討できるよう、農業及び食料生産における役割を超えた、すべての生態系における生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した花粉媒介者と花粉媒介に関する情報を集約し取りまとめるよう求める；

12. さらに、事務局長に対して、本決定を FAO と FAO 食料農業遺伝資源委員会に知らせるよう求める；

13. 事務局長に対して、地域によって花粉媒介者と花粉媒介に関する情報の量が異なり、データについては極めて大きな格差があること、また多くの開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済新興国では花粉媒介者の特定、モニタリング、管理の能力に限りがあることを考慮して、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)、FAO、その他関連機関と協力し、資源が利用可能なことを条件に、また取組が重複しないかたちで、以下を求める：

(a) 優先事項として、開発途上国、特にアフリカ、ラテンアメリカ、アジア、大洋州の開発途上国で、データの格差と、花粉媒介者と花粉媒介の状況や傾向を監視する能力に対処する取組を推進すること；

(b) 花粉媒介者と花粉媒介に関する能力を強化するための提案、及び特にアフリカ、ラテンアメリカ、アジア、大洋州の補足的な地域評価を上第 10 項で言及された花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関する国際イニシアチブの行動計画に統合するための提案を特定及び策定すること；

14. IPBES に対して、生物多様性と生態系サービスに関する現行の地域／地方の評価と土地の劣化及び回復に関する主題別評価、能力構築に関する作業部会の作業において花粉媒介者と花粉媒介に十分に配慮することを要請する；

15. 締約国、実施できる立場にあるその他の政府と機関に対して、上の第 13 項で言及された格差と制約、特に関連する伝統的な地域の知識を利用することに対処するため、能力構築と科学技術協力を支援することを要請する；

16. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、花粉媒介者と花粉媒介に関連した最優良事例、ツール、教訓に関する情報を集約し、クリアリングハウスメカニズム (CHM) やその他の手段を通じて公表するよう求める。



### XIII/16. 遺伝資源に関する塩基配列情報

締約国会議は、

遺伝資源に関する塩基配列情報※が生物多様性条約の3つの目的に関係する横断的な問題であることに留意し、

バイオテクノロジーにおける研究及び開発から生じる、遺伝資源に関する塩基配列情報の利用に関する急速な進展に留意し、また、そうであるが故に条約の枠組みにおいて本問題に適時に対処することの重要性を認識し、

本件に関し、条約及び名古屋議定書の下における、調和的かつ重複のないアプローチの必要性も認識し、

1. 第14回会議において、遺伝資源に関する塩基配列情報の利用が条約の3つの目的にもたらすあらゆる潜在的な影響について検討することを決定する；

2. 締約国、他の政府、先住民族及び地域社会、及び関係機関並びにステークホルダーに対し、パラグラフ1で言及されている潜在的な影響についての見解や関連情報を事務局長に提出するよう招請する；

3. 事務局長に対し以下を要請する：

(a) 関連する現在進行中のプロセス及び政策論議から収集される情報を含め、提出された見解及び情報のとりまとめ及び統合版資料を作成すること；

(b) 財源が利用可能であることを条件に、用語及び概念を明確にするとともに、条約及び名古屋議定書の文脈における遺伝資源に関する塩基配列情報の使用の範囲と条件を評価するための事実調査及びスコーピングのための研究を委託すること；

4. アドホック技術専門家グループの設置を決定すると共に、事務局長に対し、財源が利用可能であることを条件に、附属書に含まれる付託事項にしたがい、本グループの会合を1回開催することを要請する；

5. 科学技術助言補助機関に対し、アドホック技術専門家グループの成果を検討した上で遺伝資源に関する塩基配列情報の利用が条約の3つの目的にもたらす潜在的な影響についての勧告を、第14回締約国会議における検討のために作成するよう要請する；

6. 本件についての調和的かつ重複のないアプローチの必要性を念頭に、名古屋議定書第2回締約国会合において、上記パラグラフ4にしたがって開催されるアドホック技術専門家グループに対し、名古屋議定書に関しても作業するよう要請する決定を行うことを招請する。

## 附属書

### 遺伝資源に関する塩基配列情報に係るアドホック技術専門家グループへの付託事項

アドホック技術専門家グループは以下を実施する:

(a) 遺伝資源に関する塩基配列情報の利用が、条約の3つの目的、名古屋議定書の目的及びこれらの目的達成に向けた実施に対してもたらす潜在的な影響について把握するため、本決定パラグラフ3(a)及び3(b)で言及されている取りまとめ、統合版資料及び研究について検討すること；

(b) 遺伝資源に関する塩基配列情報に関係する既存の用語の技術的範疇及び法的及び科学的な影響について検討すること；

(c) 条約及び名古屋議定書に関係する遺伝資源に関する塩基配列情報の様々な類型を特定すること；

(d) 第14回締約国会議の前に、財源が利用可能であることを条件に、少なくとも対面で1回会合するとともに、その作業を促進するために、必要に応じ、オンラインツールを活用すること；

(e) 第14回締約国会議の前に開催される科学技術助言補助機関会合による検討のためにその成果を提出すること。

### XIII/17. 合成生物学

締約国会議は、

1. 決定 XI/11 のパラグラフ 4 にしたがって予防的アプローチをとるよう締約国に対して強く要請するとともに他の政府に対して招請した決定 XII./24 を再確認する；

2. 決定 XII/24 のパラグラフ 3 を再確認すると共に、遺伝子ドライブを含む改変された生物の一部にも同パラグラフが適用できることに留意する；

3. オンラインフォーラム及び合成生物学に関するアドホック技術専門家グループ（以下「AHTEG」という。）の作業を賞賛するとともに、AHTEG の報告の結論及び勧告を更なる議論のための基盤として歓迎する；

4. AHTEG の運用上の定義に関する成果が「合成生物学とは、科学・技術・工学が結合した、遺伝資源・生物・生物システムに対する理解・デザイン・再デザイン・製造・改変に関するモダンバイオテクノロジーの更なる開発と新規領域」であることを認識するとともに、条約及び議定書の下での科学技術的な審議を促進するという目的をとっての開始点として有用であると考え；

5. 現代の合成生物学の適用を通じて開発された生物、もしくは現在研究及び開発の初期段階にあるもの、はカルタヘナ議定書において定義されている改変された生物と類似するとの AHTEG の結論に留意する；

6. カルタヘナ議定書の下でのリスク評価のための一般的な原則や方法論、及び既存のバイオセーフティーのための枠組みが、現代の合成生物学の適用を通じて開発された生物、もしくは現在研究及び開発の初期段階にあるものに関するリスク評価にとって良好な基礎を提供しているものの、そのような方法論は現在及び将来の合成生物学の発展及び適用に対して更新・適応される必要がある可能性に留意する；

7. 現在の知見の状況にかんがみ、現在研究及び開発の初期段階にある合成生物学の一部の有機的組織体が、カルタヘナ議定書の改編された生物の定義に収まるかどうか不明であることに留意すると共に、合成生物学の適用結果が「生きている」かそうでないかについてのコンセンサスが存在しない事例があることについても留意する；

8. 締約国に対し、適用可能な国内法または国内の状況にしたがい、合成生物学の技術から生じる有機的組織体、構成要素、及び製品の潜在的利益及び潜在的悪影響を条約の 3 つの目的の文脈において特定する際には、必要に応じ、社会経済的、文化的及び倫理的な配慮事項について考慮するよう招請する；

9. 条約の 3 つの目的の文脈において、及び適当である場合にかつ国内法又は国内状況にしたがい、社会経済的、文化的及び倫理的な配慮事項について考慮しつつ、以下を締約国に対して奨励するとともに、他の政府及び関係機関に対しては招請する；

(a) 知識のギャップを埋め、条約及びその議定書の目的にどのように関係するかを特定するべく、合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品の生物多様性に及ぼす利益及び悪影響に関する研究を実施すること；

(b) 合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品の潜在的利益及び潜在的悪影響に関する公開かつ多様なステークホルダーが参加する対話及び意識向上活動を、

全ての関係ステークホルダーの関与と先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参画を得て、推進し、可能とすること；

(c) 合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品の潜在的利益及び潜在的悪影響の評価及び必要な場合は、改変された生物の現在のリスク評価のための方法論を更新して、必要に応じ、合成生物学から生じる有機的組織体に適応させるべく、ガイドランスの作成及び能力構築活動において協力すること；

10. 締約国、他の政府、関係機関及び先住民族及び地域社会に対し、事務局長に以下に関する情報及び関係書類を提出するよう招請する；

(a) 上記パラグラフ 9 で述べられている研究、協力及び活動；

(b) 条約の 3 つの目的に対する合成生物学の利益及び悪影響の証拠；

(c) 直面したあらゆる挑戦、教訓及びリスク評価の枠組みへの影響を含む、合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品のリスク評価実施における経験；

(d) 安全な利用及び合成生物学を通じて開発される有機的組織体の安全な取り扱いに関する優良事例を含む、合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品の潜在的な悪影響を回避または最小化するためのリスク管理及び他の措置の例；

(e) 合成生物学に直接関係する実施中又は策定中の規制、政策及びガイドライン；

(f) 合成生物学の潜在的な利益及び悪影響の比較とよりよい理解のための、自然との共生の文脈における先住民族及び地域社会の知識、経験及び視点；

11. 付属文書の付託事項にしたがい、決定 XII/24 のパラグラフ 2 で要請されている評価の完結に貢献するためにも、AHTEG のマンドートを延長することを決定する；

12. AHTEG の作業を支援するための開放型オンラインフォーラムの延長についても決定するとともに、締約国、他の政府、先住民族及び地域社会並びに関係機関に対し、開放型オンラインフォーラムに参加する専門家の推薦を継続するよう招請する；

13. 科学技術助言補助機関に対し、AHTEG の勧告を点検するとともに、決定 IX/29 のパラグラフ 12 で規定されている基準を用いた分析に関するものを含め、締約国会合に対して更なる勧告を作成するよう要請する；

14. 財源が利用可能であることを条件に、事務局長に対して以下を要請する：

(a) バイオセーフティ・クリアリングハウスを介して合成生物学に関する開放型オンラインフォーラムの下でのモデレーターにより管理された議論の促進を継続するとともに、締約国、他の政府、先住民族及び地域社会並びに関係機関に対してフォーラムに参加する専門家の推薦を継続するよう招請すること；

(b) 上記パラグラフ 10 を通じて受領した情報をオンラインで利用可能とすること；

(c) 上記諸パラグラフで言及されている作業の結果をとりまとめるとともに統合した上で、オンラインフォーラムを通じた更なる議論及び AHTEG のために利用可能とすること；

(d) 開放型オンラインフォーラムの下でのモデレーターにより管理されたオンライン議論を開催するとともに、財源が利用可能であることを条件に、本決定の附属書とされている付託事項による対面式の AHTEG 会合を 1 回開催し、締約国会議第 14 回会合の前の会合における科学技術補助機関による検討のため、AHTEG の報告書を締約国によるピアレビューに付すために提出すること；

(e) 合成生物学に関係するマンドートを有する他の国連及び国際機関と協力して相乗効果を確立すること；

(f) 条約の下での合成生物学に関係する将来の活動における先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参画を推進すること；

(g) 関係する研究機関や組織と協力して、上記パラグラフ 9 で概説されている活動の実施について、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び経済移行国、に対する能力構築及び支援を促進すること；

15. カルタヘナ議定書の締約国会合として機能する締約国会議の、合成生物学から生じる生物に議定書の規定が適用される可能性を考慮した、合成生物学の問題に関する調和のとれたアプローチに関する決定 BS-VII/12 における勧告を歓迎するとともに、カルタヘナ議定書の締約国会合として機能する締約国会議に対し、条約下のプロセスから生じる関連情報を将来の審議において考慮するよう招請する。

## 附属書

### 合成生物学に関するアドホック技術専門家グループに対する付託事項

1. オンラインフォーラム及び AHTEG のこれまでの作業に立脚するとともに、上記パラグラフ 10 を通じて締約国、他の政府、関係機関及び先住民族及び地域社会により提出される関連情報並びに事務局によりオンラインフォーラムを通じて利用できるようになる情報を活用し、AHTEG は、条約及びその議定書の他の組織と連携して以下を行う：

(a) 合成生物学の分野における最新の技術的進展を点検し、予想外かつ重大な影響を含め、生物多様性及び条約の 3 つの目的に対する影響につながるかどうかを評価すること；

(b) 合成生物学の技術を通じて既に開発されたか現在研究及び開発中の生物で、カルタヘナ議定書の改変された生物の定義に当てはまらないあらゆるものを特定すること；

(c) 合成生物学の有機的組織体、構成要素、製品の条約の 3 つ目的に対する利益及び悪影響の証拠について更に分析するとともに、リスク管理措置、安全な利用及び合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品の安全な取り扱いについての優良事例に関する情報を収集すること；

(d) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に対するいかなる否定的影響も回避もしくは最小化するために、合成生物学の有機的組織体、構成要素及び製品を検出及び監視するためのツールの利用可能性について評価すること；

(e) 締約国会議第 14 回会議の前に開催される会合での科学技術助言補助機関による検討のために、その協議に基づいて条約の下における合成生物学に関する更なる議論と行動を促進するための勧告を、同様に決定 XII/24 のパラグラフ 2 で要請されている評価の科学技術助言補助機関による完結に貢献するために決定 IX/29 のパラグラフ 12 に規定されているクライテリアに対する分析を、提供すること；

2. 資金が利用可能であることを条件に、AHTEG は締約国会議第 14 回会議の前に少なくとも 1 回は対面で会合するとともに、その作業を促進するために、必要に応じ、オンラインツールを活用する。

## XIII/18. 条約第 8 条 (j) 項及び関連規定

### MO'OTZ KUXTAL<sup>63</sup>任意指針

各国の状況に応じて、先住民族及び地域社会<sup>64</sup>の知識、革新、慣行の取得利用、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した先住民族及び地域社会の知識、革新、慣行の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、伝統的知識の報告及び不法占有の防止に関する先住民族及び地域社会の「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による事前の情報に基づく同意」または「承認と関与」を確実にするためのメカニズム、法令または他の適切な取組の策定に関する任意指針

締約国会議は、

決定 V/16 第 8 条 (j) 項及び関連規定の実施に関する作業計画とともに決定 XII/12 D を含む後続の関連決定を想起し、

倫理行動規範 (*Tkarihwaïé:ri Code of Ethical Conduct*) と Akwe:Kon ガイドライン (*Akwe:Kon Guidelines*) の関連性に留意し、

2020 年までに関連するあらゆるレベルで伝統的知識が尊重されることを求めた愛知目標 18 を想起し、さらに愛知目標 11 及び 16 を想起し、

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS : Access and Benefit-Sharing) に関する名古屋議定書は、条約の枠組みにおける遺伝資源に関連した伝統的知識と伝統的知識の利用から生ずる利益配分にも適用されることに留意し、指針が生物多様性条約と名古屋議定書の実施において果たすことができる貢献を認識し、

国際的プロセスと国際組織間の調和と一貫性の重要性を強調し、先住民族及び地域社会の伝統的な知識、革新、慣行に関連した課題への対処における国際的プロセスや国際組織の作業に留意し、

また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した伝統的な生活様式を体現している先住民族及び地域社会の伝統的な知識、革新、慣行を尊重、保存、維持する必要性を強調し、

これらの指針は、生物多様性条約または議定書における締約国の権利または義務を変えるものとは解釈されないことを強調し、またこれらの指針のいずれも先住民族及び地域社会の権利を侵害するとは解釈されないことを理解し、

また、これらの指針は名古屋議定書における遺伝資源に関連した伝統的知識には適用されないが、適切な場合、同議定書において特定の手段を策定する上で情報として利用される場合があることを強調し、

1. 本決定の附属書に含まれている任意的指針を歓迎及び採択する；
2. 締約国及びその他政府に対して、必要に応じて、任意指針を利用することを要請する；

<sup>63</sup> マヤ語で「生命の源」を意味する。

<sup>64</sup> 指針における「先住民族及び地域共同体」という用語の利用と解釈は、決定 XII/12 F、第 2 (a)、(b)、(c) 項を参照のこと。

3. 締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会に対して、必要に応じて、適切な教育や意識改革の活動を通じて指針を周知させることを要請する；

4. また、締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会に対して、適切な場合は、クリアリングハウスメカニズム（CHM）を通じて、伝統的知識の取得の機会及びその利用から生ずる利益配分に関連した地域の慣習に関する最優良事例、教訓、好例を公表することを要請する；

5. 締約国に対して、国別報告書を通じて、任意指針の利用により得た知見を報告することを要請する；

6. 締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会に対して、地域的な協力を促進し、国境を越えて共有されている伝統的知識がある場合にはそれらに関連した取組や対策を含む関連対策に関する知見や最優良事例を共有することを要請する；

7. また、締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会に対して、公表されている伝統的知識への対処方法に関する意見を事務局長に提出することを要請し、事務局長に対して、受け取った対策や意見をまとめ、必要に応じて、第8条(j)項及び関連規定に関する多年度作業計画改訂版の作業7及び12の完成に寄与する目的で、第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会が第10回会合で検討できるよう結果を公表するよう求める；

8. さらに、締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会に対して、「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による事前の情報に基づく同意」または「承認と関与」を実施するための最優良事例に関する意見を事務局長に提出することを要請し、事務局長に対して、受け取った最優良事例に関する情報をまとめ、必要に応じて、第8条(j)項及び関連規定に関する多年度作業計画改訂版の作業7及び12の完成に寄与する目的で、第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会が第10回会合で検討できるよう結果を公表するよう求める；

9. 関連する国際的な協定、組織、機関に対して、それぞれの作業を実施する際に、本決定の附属書に含まれている指針を考慮に入れることを要請する；

10. 地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）、国際的な資金提供機関や開発機関、関連の非政府組織（NGO）に対して、それぞれの責務に従い、開発途上締約国、先住民族及び地域社会、特に各地域社会の女性に資金的及び技術的援助を提供することを検討し、指針の実施に関連した認識を高め、能力を養成し、さらに必要に応じて、各国の状況に応じて、公正かつ衡平な利益配分に関する「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による事前の情報に基づく同意」または「承認と関与」のための地域の慣習やプロセスを策定することを要請する；



附属書

MO' OTZ KUXTAL 任意指針

各国の状況に応じて、先住民族及び地域社会の知識、革新、慣行の取得利用、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した先住民族及び地域社会の知識、革新、慣行の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、伝統的知識の報告及び不法占有の防止に関する先住民族及び地域社会の「事前の情報に基づく同意」、「自由意思による事前の情報に基づく同意」または「承認と関与」を確実にするためのメカニズム、法令または他の適切な取組の策定に関する任意指針

【翻訳省略】

## XIII/19. 条約第 8 条 (j) 項と関連規定：作業計画に関連するその他事項

### A. 主題別分野及びその他の分野横断的な課題に関する徹底的な対話

締約国会議は、

1. 締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会、ステークホルダー（利害関係者とも訳される）に対して、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関する作業計画の作業 7、10、12、15 を含む条約の関連分野の作業を実施する際には、作業部会<sup>65</sup>の報告書の附属書に記載されている、対話から生じた助言や勧告を検討することを奨励し、事務局長に対してはこれを求める；

2. 会合の議題と時間配分により、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会の第 10 回会合で行われる徹底的な対話の議題を以下とすることを決定する：

「生物多様性の保全と持続可能な利用に重点を置いた持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施への先住民族及び地域社会の伝統的な知識、革新、慣行の寄与」；

### B. 第 8 条 (j) 項及び関連規定の枠組み内で使われる重要な用語と概念の用語集

第 8 条 (j) 項及び関連規定の枠組み内で使われる重要な用語と概念を明確にすることは、適切な場合及び各国の法規制に従い、愛知目標 18 を 2020 年までに達成することを目的とした、第 8 条 (j) 項及び関連規定の効果的で一貫性のある実施に役立つことに留意し、

1. 締約国、その他政府、関連機関が、先住民族及び地域社会を用語集案の検討に確実に参加させることができるよう、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会が第 10 回会合において重要な用語と概念の用語集<sup>66</sup>をさらに検討するよう勧告する；

2. 事務局長に対して、第 14 回締約国会議での採択を目指し、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関する作業部会の第 10 回会合に先立って、締約国、その他政府、関連機関、先住民族及び地域社会が査読及び改善できるよう、重要な用語と概念の用語集の草案を公表するよう求める；

### C. 国連の先住民問題に関する常設フォーラムから生物多様性条約への勧告

専門用語「先住民族及び地域社会」に関する決定 XII/12 F を想起し、

国連の先住民問題に関する常設フォーラムの第 10 回会合<sup>67</sup>の報告書の第 26 項及び第 27 項に記載されている勧告に留意し、

1. 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締約国会議に対して、生物多様性締約国会議の決定 XII/12 F を準用することを定める決定の採択を検討することを要請する；

<sup>65</sup> UNEP/CBD/COP/13/3

<sup>66</sup> UNEP/CBD/COP/13/INF/5、附属書 I

<sup>67</sup> See *Official Records of the Economic and Social Council, 2011, Supplement No. 23* (E/2011/43-E/C.19/2011/14), available at <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=E/C.19/2011/14>, and Corr.1, available at <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=E/C.19/2011/14/Corr.1>

2. 国連の先住民問題に関する常設フォーラムの第 13 回<sup>68</sup>及び第 14 回会合<sup>69</sup>の勧告に留意し、事務局長に対して、同フォーラムへの相互利益の進展に関する情報の提供を継続するよう求める；

**D. 第 8 条 (j) 項及び関連規定の実施に関する多年度作業計画の作業 15 :  
先住民の知識及び伝統的知識の還元に関する最優良事例の指針**

1. 本決定の附属書にある生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した先住民族及び地域社会の伝統的知識の還元に関する Rutzolijirisaxik<sup>70</sup>任意指針の、特に目標、目的、範囲、還元に関する指針に留意する；

2. 伝統的知識の還元に関心のあるまたは関与している締約国、その他政府、関連機関<sup>71</sup>、先住民族及び地域社会、ステークホルダーに対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した伝統的知識の還元、受け取り、復元を目的として、地域共同体間の情報交換を含むさまざまなレベルで実施されている行動や優良事例に関する情報を事務局長に提供することを要請する；

3. 事務局長に対して以下を要請する：

(a) 上の第 2 項に従って受け取った優良事例や行動に関する情報を取りまとめ、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会が第 10 回会合で検討できるように公表すること；

(b) 附属書の第 5 項で言及された、さまざまな関連する国際機関、手段、プログラム、戦略、基準、指針、報告書、プロセスを考慮に入れた上で、(i) 上の第 2 項に従い受け取った情報の分析、(ii) 生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した伝統的知識の還元に関する専門家会議の報告書<sup>72</sup>、(iii) 目標、目的、範囲、還元に関する指針を含む本決定の附属書——に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した先住民族及び地域社会の伝統的な知識の還元に関する Rutzolijirisaxik 任意指針の草案の修正版を作成すること；

4. 第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会に対して、第 14 回締約国会議での採択を目指し、第 10 回会合で同指針の草案を完成させることを要請する；

---

<sup>68</sup> Ibid., 2014, Supplement No. 23 (E/2014/43-E/C.19/2014/11), available at <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=E/C.19/2014/11>, and Corr.1, available at <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=E/2014/43/Corr.1>

<sup>69</sup> bid., 2015, Supplement No. 23 (E/2015/43-E/C.19/2015/10), available at <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=E/2015/43>

<sup>70</sup> 伝統的なマヤ言語（マヤ・カクチケル語）で「起源の場所に 戻ることの重要性」という意味

<sup>71</sup> 博物館、大学、植物標本館、植物園、動物園、データベース、登録簿、遺伝子バンク、図書館、アーカイブ・情報サービス、公共または民間のコレクション、伝統的知識と関連情報を保管しているその他の機関などを含む。

<sup>72</sup> UNEP/CBD/WG8J/9/INF/4

**附属書**

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する先住民地域共同体の伝統的知識の還元に関する RUTZOLJIRISAXIK 任意指針の開発の進捗

【翻訳省略】

## XIII/20. 資源動員

締約国会議は、

2015年5月5～7日にメキシコシティで開催された「生物多様性に関連した国内外の投資と影響の特定、評価、集約、統合に関する技術専門家の国際ワークショップ<sup>73</sup>」の報告書、2015年6月11～13日にグアテマラのパナハッチェルで開催された「生物多様性の保全と資源動員戦略における先住民族及び地域社会の共同行動の評価に関する対話ワークショップ<sup>74</sup>」の共同議長の報告書に留意し、

「国連開発計画の生物多様性資金イニシアチブ (BIOFIN : Biodiversity Finance Initiative of the United Nations Development Programme)」と SwedBio 対してメキシコとグアテマラのワークショップの共催について、メキシコとグアテマラの各政府に対してワークショップの主催について、欧州連合 (EU : European Union) 及びドイツ、日本、スウェーデン、スイスの各政府に対しては資金的及び技術的支援について感謝の意を表明し、

愛知目標の達成に向けた締約国の進捗に財政の格差が与える影響を認識し、

決定 XII/3、とりわけ第 1 (a) 項～ (e) 項及び第 2 項で言及されている目標を想起し、

あらゆる資金源からの生物多様性に対する資源の効果的な動員と利用に向けた継続的な取組の必要性を強調し、

財政報告と資金動員に関する能力構築と技術支援への日本政府と EU の財政支援、アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベラルーシ、カーボベルデ、クック諸島、ガボン、ジョージア、インド、ヨルダン、ナミビア、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、スリランカ、ウガンダの各政府の物資供与、アセアン生物多様性センター (ACB : ASEAN Center for Biodiversity)、カリブ共同体の事務局、太平洋地域環境計画の事務局の協力を歓迎し、

生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) の改訂版が、各国の資金ニーズや優先事項を特定する上での根拠として、また必要に応じて条約の議定書の実施などへのあらゆる資金源からの財的資源の効果的な動員のための根拠として、また生物多様性に関連した他の条約の共同実施のための根拠として重要な役割を果たしていることを想起し、

生物多様性の主流化は、既存資源のより効果的な利用を促すため、資源動員と財的資源の効果的な利用にとって重要であることを認識し、

また、生物多様性資金イニシアチブの支援が、同イニシアチブが支援する国での愛知目標に関連した生物多様性の主流化に向けた取組において役立ってきたことを認識し、

さらに、先住民族及び地域社会による共同行動の貢献の監視と評価に関する既存の取組では、事例研究、試験プロジェクト、関連研究を含む特定の手法を開発した上で、手法の精度を高める必要があることを認識し、これに関連して、決定 XII/3 第 30 項を想起し、

---

73 [UNEP/CBD/SBI/1/INF/20](#)

74 [UNEP/CBD/SBI/1/INF/6](#)

愛知目標 3 の実施が財的資源の動員に貢献できる可能性を認識し、

### 資金報告

1. 資金報告枠組みを通じて締約国が提供した情報に、謝意を持って留意する；

2. 第 20 条の資金報告枠組みに沿って、同枠組みを通じて締約国が提供した情報の分析、とりわけ決定 XII/3 で採択された目標に向けた進捗、また、財政的資源供与をさらに詳細に評価する必要性に留意する；

3. 資金報告枠組みを通じて締約国が提出した情報から収集された情報が不十分であり、これが目標の達成に向けた進捗の包括的な評価の基盤を限定していることに憂慮して留意し、目標は相互支援的とみなされるべきであることを念頭に置いた上で、これに関連して以下に留意する；

(a) 決定 XII/3 の目標 1 (a)、1 (b)、1 (c) の達成に関して締約国が報告した進捗、目標 1 (d) に基づいた生物多様性とその要素の固有的、生態学的、遺伝子的、社会経済的、科学的、教育的、文化的、娯乐的、美的な価値の評価及び／または審査で報告された進捗；

(b) 目標 1 (c) に従った資金ニーズ、格差、優先事項の報告書と目標 1 (d) に従った各国の資金計画の報告書で締約国が報告した進捗が限定的であること；

4. 目標 1 (c) 及び 1 (d) の達成に向けた進捗が限定的であることは、目標 1 (e) 及び 1 (a) の達成に向けた進捗の評価に負の影響を与えることを強調する；

5. 目標は相互支援的とみなされていることを念頭に置いた上で、目標 1 (a) で述べられている通り、締約国に対して、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国への生物多様性に関連した国際的な資金の流入を倍増させるなど、目標の達成に向けた取組を強化するよう強く促す；

6. 必要な基本情報の提供と資源動員戦略の目標達成に向けた進捗の報告を行っていない締約国に対して、資金報告枠組みを利用して 2017 年 7 月 1 日までに情報提供または報告を行うよう強く促し、締約国に対して、データの安定性を向上させる目的で、2015 年の確認済み／最終データを公表できるよう、必要に応じて、資金報告枠組みを更新することを要請する；

7. NBSAP の改訂や更新を完了した締約国に対し、必要に応じて NBSAP の改訂版や他の補足情報に基づき、資金ニーズ、格差、優先事項を特定するよう、また、優先事項として NBSAP 改訂版の効果的な実施に向けた各国の資金計画を策定及び実施するよう、さらに可能な場合は 2017 年 7 月 1 日までに報告するよう強く促す；

8. 事務局長に対して、決定 XII/3 の第 26 項及び第 28 項に沿って、第 2 回報告資金のための報告枠組み<sup>75</sup>を 2017 年 7 月 1 日までにオンラインで公表するよう求め、締約国に対して、オンライン資金報告枠組みを利用し、確立されている基準に照らして、資源動員の世界目標を達成するための共同の取組への各国の資金提供について、第 6 回国別報告書と連動するかたちで、2018 年 12 月 31 日までに報告することを要請する；

9. また、事務局長に対して、第 14 回締約国会議に勧告を提出するために条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) が第 2 回会合

<sup>75</sup> [Decision XII/3](#)、附属書 II、セクション III

で検討できるよう、世界目標に向けた全体的な進捗のより包括的な実態を明らかにする目的で、方法論的アプローチの違いの分析を含む、受け取った資金報告の実績評価と最新の分析を行うよう求める；

### 能力構築と技術支援

10. 関連機関と生物多様性資金イニシアチブを含むイニシアチブに対して、関心があり援助を受ける資格を有する開発途上締約国、とりわけ後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国に、資金ニーズ、格差、優先事項、各国の資源動員戦略の策定と実施、資金報告の特定に関する技術支援と能力構築を提供することを要請する；

11. 資金ニーズ、格差、優先事項の評価において、また各国の資金計画の策定と実施において、生物多様性資金イニシアチブの支援をまだ受けていないが関心のある締約国に技術支援を提供する手段として、CBD-BIOFIN の地域拠点が設置されたことを歓迎し、開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国に対して、必要に応じて、各国の関心を生物多様性資金イニシアチブに示すことを要請し、生物多様性資金イニシアチブに対して、今後の作業において、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) の生物多様性と生態系サービスの概念枠組みを考慮に入れることを奨励する；

12. 締約国、その他政府、実施できる立場にある資金提供機関に対して、資金ニーズ、格差、優先事項の特定のための能力構築、各国の資源動員戦略の策定と実施、資金報告、特に生物多様性資金イニシアチブの第2期や他のイニシアチブを通じた報告への資金的及び技術的支援を提供することを要請する；

### 生物多様性に関する資金情報システムの強化

13. リオマーカーの手法の精度を高めるための経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) の開発援助委員会 (DAC : Development Assistance Committee) の作業に留意し、DAC に対して、生物多様性マーカーと民間の資金に重点を置き、OECD の環境政策委員会 (EPOC : Environment Policy Committee) と協力の上、愛知目標 20 のモニタリングに関する本作業を継続及び強化することを奨励する；

14. 生物多様性に関する多国間の資金の流れを追跡及び報告するための多国籍開発銀行の作業に留意し、多国籍開発銀行に対して同作業を加速させることを奨励する；

15. 締約国に対して、各国の情報創出システムとの相乗効果を生み出すために、各国または地域の統計局や当局との協力を構築するまたは必要に応じて向上させること、作業の重複を避けるために資金データの収集と報告に寄与することを奨励する；

16. 締約国に対して、透明性を向上させ、複製可能性と手法に関する指針の策定を実現する目的で、資金報告枠組みを通じて、追加的な手法に関する情報や用いられた定義を公表することを要請する；

17. 事務局長に対して、以下を求める；

(a) 締約国の報告の負担を軽減する目的で、開発資金提供に関する関係機関間の作業部会を通じて、条約の資金報告とアジスアベバ行動計画の約束のフォローアップ及び評価のモニタリング・プロセスとの連携の可能性を模索すること；

(b) 決定 XII/3 第 32 (c) 項で言及された通り、資金報告を容易にするために、締約国に最新の任意指針を提供する目的で、上の第 16 項に従ってまたその他の関連情報源から、手法に関する情報を受け取った場合、必要に応じて、メキシコのワークショップの報告書で示された指針を更新する；

(c) 先住民族及び地域社会の共同行動

18. 本決定の附属書に含まれている先住民族及び地域社会による共同行動の貢献の評価に関する指針を歓迎する；

19. 締約国、その他政府、関連のステークホルダー団体に対して、伝統的知識と慣習的かつ持続可能な利用に関連した指標に関する作業または慣習的かつ持続可能な利用に関する行動計画の実施を含む既存の作業プロセスを活用し、先住民族及び地域社会による共同行動の貢献に関する試験プロジェクトの立ち上げの検討を要請する；

20. 締約国、その他政府、関連機関に対して、必要に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する先住民族及び地域社会の共同行動を、NBSAP 改訂版の効果的な実施のための各国の資金計画の策定と実施に盛り込むことを要請する；

21. 事務局長に対して、資金報告枠組みやその他の関連情報源を通じて締約国が受け取った共同行動に関する情報を集約及び分析し、本決定の附属書に記載されている指針及びグアテマラで開かれたワークショップの報告書を考慮に入れた上で、先住民族及び地域社会の戦略計画 2011-2020 と愛知目標の達成への貢献を特定、監視、評価する方法に関する指針の要素を SBI 第 2 回会合で完成させ、第 14 回締約国会議で採択すること目指し、第 8 条 (j) 項及び関連条項に関するアドホック公開作業部会が第 10 回会合で検討できるよう、同要素を策定するよう求める；

### 愛知目標 3 の全面的な実施のためのマイルストーン

22. 締約国とその他政府に対して、第 12 回締約国会議で採択されたマイルストーンを柔軟性のある枠組みとして考慮に入れた上で、条約及び関連する他の国際的義務と一致及び調和するかたちで、各国の社会経済的な状況を考慮に入れ、愛知目標 3 を実施するための手段を講じるよう強く促す；

23. 締約国に、これらのマイルストーンに加え、各国の状況、政策、能力を踏まえて国レベルで設定された追加的なマイルストーンやスケジュールの達成に向けた進捗を、国別報告書または必要に応じて戦略計画 2011-2020 と愛知目標の実施に関するオンライン報告枠組みを通じて報告するよう要請したことを想起し、締約国に対して、補助金を含め撤廃、段階的に廃止、改正すべき生物多様性にとって有害な奨励策の候補を特定する、また土地や地域を保全している先住民族及び地域社会を正しく認識及び支援する奨励策など前向きな奨励策の策定と実施を促進する機会やその他の効果的な地域保全活動を特定する各国の分析研究に関する情報も含めることを要請する；

24. 愛知目標 3 を監視する指標の策定に関する OECD の作業に留意し、とりわけ OECD 環境政策委員会に対して、締約国の同目標の達成を支援するこの取組を継続及び強化することを要請する；



25. 事務局長に対して、上の第 23 項に基づいて提出された情報を含む関連情報、愛知目標 3 の実施がどのように愛知目標 20 の実施に貢献するかについての分析を含む国際的な機関やイニシアチブからの関連調査を集約及び分析し、その成果を SBI が第 2 回会合で検討できるよう提出するよう求める；

#### 生物多様性資金調達メカニズムの救済措置

26. 事務局長に対して、決定 XII/3 第 16 項に従い、締約国、その他政府、国際機関、企業、その他のステークホルダーが、生物多様性資金調達メカニズムを選定、策定、実施する際、またそれらに対する手段別の救済措置を策定する際に、生物多様性資金調達メカニズムの救済措置に関する任意指針をどのように考慮しているかについての優良事例や教訓を含む情報を集約及び分析するよう求める；

27. また、事務局長に対して、生物多様性資金調達メカニズムが先住民族及び地域社会の社会的及び経済的権利や生活にもたらす可能性のある良い影響が効果的に対処されることを、救済措置の適用がどのように保証できるかについて、SBI が第 2 回会合で検討できるように勧告を作成する目的で、上の第 26 項で要請された情報を、第 8 条 (j) 項及び関連条項に関するアドホック公開作業部会の第 10 回会合に提供するよう求める；

28. SBI に対して、第 2 回会合で、第 26 項で集約された分析及び第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会の勧告を検討すること、また生物多様性資金調達メカニズムが生物多様性のさまざまな要素に及ぼす恐れのある影響、及び先住民族及び地域社会の権利と生活にもたらす可能性のある良い影響に効果的に対処することを目的として、決定 XII/3 で採択された救済措置に関する任意指針の実施に関する勧告を、第 14 回締約国会議で検討できるよう、作成することを要請する；

#### 附属書

先住民地域共同体の共同行動の貢献の評価に関する指針

【翻訳省略】

## XIII/21. 資金メカニズム

締約国会議は、

第 10～12 回締約国会議で採択された資金メカニズムに関する指針に関連した決定及び決定の要素を想起し、

条約実施に関する補助機関 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) の勧告 1/7<sup>76</sup> をすでに検討し、

特に生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) の改訂版を通じた条約と関連する多国間環境協定、また持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>77</sup>、持続可能な開発目標、特に持続可能な開発目標 14 及び 15 の相乗的な実施の機会を認識し、

地球環境ファシリティ (GEF : Global Environment Facility) 評議会の報告書<sup>78</sup>もすでに検討し、

条約第 21 条第 1 項及び締約国会議と GEF 評議会の間で交わされた覚書に基づき、生物多様性条約の資金メカニズムの運用を委託された機関としての GEF の責務を想起し、

### A. 優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022)

1. 本決定の附属書 I 及び II に盛り込まれている GEF 信託基金の第 7 次増資のための成果重視型の優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) を含む資金メカニズムに関する統合指針を採択し、資金メカニズムに関連し、資金メカニズムに関連した条項に限定されていた以前の決定及び決定の要素を廃止することを決定する；

2. GEF、被援助国と援助供与国を含む GEF 加盟国、関連する国際的及び地域的な連携機関、事務局長に対して、GEF 信託基金の第 7 次増資のための優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) の実施を成功に導くことを要請する；

3. GEF に対して、関連する多国間環境協定、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、持続可能な開発目標、特に目標 14 及び 15 の実施における相乗効果の機会を高める手段としての統合計画の策定を継続及び強化することを奨励する；

4. 認定の初期評価に留意し、GEF に対して、同評価の結果を含む GEF の知見に基づき、また同様の資金利用に関する手順を定めている他の国際的な資金提供機関の知見を考慮した上で、開発途上国の国家機関を数多く参加させるための手順など資金利用に関する手順 (モダリティ) を改善することを求める；

5. GEF に対して、統合指針の各要素、特に、優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) に関する情報を締約国会議に提出する報告書に盛り込むよう求める；

6. GEF 信託基金の第 7 次増資のための優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) の中で定められた成果を確実に達成する上で、被援助締約国が重要な役割を担うことを強調する；

<sup>76</sup> UNEP/CBD/COP/13/6, sect. I を参照

<sup>77</sup> 国連総会決議 70/1、附属書

<sup>78</sup> UNEP/CBD/COP/13/12/Add.1

## B. 生物多様性関連条約間の計画の相乗効果

決定 XII/30 第 2 項を想起し、

7. GEF 信託基金の第 7 次増資のための優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) を検討する上で、移動性野生動物種の保全に関する条約と食料農業植物遺伝資源国際条約から受けた助言、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約から提供された情報<sup>79</sup>に謝意を持って留意する；

8. GEF の責務の範囲に含まれる助言や情報は、本決定の附属書である優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022) 中の戦略的なレベルで反映され、生物多様性関連条約間の計画の相乗効果をさらに高めるものであることに留意する；

9. 生物多様性に関連した様々な条約の管理機関に対して、決定 XII/30 第 2~4 項に関して、生物多様性条約第 15 回締約国会議で検討できるように、同項で規定された戦略的指針の策定のための行動を GEF 信託基金の第 8 次増資に向け、再び実施することを要請する；

10. 助言の要素は、(a) GEF の責務及び決定 III/8 に基づいた締約国会議と GEF 評議会の覚書に従っている、(b) 戦略的レベルで策定されている、(c) 生物多様性に関連した各条約の管理機関により正式に採択されている——ことを条件とすることを強調する；

## C. 資金メカニズムの効果に関する第 5 回評価

11. 本決定の附属書 III に含まれているバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書と遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の資金メカニズムを含む、同メカニズムの効果に関する第 5 回評価に関する付託条項を採択する；

12. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを条件として、付託条項に基づき第 5 回評価を確実に実施するよう求める；

13. また、事務局長に対して、資金メカニズムに関する第 5 回評価の報告書を、SBI 第 2 回会合で検討できるよう提供するよう求める；

## D. 資金拠出要件の第 2 回決定

14. GEF の第 7 次増資において、条約と議定書の実施のために必要な資金額の完全な評価に関する報告書<sup>80</sup>に留意し、評価の準備に関する専門家グループのメンバーに対して感謝の意を表明する；

15. 事務局長に対して、GEF 信託基金の第 7 次増資でのニーズの評価に関する報告書を、GEF が検討できるよう GEF に提供するよう求め、GEF に対して、締約国会議への定期報告の中で、増資期間中に同評価に対してどのように対応したかを示すよう求める；

16. GEF に対して、戦略計画と愛知目標及び専門家チームのニーズ評価に関する報告書を、専門家チームが特定した上限に留意した上で、GEF 信託基金の第 7 次増資期間において考慮するよう求める；

<sup>79</sup> UNEP/CBD/COP/13/12/Add.4 参照

<sup>80</sup> UNEP/CBD/COP/13/12/Add.2 参照

## E. さらなる指針

17. GEF に対して、他の国際的な資金提供機関と協力し、リオ 3 条約のうち 2 つ以上の目的を達成するために策定されたプロジェクトへの共同の資金調達を検討することを奨励する；

18. GEF の第 6 次増資が為替変動の影響で資金不足になると予測されていること、及び GEF 評議会第 51 回会合の議題 6 に関する GEF 評議会の決定に留意する；

19. 国レベルでの資源動員において、また愛知目標の達成の支援において、GEF が極めて重要な役割を果たすことに留意し、GEF に対して、被援助国への支援の水準を維持するため GEF の第 6 次増資に関連した計画の目標を達成することを目指し、上の第 18 項で言及された開発途上国への支援資金不足による影響を最小限に抑える取組を継続することを要請する；

20. GEF に対して、条約第 20 条第 5～6 項の規定を十分に考慮に入れた上で、被援助国への今後の増資における資金提供に対する負の影響を避けるために、為替変動を含む想定されるリスクを緩和する措置に関する調査の実施を検討するよう求める；

21. GEF と連携機関に対して、官民連携などを通じた条約の実施に関連したプロジェクトへの共同資金調達を特定及び動員するための取組において被援助国を支援し、また資金利用を容易にし、かつ障害を生み出したり被援助国の費用負担を増やしたりしない方法で共同融資を行うよう強く促す；

22. 事務局長に対して、条約第 21 条第 1 項に従った GEF プロジェクトの承認プロセスの透明性に関する締約国の懸念を GEF に伝えるよう求める；

23. GEF に対して、GEF プロジェクトの承認プロセスの透明性に関する締約国の懸念に応えるかたちで、締約国会議への報告書の中に覚書第 3.3 (d) 項に関する情報を盛り込むことを要請する；

### 生態系の回復

24. GEF、実施できる立場にある締約国、地域の開発銀行など国際的な金融機関を含む他の資金提供機関に対して、生態系の回復に関する活動に加え、必要に応じてモニタリングプロセスへの支援を提供し、関連がある場合は、こうした支援を持続可能な開発、食糧、水とエネルギーの安全保障、雇用創出、気候変動の緩和と適応、災害リスクの軽減、貧困撲滅に関連するプログラムやイニシアチブに統合することを要請する；

### 戦略計画

25. GEF に対して、締約国、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国が示したニーズに基づき、決定 XII/3 で合意された資源動員に関する戦略と目標に沿って、NBSAP の策定及び実施のための時宜に即した支援の提供を継続するよう求め、実施できる立場にある他の開発に関する連携機関や資金提供機関に対してはこれを要請する；

### 愛知目標 11 及び 12

26. GEF とその実施機関に対して、保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法の設置と実施に関するプロジェクトは愛知目標 11 と 12 とその他の関連目標の達成に向けた国家行動計画の実施に貢献することから、プロジェクトの体系的な

モニタリングと結果の報告を促進する目的で、第 6 次及び第 7 次増資期間において、NBSAP に基づき、また必要に応じて目標 11 及び 12 の達成に向けた地域ワークショップを通じて、保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法の設置と実施の調整を促進することを要請する；

## 第 6 回国別報告書

27. GEF に対して、条約と議定書における報告に関する指針が改訂された場合は、国別報告に必要な資金を評価し、評価に基づいた資金援助を開発途上国に適時にかつ迅速な方法で行うよう求める；

## 分野横断的な主流化

28. GEF、他の資金提供機関や金融機関に対して、開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国から要請された場合は、分野横断的な主流化に取り組む国主導型のプロジェクトに資金援助を提供することを要請する；

## 伝統的知識

29. GEF、国際的な金融機関、開発機関、関連の非政府組織（NGO）に対して、必要に応じて、各機関の責務に従い、開発途上締約国、先住民族及び地域社会、特にこうした共同体の女性への、指針の実施に関する認識を高め、能力を養成するための資金的及び技術的支援の提供を考慮すること、また必要に応じて、地域の慣習または各国の状況に応じた「事前の情報に基づく同意」もしくは「自由意思による事前の情報に基づく同意」のプロセス、または「承認と関与」もしくは公正かつ衡平な利益配分のプロセスを策定することを要請する；

## バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

30. GEF に対して、バイオセーフティ・クリアリングハウスに関連した活動への支援として資金提供を継続するよう求める；

31. 資金供与を受ける資格を有する締約国による議定書の報告義務の順守を支援するためには、同締約国への GEF からの継続的かつ計画通りの支援が重要であることを強調する；

32. GEF に対して、開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国が、能力構築に関する枠組みと行動計画をさらに実施できるように、資金援助を継続するよう求める；

33. GEF に対して、バイオセーフティに関する国家枠組みを設置していない、資金供与を受ける資格を有する締約国への支援を継続し、この目的のために資金を提供することを要請する；

34. GEF に対して、関連プロジェクトの活動と責務の範囲内において、資金供与を受ける資格を有する締約国に、遺伝子組み換え生物の安全な移送、取扱い及び利用に係る普及啓発、教育、参加に関する作業計画の効果的な実施を促進するための財的資源を提供するよう求める；

35. GEF に対して、国主導のプロジェクトにおいてリスクアセスメントとリスク管理に関連した能力構築への資金提供を継続することを要請する；

36. GEF に対して、以下を要請する：

(a) 資金供与を受ける資格を有する締約国がバイオセーフティに関する国家枠組みを設置するための特定の資金提供を継続すること；

(b) 知見及び教訓の共有、関連の相乗効果を促進するために、遺伝子組み換え生物を検知する能力を構築するための地域的及び準地域的なネットワークを利用したプログラムなどの地域協力プログラムを含む、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のさらなる実施を促進するとして締約国が特定した課題に関連したプロジェクトや能力構築への資金提供を継続すること；

(c) 締約国会議の決定 I/2 の附属書 I で採択された政策、戦略、プログラムの優先事項及び資格基準が確実に、財的資源の取得と利用に関連して効果的な手法で十分に実施されるようにすること；

#### 取得利用と利益配分に関する名古屋議定書

37. GEF 信託基金の第 7 次増資の資金供与を受ける資格基準に関する以下の暫定条項を採択する：

29. 『条約の締約国である開発途上国、特に、後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国で、議定書の締約国になるという政治的な約束を表明した締約国は、議定書の締約国になることを目的とした国の施策の策定及び制度的な能力開発のための資金援助を GEF から受ける資格を有するものとする。当該国の大臣が事務局長宛てに、当該国は資金援助を受けた活動を完了後に名古屋議定書の締約国になる意思があることを示す正式な保証書に活動のリストとマイルストーン計画を添付した文書を提出することを持って、政治的約束の証拠とする。』

38. GEF に対して、資金供与を受ける資格を有する締約国が名古屋議定書の間接報告を策定できるよう支援することを要請する；

#### 附属書 I

GEF 信託基金の第 7 次増資のための優先プログラムに関する 4 カ年枠組み (2018-2022)

【翻訳省略】

#### 附属書 II

資金メカニズムに対する既存の統合指針

【翻訳省略】

#### 附属書 III

資金メカニズムの第 5 次評価に関する付託事項

【翻訳省略】

## XIII/22. コミュニケーション戦略枠組み

締約国会議は、

国連総会が国連生物多様性の 10 年 2011-2020 を宣言した国連総会決議 65/161 を想起し、

決定 XI/2 及び同決定が条約実施に関する作業部会 (WGRI : Ad-Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation of the Convention) が第 4 回会合で評価した国連生物多様性の 10 年のための戦略を支持していることを想起し、

広報・教育・普及啓発 (CEPA) のための作業計画を想起し、

国際自然保護連合 (IUCN : International Union for Conservation of Nature) の世界自然保護会議 2016 の決議 93 「地球規模で人と自然をつなぐ」、及びその中で呼びかけられた NatureForAll#NatureForAll 運動を通じた支援を含む愛知目標 1 への支援に留意し、

1. 本決定の附属書に含まれている、事務局長が策定した世界広報戦略の枠組み<sup>81</sup>を歓迎する；
2. 締約国に対して、各国で国家戦略を策定しようとする際には同枠組みを利用すること、及びクリアリングハウスメカニズム (CHM) を通じて作業の結果について報告することを要請する；
3. 国連機関及び本決定の附属書で挙げられた基金を含む多国間基金に対しても、それぞれの戦略を策定しようとする際には同枠組みを利用することを要請する；
4. 事務局長に対して、国連総長室を含む国連生物多様性の 10 年に関わる既存の連携機関と協力することより、また、資源が利用可能なことを条件に、新たな連携先を構築することにより、同枠組み実施のための支援及び実施の強化のための作業を継続し、次の締約国会議でその結果を報告するよう求める；
5. また、締約国に対して、ウェブ戦略の中に見られる活動を含む広報活動を促進及び実施する際には、他の条約や国際機関との協力に関する締約国会議の決定 XIII/24 に従い、相乗効果を高めることを求め、締約国に対してはこれを強く促し、その他政府及び関連機関に対してはこれを要請する。

### 附属書

#### 広報戦略のための枠組み

##### A. 範囲と目的

1. 以下の戦略は、事務局長、生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity) の締約国、国連生物多様性の 10 年に関与しているその他連携機関、ステークホルダー及び関係者の行動及び活動の指針となる、柔軟な枠組みとして利用されることを意図している。本枠組みの結果及び結論は、事務局長、締約国、ステークホルダー、その他が策定する具体的な戦略や行動計画を発展させ、明確化する際の指針としての役割を果たすものである。また、常に見直しの対象とされる。

---

<sup>81</sup> UNEP/CBD/COP/13/14

2. 生物多様性条約の本広報枠組みの目的は、事務局、締約国、その他政府及び関連機関が同条約の3つの目的、プログラム、イニシアチブ、議定書を前進させるために、世界、地域、国の特定のステークホルダーを対象とした効果的な広報戦略を策定する際の指針を与えることである。

## B. 目標

3. 広報の取組は、生物多様性条約、戦略計画 2011-2020 及び 2050 年までの長期目標（ビジョン）の実施を持続可能な方法で支援する必要がある。こうした取組は、国連生物多様性のための 10 年 2011-2020 の残りの期間だけでなく、それに続く 2050 年までの期間にも影響を及ぼすように設計されること。このような状況を念頭に、以下を主要な目標とする：

### *戦略計画 2011-2020 及び 2050 年までの長期目標（ビジョン）の実施状況を広報する*

4. 広報の取組では、戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の実施状況を示す必要がある。広報では、国及び世界レベルで進展があった事項を、さらなる行動を必要とする事項とともに明確に示すようにする。また、戦略計画 2011-2020 が、生物多様性関連条約の生物多様性に関連した他の目標の達成にどのように貢献しているかについても示すようにする。

5. 2050 年までの継続的な行動を呼び起こすという大きな目標と共に、さらなる行動への足掛かりとなる正確な実施状況を提示することを目指す。国連生物多様性の 10 年におけるこの 4 年間は、戦略計画 2011-2020 の達成に焦点を絞った広報に取り組んできたが、一方で、2050 年まで続く戦略計画のビジョン達成に向けた支援を創出することが重要である。

### *必要とされる場合は追加的な行動を強く促す*

6. 第 1 の目標に関し、締約国の活動が達成に向かっていないと思われる戦略計画の目標やターゲットについて、広報は追加的な行動への支援を促進する必要がある。そうした広報は、行動を後押しする性質のものでなければならない。肯定的な面を強調して活動を支援する形式をとったり、ターゲットを達成できなかった場合の負の結果について警告を発する形式をとったりできる。

7. この点において締約国は、愛知目標を国レベルでどのように達成するかを示す、個別の目標を持つことになる。他のステークホルダーは、各自の行動が、追加的な行動にどのように貢献するかを広報する必要がある。

### *さまざまな広報の対象者に、持続可能な開発及び他の世界的な優先事項における生物多様性と本条約の作業の関連性について説明する*

8. 生物多様性条約の 3 つの目的は、持続可能な開発のための他の国際的な目標と明らかに関連している。生物多様性とそうした他の課題が関連していることを示す際には、各分野の中心的な懸念事項を分析することから始め、次に、問題解決に貢献できるものとして生物多様性を取り上げるようにする。

9. 気候変動に関する議題は、この点において特に重要である。生物多様性と気候変動が互いに関連していることを示す努力が必要である。例えば、気候変動は、地球規模のレベルでも、個別の事例においても生物多様性に影響を与えている。同様に、生態系に基づいた適応や災害リスク軽減策を含む気候変動の緩和や適応への取組に対する生物多様性の貢献を強調することも重要である。



10. このようにして、本条約の下で行われる作業がどのように国連砂漠化対処条約 (UNCCD : Convention contributes to work under the United Nations Convention to Combat Desertification) の作業に貢献するかを示すための取組が必要とされる。CBD のメッセージを UNCCD の土地の劣化の中立性に関する議題及びメッセージ発信と関連付ける必要がある。

11. 他の分野でも個別の課題の克服に向けて生物多様性が明らかに貢献できる機会がある。食料及び水の安全保障と公衆衛生に関する議題とは、戦略的な関連性がある。

12. 一見、CBD の目標とはかけ離れているように見えるが実際には条約の作業に影響を与える行動を伴う関係者にも、メッセージを届ける必要がある。例えば、運輸省、エネルギー省、財務省、社会基盤整備部門を関与させるべきである。こうしたセクターを関与させる際は、各セクターが懸念している中心的な課題と、生物多様性がその解決にどのように寄与するか重点を置くようにする。

13. ビジネス業界は、新たな広報活動の極めて重要な対象者である。生物多様性及び生態系サービスの利用者として重要であり、持続可能な消費へ移行する上で、企業の能力は CBD の目標達成を左右する。生物多様性の保全及び持続可能な利用と、企業の社会的責任との関連性は重要である。さらには、生物多様性の保全に資する企業活動の事例について広報することが重要である。また、遺伝資源利用者としての企業の役割も、取得利用と利益配分に関する名古屋議定書に鑑み、重要な要素の 1 つである。

14. 若者も重要な層である。若者の文化には世界共通のものや地域的なバリエーションがあり、若者への広報は今後数十年間の行動として重要になる。

#### *能力開発のためのツールを提供する*

15. 戦略計画の目標を実現するためには、多くの締約国で能力の向上が求められる。多くの場合、これには能力開発が必要である。締約国はこれまで、愛知目標を確実に達成するために事務局及び他の関係者が実施しなければならない活動の 1 つとして、能力開発が重要であることをたびたび指摘してきた。したがって、広報活動の重要な目標の 1 つは、関係者にそのためのツールを提供し、関係者の十分な能力開発を確実に行うことである。こうしたツールと他の能力開発イニシアチブとの関連性、また持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development) に関する議題との関連性も重要である。

### **C. 中心的メッセージの発信：構成と中心的メッセージの要素**

#### *メッセージ発信の概要*

16. 国連生物多様性の 10 年に関連するすべてのメッセージについて、対象者が地理的には世界規模に広がり、同時にその適用は極めて限定されている現実を考慮すると、メッセージの最良の構成は、共通の全体的なメッセージを文頭に置き、その下に個別及び特定のメッセージを掲載するものになる。この方法は 2010 年の国際生物多様性年にとられた全体的な戦略であり、まず中心的メッセージを作成し、それをひな形として提供し、それぞれのニーズに合わせられるようにした。

17. 国連生物多様性の 10 年のために作成するメッセージは、CBD プロセスの中心的な文書と一致している必要がある。これには、決定 X/2 の附属書で定められた戦略計画 2011-2020、特にその目標、ミッション、ビジョン；地球規模生物多様性概

況 (*GBO : Global Biodiversity Outlook*)、特に第 4 版の結論；国連生物多様性の 10 年のウェブサイトに掲載されているメッセージなどが含まれる。

18. メッセージの発信は、たとえ読み手を鼓舞しようとするものであっても、根拠に基づき、科学的信頼性のあるものでなければならない。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (*IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services*) の概念枠組み (決定 *IPBES-2/4*) には、メッセージに含まれるさまざまな要素の関係を示す重要な根拠が含まれている。これに加え、メッセージは他の出版物の結論にも沿うようにする。*GBO* は、今後も基本的な出典の 1 つであるが、事務局及び締約国が点検した他の出版物が含まれる可能性もある。

19. 中期的 (現在から 2020 年まで) に使われるメッセージは、達成すべき政策目標によって、肯定的なメッセージと否定的なメッセージの組み合わせになる。肯定的なメッセージの発信は、実利的要素と「驚異」の要素をどちらも備えている必要がある。肯定的なメッセージ発信の 1 つは、人類の前に立ちはだかる持続可能な開発の課題を解決するものとして、生物多様性や自然の役割に焦点を合わせることである。このような方法により、生物多様性の損失に注目し、生物多様性が開発の犠牲となっているとする考えを超えたメッセージを発信する必要がある。また別の視点からの肯定的なメッセージは、種や生態系の非凡な力と、生物多様性を象徴する複雑さやインスピレーションにみる自然の驚異を訴えることである。

20. 上述の通り、広報戦略の目標は、戦略計画 2011-2020 の実施における成功事例を称賛し、追加的な行動を必要とする場合は、それを奨励することである。以下で議論される通り、対象者が異なるメッセージを作成する際には、背景という概念が重要になる。

21. 肯定的なメッセージでは、戦略計画の達成に向けて進展した範囲を強調する。さらに、成功例として、目標達成の結果としてどのような恩恵が実現されたのかも強調する必要がある。人の福祉が向上したり、持続可能な開発目標やその他の目標の達成に寄与したりしたことを恩恵として示すようにする。政府の場合は、成功を強調する中で、こうした成功事例と持続可能な開発のための国家戦略を関連付けることを望む場合もあると考えられる。

22. 否定的なメッセージは慎重に扱うべきだが、愛知目標が達成されなかった場合に想定される結果を概説する必要は出てくるかもしれない。否定的なメッセージとしては、行動できなかったことで人の福祉に寄与する機会が失われたり、または、行動を起こさなかったことにより生態系サービスの回復や再生に高い費用が必要になったりすることを示すようにする。

23. 文頭のメッセージは、1 つの枠組みを提供するもので、その下に締約国や他の関係者がそれぞれの成果を強調してメッセージを作成する。

#### ブランディング

24. メッセージ発信の重要な側面の 1 つにブランディングがある。一貫性があり、適切に構成された魅力的なブランディングは、中心的メッセージ発信の効果を著しく高めることができる。この点については、生物多様性の 10 年で使われた生物多様性に関する視覚的要素の入った色使いで描かれた魅力的なロゴで明確に証明された。条約及び条約に付随する議定書という広い文脈において、*CBD* のロゴとその指針は現在、*CBD* ブランディング方針の中心になっている。この中心的なブランディングを、

すべてのメッセージの発信と広報の手段で常に適用する本格的なブランディング方針に格上げするための作業が現在行われている。CBD の中心的なブランディングの要素に関する概況は、情報文書で提示されている。

#### メッセージ発信の要素

25. 全体として、メッセージは人と生物多様性のつながりについて一般的な内容を広報すべきである：

(a) メッセージは、人は生活のほぼすべての側面において生物多様性とつながっているという見識を構築するものであること；

(b) 広報は、生物多様性損失の脅威と、生物多様性を救済することで得られる恩恵との両方について普及啓発するものであること；

(c) メッセージは、生物多様性の損失を食い止めるための行動は喫緊の課題であり、人々に今すぐに行動を起こすことを奨励するものであること。

26. また、メッセージでは、より長期的な展望を念頭においた戦略計画 2011-2020 のビジョンを強調するようにする：

(a) 今すぐに行動を起こす必要がある一方、最も重要な最終期限は、今世紀の半ばである；

(b) 21 世紀半ばまでに、人類は生態系サービスを維持する方法で生物多様性を尊重、保全、回復し、賢明に利用するようになること；

(c) 行動は、地球という健全な惑星を維持し、すべての人々に不可欠な恩恵を届けようとするものであること。

27. メッセージはまた、持続可能な開発を国レベルで達成するためには生物多様性を活動に取り入れる必要がある理由を示しつつ、戦略計画 2011-2020 と各国の開発の優先事項とを関連付けるべきである。

28. メッセージは、生物多様性と他の持続可能な開発の課題との関連性を、持続可能な開発目標に焦点を合わせ、明確に示すべきである：

(a) 国連の加盟国 193 カ国が合意した持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、広範囲にわたる地球規模の社会的課題に取り組むために、普遍的な目標とターゲットを定めた難易度の高い枠組みである；

(b) 生物多様性、環境的機能及び生態系サービスは、直接、人の福祉と開発の優先事項に貢献する。世界人口の約半分が、生活手段として直接的に天然資源に依存している。最も脆弱な生活基盤を持つ人々の多くが、生きるための最低限のニーズを満たすために、直接的に生物多様性に依存している；

(c) また、生物多様性は、農業、林業、漁業、観光に関連した活動を含む多くの経済活動の中心にある。生物多様性と生態系の重要性は、持続可能な開発目標とそのターゲットの多くに反映されている；

(d) したがって、生物多様性及び生態系への配慮は、各国が持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標の実施にとりかかる際、また持続可能な開発のための各国の主要優先事項の実施において不可欠になる。

29. メッセージは、意図した対象者に行動を強く促すものでなければならない。この点において、メッセージには、対象とした人々ができる生物多様性を守るた

めの具体的な行動が列挙されていること、行動を起こす方法についての手引きがあることが重要である。

30. それぞれのメッセージ及び運動は、意図した対象者の価値観に敏感でなければならず、その価値観に照らして、生物多様性と、生物多様性を保全し持続可能な利用をするための行動を表現するようにする。したがって、対象者に関する調査は、メッセージを対象者に合わせて作成する際の重要な要素である。

#### D. 対象者

31. 条約の対象者は世界中にいることから、対象者の層を特定し、広報内容をそれぞれの対象者に合わせた目標と関連付け、それに従ってメッセージを作成することが重要である。以下の対象者の各層については、メッセージを受け取る人々であると同時に、その向こうにいる他の対象グループにメッセージを転送する及び／または伝えるグループであることに留意することは重要である。

#### *CBD とその議定書の締約国*

32. 生物多様性条約は各国の政府によって国レベルで実施されるため、事務局と他の国際的な関係者による広報で重要な第一の対象者は、締約国である。条約とその議定書のフォーカルポイントがここでの主な対象者である。締約国レベルでは、条約及びその議定書のナショナル・フォーカル・ポイント (NFP) は、情報を受けるばかりでなく、締約国が他のセクターの作業の中で生物多様性を確実に主流化するため、生物多様性管理の課題に通常関わっている政府機関や省庁に情報を届ける必要がある。この中には、生物多様性の戦略と行動計画の実施を担うことが増えている地方の政府や都市が含まれる。

#### *ステークホルダー及びCBD の中心的な対象者及び構成主体のその他メンバー*

33. CBD の広報活動の基本的な対象者は締約国だが、締約国を支援する役割を担ったり、また、生物多様性条約の実施において独自の役割を担ったりしている関係者やステークホルダーも数多く存在する。こうした関係者は締約国ではないため、そうした対象に対する広報の特徴は異なる。同時に、こうした関係者が国レベルで支援のための活動を実施する場合には、一部の広報活動について、締約国向けの広報の対象に入る可能性もある。

34. CBD の作業で示唆された国連システムの中の連携機関、及び他の地域機関も重要である。こうした関係者は、条約の取組を他の人々に伝えるだけでなく、この機会を使い、所属機関の取組と持続可能な開発アジェンダ、また戦略計画 2011-2020 との関連性を高めるものである。

35. 国立歴史博物館、植物園、動物園、水族館などは、具体的な保全の行動を起こしているという点、及び生物多様性の普及啓発という点の両方において、条約にとって重要な作業を実施しているその他グループに含まれる。

36. IUCN もまた独自の役割を担う組織である。条約作成時の役割と、自然の保全活動での中心的な役割を考慮すると、条約にとっては重要な対象者であり、また大切な拡散者でもある。

37. 保全活動を行う NGO は、条約のメッセージを再転送する中心的な構成主体である。

#### *先住民族及び地域社会*

38. 先住民及び地域社会 (IPLC : indigenous peoples and local communities) との作業を増やし、生物多様性の保全及び持続可能な利用における IPLC の役割について伝えること、IPLC の活動がどのように生物多様性条約及び他の生物多様性関連の条約の実施に貢献するかを示すことが重要である。この点において広報は、IPLC に対して、生物多様性条約及び戦略計画 2011-2020 の各国の実施に沿った活動の促進を奨励すること。しかし同時に、そうした IPLC の作業は、生物多様性の保全とその持続可能な利用という人々を鼓舞する本来のメッセージや慣行の発信源としてもとらえられなければならない。この点において広報は、IPLC に対して、地方、国、地域、世界レベルでの生物多様性の保全と持続可能な利用に関係がある伝統的知識を称え、促進し、伝達することを奨励するようにする。

一般の人々及び重要なステークホルダーのグループ

39. 条約の作業は「一般の人々」と関連付ける方法で広報する必要があることがたびたび指摘されている。広報の対象者は世界中の人々であり、誰も排除すべきではない一方、人々がみな同一であるかのようにメッセージを送ることは、過度な単純化であり、対象者の層による重要な違いを覆い隠すものであることも明らかである。いわゆる「一般の人々」は国、ジェンダー (男女の性差)、社会経済的水準、言語などにより多くの層に分かれている。したがって、一般の人々に伝えようとする際には、それぞれに対する適切なアプローチが必要である。

40. 一般の人々を区分するもっとも重要なものは、国である。生物多様性、環境的機能、生態系サービスと、一般の人々との関連性についての理解は、各国の状況に加え、人と自然、そして生物多様性が提供する価値のあり様についての各国の「解釈・説明 (ナラティブ)」により大きく異なる。したがって、一般の人々に関与してもらうための試みは、その国で広く伝えられている「解釈・説明」を元に、国レベルで作らなければならない。

41. 一般の人々に伝える重要な方法は、協議、啓発活動、そして特にラジオ、テレビ、印刷物などのメディアを通じた方法である。このため、メディアは広報の対象者というよりも、それ自体が情報を拡散する主体であり伝達手段であると考えられる。メディアは、一般の人々に響くコンテンツを作ろうとする。メディアを関与させる際にはこの観点を念頭に置く必要がある。メディアを関与させる際は、以下を含むメディアのさまざまな層に焦点を合わせること：

- (a) 環境政策を扱うメディア；
- (b) 消費者問題 (生活様式、生活手段、持続可能性) を扱うメディア；
- (c) 保全に焦点を合わせたメディア；
- (d) 科学的根拠に基づくメディア；
- (e) ビジネス及び環境技術に焦点を合わせたメディア；
- (f) 幅広い層への情報拡散に焦点を合わせたメディア；

42. また、重点的な関与が求められる特定のステークホルダー・グループもある：

(a) **ビジネス**は非常に重要な層である。広報は業界団体を関与させ、生物多様性のための事業例のさらなる開発を奨励し、生物多様性に優しいビジネスへのより大きな関与を促進しようとするものであること；

(b) **若者**も重要な対象者である。若者に関する国連システム全体の活動を通じて、以下によってメッセージを伝えることができる；生物多様性の10年を実施するツールとしてのグリーンウェイブ・プログラムやその他の同様のイニシアチブの強化；フェイスブック、ツイッター、マイスペース、ユーチューブなどのソーシャルメディアの活用；絵画や写真、エッセイなどのコンテストや大会の開催；

(c) 資源の保全及び持続可能な利用の両方において、**女性**は重要なステークホルダーであり、あらゆる活動で、ジェンダーの主流化に特に重点を置くようにする。

#### 資源の供給源となる人物や機関

43. この対象者の層は、さまざまな科学や技術の領域において条約の実施を支援する知識を生み、拡散する専門家や機関で構成される多様なグループである。この対象者にメッセージを届けることは、**CBD** を支援する際に活用できる最高の科学的知識が確実に生み出され、利用されるようにするために重要である。また、こうした専門家のグループは、一般の人からも非常に尊敬されているため、そのメッセージは条約にとっての大きな助けになる。専門家のメッセージが大義において一致していることを確認することが重要である。同グループは、特定の役割において **CBD** を構成する中心的グループと重複する可能性があるが、ある種の独自性を持ち合わせている。

#### E. 情報源

44. 広報活動を実施するに当たり、メッセージを作成する際の基本的な情報源は以下の通りである。このリストは網羅的ではないが、他よりも重視されなければならない。

#### 公式な国別報告書及び戦略

45. **CBD** を支援するため、及び締約国会議の決定への対応として出される締約国の公式な情報が、広報の主要な情報源である。こうした情報は公的なものであり、国レベルでの **CBD** の実施状況に関する情報を提供し、また、実施に関する締約国の意図を伝えるものである。すべての公式な国別報告書及び戦略において、行動と国別のターゲットは合意された指標に照らして示されること。

(a) **NBSAP**。生物多様性国家戦略及び行動計画（**NBSAP**：National biodiversity strategies and action plans）は、締約国の政策的な意図を示すものである。しかし現実には、条約のプロセスの中で作成された **NBSAP** の一部のみが、戦略的なビジョンや行動計画を伴っている。多くは、特に数年前に作成された場合など、国レベルでの生物多様性に関する簡単な報告にとどまっている。しかし、**NBSAP** に行動計画が含まれている場合は、国レベルでの行動を伝えるために **NBSAP** を活用すること。さらに、**NBSAP** には広報戦略も含まれていなければならない。可能な場合は、**NBSAP** を策定する過程でも、広報及び支援の戦略が考慮されるようにする。ドイツ国際協力公社（**GIZ**）と事務局が共同で作成したオンラインの愛知ポスターツールのようなツールの主流化と報告を促進する広報を活用すること；

(b) **国別報告書**。事務局及び締約国の両方が作成した国別報告書の情報は、さらに活用されるべきである。こうした情報を使い、実施における成功例を示したり、さらに取組が必要な分野を特定したりすることができる。また、報告書から体系化されたデータを再生し、利用する取組も行う。

#### *CBD* の公式文書

46. 会合前の事前文書及び会合報告書を含む公式文書には、CBD の政策の方向性が示されており、したがって条約の下で課題が浮上してきた過程の「解釈・説明」を提供するものであり、重要な資料の 1 つである。締約国会議の決定は特に重要である。すべての広報は、当然これらの資料を出典としなければならない、メッセージがこれらの資料と一貫していることを確認することは重要である。

#### *CBD 印刷物とその他資料*

47. 条約の実施に関連した科学的、技術的な助言を示す技術的資料や出版物は数多く存在する。査読を受けたこれらの資料の精度は、専門家の考える、また一般の人々にとっても、正当性の基本となる。したがって、条約の作業が科学的根拠に基づいていることを示すため、いずれのメッセージもこれらの資料を参考にするようにする。

48. 概して技術的な性質を持つこれらの資料は、形式、目的、言語が非常に特殊である。したがって、すべてのメッセージは特定のグループを念頭に作成され、適切な構成で、「解釈・説明」を伴うようにする。単一の形式があるわけではない。いづれにしても、すべて特定のメタデータが含まれているようにする。

#### **F. 伝達手段と拡散者**

49. メッセージを対象者に届けるための伝達手段にはさまざまなものがある。この項目では、そのうちのいくつかの手段について、またメッセージの拡散者として関与できる人々について概説する。

##### *クリアリングハウスメカニズムと関連する情報サービス*

50. クリアリングハウスメカニズム (CHM) は伝達手段であり、拡散者でもある。CHM の目的は、生物多様性の知識集積ネットワークの重要な要素の 1 つになることである。戦略計画 2011-2020 第 22 項によれば、CHM は、条約の実施強化を促進及び支援するために、生物多様性に関わる人々の知識と専門性を活用できるようにする伝達手段である。CHM では、効果的なウェブサイトとともに専門家ネットワークを構成する国別 CHM の拠点を今後発展させ、維持していく。この各国の拠点は、事務局が管理する中央 CHM とリンクされる。CBD のウェブサイトは、このネットワークにおける中心拠点となる。他にも、バイオセーフティ・クリアリングハウスや ABS (取得利用と利益配分) クリアリングハウスなど、特定の対象者に向けた要素が存在する。

51. CHM を CBD のウェブサイトやポータルとしてのみ考えるのではなく、締約国が維持するウェブサイト及び情報提供サービスのネットワークであることに留意することが重要である。情報やメッセージが同ネットワーク全体に確実に拡散されるようにするための作業をさらに進める必要がある。

52. 現在策定中の CBD のウェブ戦略が、本広報戦略の要素を促進し、支える基盤となるようにする。そして、さまざまな関係者との意思疎通を円滑にするインフラ基盤の整備について規定する。ウェブ戦略はまた、あらゆるウェブサイトの開発にソーシャルメディアを統合したり、組み込んだりするようにするものである。ウェブサイトやソフトウェアを開発する際には、他の国連機関及び国連システムのウェブ標準と互換性を持つ様式であることを重視する。

##### *ソーシャルメディアとソーシャルネットワーク*

53. ソーシャルメディアとは、利用者がコンテンツを作成して共有したり、ソーシャルネットワーキングに参加したりすることができるウェブサイトやアプリケーションを指す。ソーシャルメディアのアプリケーションは国や地域によってさまざま

だが、もっとも広く使われているプラットフォームには、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、スナップチャット、ユーチューブ、リンクトインなどがある。近年は、ソーシャルメディアやソーシャルネットワークが、共同行動を促すための非常に重要なツールになっている。実際に、過去 24 カ月間で事務局による情報発信が飛躍的に伸びたのは、ソーシャルメディアの領域だった。

54. ソーシャルメディアはあらゆる広報戦略の重要な要素の 1 つであり、事務局は主要な一連のソーシャルメディアを利用してメッセージを発信し、それを他の関係者が取得して転送することができる。事務局は、毎年、ソーシャルメディアについての計画を発行し、共有することになっている。事務局長は 2016 年、締約国に対して CHM を含む CBD 事務局のソーシャルメディアとつながることを勧めるよう通知した。すべての関係者は、各々が対象とする人々にとって最適なソーシャルメディア戦略を独自に持つことができる一方で、これらのプラットフォームにおけるメッセージの発信を調整することも重要である。さらに、ソーシャルメディアの強みはプラットフォームや関係者の中でコンテンツを共有できるところにある。したがって、コンテンツを共有したり他の関係者のコンテンツを再掲載したりすることも重要な戦略の 1 つである。

55. それぞれのソーシャルメディアのプラットフォームには、各々の目的がある。以下は主なソーシャルメディアのプラットフォームである：

(a) **フェイスブック**。もっとも主要なプラットフォームは、フェイスブックの国連生物多様性の 10 年のページ、[www.facebook.com/UNbiodiversity](http://www.facebook.com/UNbiodiversity) である。CBD 及び国連生物多様性の 10 年に関わるすべての人は、同ページとつながるべきである。同ページは多様な人々が閲覧しており、科学者や世界中の一般の人々が含まれている。そのため、同ページのコンテンツには、CBD の公式プロセスに関する情報だけではなく、よりわかりやすいメッセージも含まれている。

(b) **ツイッター**。事務局のツイッターフィードは [www.twitter.com/cbdnews](http://www.twitter.com/cbdnews) である。このページのつぶやきは、事務局が行事や出来事をもとに作成している。同ページの基本的な対象者も CBD プロセスの代表者や参加者だが、他の国際的な交渉に関与している人々も対象者に含まれる。締約国は、同フィードのコンテンツが自分たちと関連しているときは、リツイートに努めるようにする。

(c) **インスタグラム**。インスタグラムは若者にとって重要なソーシャルメディアになりつつある。字幕風のメッセージと画像を使い、考えや体験を共有するものである。文章というより視覚を使う媒体と言える。事務局のインスタグラムの登録者も徐々に増加している。この広報戦略は、画像を使って考えを共有するときの手段として、活用することができる。

(d) **スナップチャット**も若者にとって重要なプラットフォームである。短い動画や文章を共有するもので一定の回数以上見ることはできない。多くの場合、イベントや特定の場所での瞬間的な体験を共有しやすくする。

(e) **リンクトイン**は、フェイスブックでは多少くだけすぎると思われる場合などに、実務的なコミュニティを構築するために使われるビジネス向けのプラットフォームである。生物多様性に関連する専門性及び技術性の高いコミュニティが多く存在する。このツールは、生物多様性の政策にかかわる技術者や科学者の間でのコミュニケーションを促進するために活用することが可能である。

その他連携機関や拡散者



56. 本戦略を実施するに当たって重要な機関は数多く存在する。メッセージの拡散者であるだけでなく、戦略計画を実施することにより、何らかの恩恵を得られる機関などだ。リストは以下の通りだが、これに限定されない：

(a) **生物多様性関連条約**。生物多様性関連の条約は、生物多様性戦略計画の目標と明確なつながりがない場合もあるが、同様の戦略計画を持っている。メッセージの発信は、世界湿地の日や世界野生生物の日などの国際的な記念日を含め、互いに調整するようにする；

(b) **国連広報局 (DPI : United Nations Department of Public Information)** は、CBD の作業と持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び他の活動とを関連付ける重要な手段である。また、DPI は、条約の地域的な取組を支援することができる国連広報センター (UNIC : United Nations Information Centres) ともつながりがある；

(c) **国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) 及びその広報局 (DCPI : Department of Communications and Public Information)** は、メッセージの重要な拡散者である。UNEP が取り組む議題には、生物多様性の要素が多く含まれており、DCPI の広報は世界中に広がっている。GBO を含む過去の CBD の報告書の出版は、DCPI の支援と広報基盤の恩恵を受けている；

(d) **国連気候変動枠組条約 (UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change) と国連砂漠化対処条約 (UNCCD) (リオ条約) の事務局の広報チーム**は、生物多様性、気候変動、土地劣化の議題の実施における相乗効果を広報するための重要な連携機関である。リオ条約パビリオンや他の共同広報活動などのプラットフォームによる広報が含まれる；

(e) **地球環境ファシリティ (GEF : Global Environment Facility) の事務局**は、条約の資金メカニズムとしての役割からも、広報活動における重要な連携機関である；

(f) **国際自然保護連合 (IUCN)** の活動は CBD の策定の際にも重要な役割を果たしており、IUCN は本広報戦略における重要な連携機関である。IUCN 事務局から発信されるメッセージに加え、IUCN の自発的な委員会によって実施されている作業は重要である。主な委員会とその作業は以下の通り：

(i) **教育コミュニケーション委員会 (CEC : Commission on Education and Communication of IUCN)**。CEC は、世界保護地域委員会 (WCPA : World Commission on Protected Areas) (下記に記載) と連携し、国際生物多様性年に際して #NatureForAll というイニシアチブを立ち上げたり、「Love not Loss (危機感ではなく自然への愛を)」や「Inspiring a New Generation (若い世代に向けて)」という運動を展開したりしてきた。生物多様性や自然への関与についてメッセージを運ぶ重要な手段になっている。CEC は愛知目標 1 の実施における重要な連携機関である；

(ii) **世界保護地域委員会 (WCPA)**。WCPA は #NatureForAll イニシアチブの連携機関だが、それだけではなく、CBD の愛知目標 11 の実施を確実に進めるための作業を担う委員会でもある。WCPA のメッセージは、したがって、保護地域の目標を達成することを奨励する必要があるが、WCPA はまた、この目標の達成が、他のさまざまな持続可能な開発目標をどのように支えるかを示すメッセージの発信にも尽力する必要がある；

(iii) **種の保存委員会 (SSC : Species Survival Commission)**。IUCN レッドリストは愛知目標 12 の現状を示すための重要な広報ツールである；

(g) **ユネスコ (UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)** は生物多様性の科学にとってだけではなく、持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する取組においても重要な連携機関である。このことから、ユネスコの活動は、正規・非正規教育に取り組む教育界へのメッセージや広報を強力に増幅させることができる；

(h) **動物園及び水族館**は、世界中で年間数億人もの訪問者を受け入れている施設であり、重要なメッセージの拡散者である。世界動物園水族館協会は過去に生物多様性に関する普及啓発を促進するキャンペーンを成功させており、このようなキャンペーンを新たに実施することで大きな効果を得られる可能性がある；

(i) **植物園及び自然史博物館**は、動物園や水族館と似た役割を担っている。植物園自然保護国際機構 (BGCI : Botanic Gardens Conservation International) は生物多様性や国連生物多様性の 10 年を支援する大規模なキャンペーンを行った実績があり、植物園や自然史博物館との連携推進は一考の余地がある；

(j) **世界自然保護基金 (WWF : World Wide Fund for Nature)** は、国連生物多様性の 10 年の中心的な連携機関であり、主要な作業部会や CEPA の非公式助言委員会の委員でもある。生きている地球指数やアースアワー、その他のプロジェクトを含む同基金の広報手段は広く一般の人々にメッセージを拡散し、印象づけるための強力な手段である；

(k) **メディア**と、メディアの一般の人々への発信との関係は、本文書の他の箇所で述べられているが、ここでは拡散者としても注目する。精選されたメディア機関と戦略的に連携することで、重要な契機が訪れたり、拡散効果を高める可能性が出きたりする場合がある；

(l) 国連大使や他の知名度の高い発信者も重要な拡散者である。

#### イベント

57. イベントは、重要な広報の機会であり、多くの場合、メディアも多く参加し、多種多様なグループの人々が関心を持つ環境の中でメッセージをさまざまな対象者に届けることができる。これまでは生物多様性を議題にした大規模な国際会議が広報の主な焦点になってきた。これは今も重要な機会であることに変わりはないが、機会はこれに限られたものではない。以下のような会合も考えられる：

- (a) CBD 締約国会議
- (b) UNFCCC 及び UNCCD の締約国会議
- (c) 他の生物多様性関連条約の締約国会議
- (d) 国連年次総会
- (e) 国際自然保護連合の会合

58. それぞれの会合において、本広報戦略の目標を伝え、関連性を示す機会を作るようにする。

59. 生物多様性の議題と多少関係はあるが、関連性が薄い国別のイベントも重要な広報の機会になる可能性がある。国の文化的行事や独立記念行事も生物多様性と国のアイデンティティの関連性を示すために活用する。

60. 国際連合と他の重要な国際記念日も、条約の作業に留意し、称えることができる重要なイベントである。こうした国際記念日のメッセージの発信は、条約の実施がどのように各記念日の目標に貢献できるかを示すよう調整する。広報活動を考える上で最も重要な記念日の一部は次の通りである：世界湿地の日、世界野生生物の日、世界水の日、世界海洋デー、アースデー、国際母なる地球デー、世界環境デー、砂漠化及び干ばつと闘う国際デー、世界食料デー。

61. 例年5月22日に定められている国際生物多様性の日も、あらゆる広報活動にとって極めて重要なイベントである。事務局長が決めたテーマを参考に、国レベルの関係者は国のビジョンや対応を明確に示す機会として、この日を活用するようにする。

## G. 主要な役割と行動

62. 上述のあらゆる要素に照らし、本戦略を実施する上で、以下の活動と役割が想定されている。以下に示した役割は代表的なものであり、新たな情報に基づき調整すること。

63. **CBD 事務局。**事務局長及び事務局の職員は、広報の枠組みの構築、広報の状況の継続的な評価、他の関係者との調整や他の関係者への助言などの役割を担う。これに加えて、事務局は本戦略で示された主要な目標に焦点を合わせた文頭のメッセージを提供し、また、締約国や他のステークホルダーに、特に UNEP の地域情報担当官、DPI の広報作業部会、生物多様性関連条約連絡グループの広報部会を含む既存の広報作業部会との調整を通じて、本計画を実施するための支援を提供する。取組を拡大する主な機会は以下に留意する。

64. **国連機関。**さまざまな国連の関係者は、この戦略を実施するに当たり、各機関から発信されるメッセージと世界的な生物多様性に関する議題を関連付けるよう努めるだけでなく、生物多様性に関する議題が各機関の活動に関するメッセージやコンテンツを提供する方法を特定するなど、重要な役割を果たす。生物多様性の広報に関して他と調和した運動を展開するために、以下のようなさらなる取組を実施する：

(a) 国連事務総長：国連総会決議 65/161 で求められた通り、国連システム全体で生物多様性の10年や生物多様性に関する認知度が高まるようにする；

(b) DPI：持続可能な開発のための2030アジェンダに関連する生物多様性関連の活動、及び世界中の UNIC との連携を含むその他の活動のためのメッセージ発信を支援する；

(c) ユネスコ：ESDに関する作業に生物多様性を取り入れることにより科学セクターの生物多様性の作業の支援と、広報支援を提供する；

(d) UNEP：DCPIと地域情報担当官のネットワークを動員し、生物多様性の広報を支援する。国連持続可能な消費と生産10年計画枠組みの広報に関する調整を行い、世界環境デーを活用し生物多様性の問題に焦点を合わせる方法を探る；

(e) UNDP：生物多様性を国レベルの作業に統合する方法について広報する；

(f) UNWTO：持続可能な観光に関するメッセージの発信を行う；

(g) FAO：必要に応じて、国連生物多様性の10年とメッセージ発信を調整する。

65. 生物多様性条約の**締約国**は基本的に、世界のメッセージ発信の各国版を広報する役割を担う。したがって：

- (a) 国の状況や国の対象者にメッセージを合わせること；
- (b) 本広報戦略を支援するイベントや活動を企画すること；
- (c) 戦略計画の国の実施状況を示すこと；
- (d) 世界規模の広報運動に資金を提供すること；
- (e) 生物多様性とその価値に関する国民の意識について追跡調査を実施すること；

(f) **NBSAP**に関連した活動における他省庁との連携や関与を含む「生物多様性の担当省庁以外」の省庁との連絡調整の橋渡し役を務めること。

66. **国際 NGO**。自然環境保護、持続可能な開発、その他の環境保護に取り組む **NGO** は主要な連携機関である。戦略計画 2011-2020 を達成する上での **NGO** の活動の関連性を伝えるほか、戦略計画を支援することで広報の効果を高めることに努める。

67. **先住民族及び地域社会 (IPLC)**。IPLC は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する伝統的知識を守る人々として、条約にとって重要なグループである。IPLC の役割は以下を示すことである：

- (a) 国及び世界レベルで、伝統的知識が生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献していること；
- (b) 戦略計画 2011-2020 の実施に貢献していること。

68. **国内の市民団体**。同グループは、国レベルだけでなく国際レベルで条約を実施する際に役割を果たす。条約の作業への支援を実証し、一般の人々の間での支援を高めるようにする。

69. **自然史博物館、動物園や水族館、植物園**。同グループは、行動の変化を促す活動を含め、各自の広報活動を引き続き進めるようにする。

70. **若者**は、青年団体などを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用における若者の役割について広報する。

71. **企業**は、新しいビジネスの事例や生物多様性を支援する持続可能性イニシアチブなどを通じて、生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用する方法を広報する。

72. 他の団体や関係者が特定され、生物多様性に関する議題に関与するようになった場合は、それらをこのリストに加えることができる。

### XIII/23. 能力構築、科学技術協力、技術移転、及びクリアリングハウスメカニズム

締約国会議は、

条約第 12 条及び 13 条、決定 XII/2 B、XI/2、X/5、VII/29、VIII/12、IX/14、X/16、XI/13 を想起し、

条約及び議定書、生物多様性に関連した他の多国間環境協定の実施を支援する上で、能力開発と科学技術協力へのより統合的かつ一貫性のある取組が必要であることを認識し、

戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の効果的な実施において、さまざまな国別、地域的、国際的な機関やイニシアチブの取組、地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）から締約国への支援に感謝の意を持って留意し、

事務局が支援及び推進する能力構築活動の効果の評価、戦略計画 2011-2020 の実施を支える能力構築活動における格差の分析<sup>82</sup>に留意し、

これまでの決定の中で締約国会議が求めた能力構築活動の多くが、あらゆる供給源からの資源動員が困難なことを含む多くの理由により、実施されていないことに憂慮して留意し、

開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の特別なかつ多様なニーズとこれらの国ではオンラインツールの利用に制限があることを考慮に入れ、

戦略計画 2011-2020 を支援する上でのクリアリングハウスメカニズム（CHM）に関する作業計画<sup>83</sup>を想起し、

能力構築と科学技術協力の進捗を含む決定 XII/2 B 第 8 項、第 9 項、第 18 項の実施において、バイオブリッジ・イニシアチブ（Bio-Bridge Initiative）のさらなる進展、生物多様性条約 CHM 及び各国の CHM のさらなる開発など事務局長が成した進捗<sup>84</sup>に感謝の意を持って留意し、

事務局長の文書「戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の実施のための能力構築を強化及び支援するための短期行動計画（2017-2020）改訂版」の中で提供された背景情報<sup>85</sup>に留意し、

1. 本決定の附属書、戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の実施のための能力構築を強化及び支援するための短期行動計画（2017-2020）を採択する；

2. 条約の統合作業計画の予算に関する決定 XIII/32、決定 BS-VIII/7、決定 NP-II/13 に盛り込まれている戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の実施のための能力構築を強化及び支援するための短期行動計画（2017-2020）の実施への予算配分に留意する；

---

<sup>82</sup> [UNEP/CBD/SBI/1/6](#)、[UNEP/CBD/SBI/INF/29](#)

<sup>83</sup> [UNEP/CBD/COP/11/31](#)

<sup>84</sup> [UNEP/CBD/SBI/1/6](#)、[UNEP/CBD/SBI/1/INF/19](#)、[UNEP/CBD/SBI/INF/29](#)

<sup>85</sup> [UNEP/CBD/COP/13/13](#)

3. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、附属書に盛り込まれている活動の実施を支援、促進、または必要に応じて他の提携機関と調整するよう求める；

4. 締約国、その他政府、関連機関に対して、上の第1項で言及された行動計画の実施に貢献することを要請する；

5. また、締約国、その他政府、関連機関に対して、条約の第12条の実施を強化するための以下の補足的手段を講じることを検討することを要請する；

(a) 関連の教育・研修機関に対して、条約及び議定書、関連する作業計画の実施において締約国、先住民族及び地域社会、関連するステークホルダーを支援するために、教育・研修プログラムを運営及び提供する上で重要な役割を果たすことを奨励及び支援する；

(b) 関連機関に対して、これまで十分に取組みられてこなかった課題を優先的に取り上げ、必要に応じて各国の状況及び同様のニーズや共通の言語を持つ締約国を考慮に入れた上で、条約及び議定書、可能な場合は生物多様性に関連した他の条約の実施に必要な特定の教育及び研修に取り組む既存の講座やプログラムを更新するまたは新たなものを立ち上げることを奨励する；

(c) 特定の国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、経済移行国、また先住民族及び地域社会、女性、若者、その他のグループのニーズに合わせた研修講座やワークショップを主催する；

(d) 開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国からの参加者が専門的な技能を体得したり、新たな科学的及び技術的な革新に触れたりできるよう、短期的な研修員制度や技能実習の機会を提供する；

(e) 国、地域、国際レベルで、関連する追加的な教育と研修の教材を開発及び交換し、CHMを通じてそれらを公表する；

(f) 生物多様性に関連した教育を幅広い教育、職業訓練、能力構築プログラムに組み込む；

(g) あらゆるレベルで生物多様性に関連した教育と研修を推進する上で、ネットワークの構築と知見、最優良事例、教訓の共有を促進するメカニズムを構築する；

(h) 政府と学術機関に加え、関連機関や優れた研究拠点の間の連携を促進し、政府職員、先住民族及び地域社会、関連するステークホルダー向けの研修プログラムを提供する；

(i) 広報・教育・普及啓発（CEPA）に関する作業計画に関する実施計画<sup>86</sup>の要素1（教育）と要素3（研修）で挙げられている関連活動をさらに実施する；

(j) 必要に応じて、オンライン講座を開発し、各国の状況を考慮に入れた上で、南南協力や他の協力を強化するために、同様のニーズがある他の締約国から参加者を募ることを検討する；

(k) CHM、国別報告書、関連する他の手段やメカニズムを通じて、関連情報や教訓を共有する；

---

<sup>86</sup> 決定 VIII/6、附属書 III

6. 締約国に対して、優先的なニーズに関する情報の提供、複製に関する効果的な実践方法／明るい材料の事例の提示、科学・技術・科学技術協力に関する各国の計画、プログラム、活動との相乗効果の特定、締約国のニーズと科学技術協力に関する利用可能な支援とのマッチングの促進及び生物多様性条約 CHM、各国の CHM、必要に応じて国別報告書を通じた当該情報の共有により、科学技術協力に貢献することを要請する；
7. 締約国及びその他政府に対して、科学技術協力に貢献するために、科学・技術・政策機関、生物多様性に関する科学パートナーのコンソーシアム、先住民族及び地域社会を含む各国または地域の機関の関与を奨励することを要請する；
8. 締約国に対して、特定の能力構築プログラムを策定するために、民間セクターとの連携を促進し、民間セクターの作業で生物多様性を主流化させることを奨励する；
9. 決定 XII/2 B 第 7 項を想起し、締約国、特に先進締約国に対して、生物多様性とその構成要素の特定、保全と持続可能な利用の手段に関する科学的及び技術的な教育と研修の策定及び維持を支援し、また開発途上国が特定した優先度の高いニーズに対処する目的でこうした教育と研修を支援するよう強く促し、その他政府、国際的な金融機関、地域の開発銀行、その他多国籍金融機関に対しては、これを要請する；
10. CHM に関する非公式助言委員会の運営指針で特定されている同委員会の責務を拡大し、第 15 回締約国会議でその責務のさらなる評価を実施することを決定する；
11. 事務局長が策定した条約と議定書のウェブ戦略<sup>87</sup>、決定 XIII/22 で採択された広報に関する戦略枠組みに留意する；
12. 締約国に対して、生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) の実施を支援する上で、効果的な各国の CHM を構築、維持、改善するための取組を継続することを奨励する；
13. 締約国に対して、CHM のナショナル・フォーカル・ポイント (NFP) の指定を要請した決定 IX/30 第 2 (a) 項を想起し、正式に指定された CHM の NFP に対して、各国の認可を受けた利用者と協力し、条約と議定書のウェブ戦略で示された対象の利用者や利用者グループに関する指針に従い、CHM の質を保証する効果的なシステムを提供することを奨励する；
14. 締約国、その他政府、実施できる立場にある関連機関に対して、開発途上締約国、先住民族及び地域社会の能力構築、科学技術協力に加え、各国の CHM のさらなる構築を支援する財的、技術的、人的資源を提供することを要請する；
15. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、以下を要請する：
  - (a) 生物多様性に関連した多国間環境協定や関連するその他の条約を含む複数の連携を通じた、能力構築と科学技術協力に関するより統合及び調整された取組を推進する作業を継続すること；
  - (b) 国連機関を含む関連の国際機関に対して、締約国、先住民族及び地域社会のニーズを特定し、CHM を利用して特定されたニーズを利用可能な専門知識や知識

---

<sup>87</sup> UNEP/CBD/COP/13/14/Add.1

と結びつける条約のクリアリングハウスの統合支援プラットフォームを通じて、能力構築に関する一貫性のある行動を強化することを要請すること；

(c) 能力構築活動に極めて高い価値を付加するために、専門知識、資源、ネットワーク、及び能力について優れた知見を有する他の機関や団体との連携を特定及び確立することについて、より戦略的な取組に向けた努力を継続すること；

(d) 締約国、先住民族及び地域社会、関連する他の条約、国際機関、大学、女性・青年団体、関連するその他の機関と連携し、上の第1項で言及された短期行動計画の実施を促進すること；

(e) 締約国、その他政府、また短期行動計画の特定の活動の実施への貢献を望む関連機関に対して、事務局長に関心表明書を提出することを要請すること；

(f) 今後の能力構築活動を寄りよい対象設定と改善をする目的で、事務局が支援及び推進する現行の能力構築活動の成果と効果のモニタリングと評価を実施し、その結果を条約実施に関する補助機関会合（SBI：Subsidiary Body on Implementation）の第2回会合で報告すること；

(g) 条約と議定書の実施のための能力構築を強化及び支援するため、短期行動計画（2017-2020）の影響、成果、効果の独立評価を実施し、改善に向けた勧告を含む評価結果をSBI第3回会合で検討できるよう提出すること；

(h) 先住民族及び地域社会の能力開発活動を推進する取組を継続すること；

(i) 広報に関する戦略枠組みと一致した、条約と議定書のウェブ戦略を実施すること；

(j) 第13回締約国会議、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第2回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第8回締約国会議の決定に基づき、優先的行動、特に能力構築に関する短期行動計画の中で言及された行動が2018年までに実施されるよう、ウェブ戦略を更新すること；

(k) 戦略計画2011-2020を支援するため、ウェブ戦略、CHMの作業計画に沿って、CHMの更なる開発を進めること；

(l) 国別報告書、CHM、伝統的知識のポータルを通じて提供された情報を考慮に入れた上で、上述の要素に関する進捗報告を、SBI第2回会合で検討できるよう提出すること；

(m) 優先的な能力構築行動を、SBI第3回会合と第14回締約国会議で検討できるよう適時に特定することを目的として、2020年以降の能力構築のための長期戦略枠組みの策定を開始し、その際には同枠組みと戦略計画2011-2020及び議定書の作業のフォローアップを調整した上で、フォローアップと枠組みの開発スケジュールと調整すること；

(n) 上の第14(m)項のプロセスにおいて、長期戦略枠組みの策定のための知識基盤を提供する調査に関する付託条項を、SBI第2回会合と第14回締約国会議で検討できるよう策定し、同調査では、とりわけ上の第1項で言及された能力構築に関する短期行動計画の実施及び国別報告書で締約国が報告した関連の知見を考慮に入れる；



16. 事務局長に対して、能力構築活動を推進及び実施する際は、他の条約や国際機関との協力を規定した決定 XIII/24 に従い、相乗効果を高めるよう求め、締約国に対してはこれを強く促し、その他政府と関連機関に対してはこれを要請する；

### 附属書

戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の実施のための能力構築を強化及び支援するための短期行動計画 (2017-2020)

【翻訳省略】

### XIII/24. 他の条約及び国際機関との協力

締約国会議は、

#### A. 戦略計画 2011-2020 の実施を強化するための他の条約、国際機関、連携機関との協力

戦略計画 2011-2020 の実施を強化するための他の条約、国際機関、連携機関との協力に関する事務局長の報告書<sup>88</sup>に留意し、

1. 戦略計画 2011-2020 の達成、生物多様性条約全体と特に森林の生物多様性に関する作業の実施に向けた取組を加速させることを目的とした、生物多様性条約の事務局と国際熱帯木材機関 (ITTO : International Tropical Timber Organization) の継続的な連携を歓迎する；

2. 事務局長に対して、他の条約、国際機関、連携機関との協力に関する今後の報告書に、既存の協力に関する活動の結果や成果に関する情報を盛り込むよう求める；

#### B. 生物多様性関連条約間の相乗効果を高めるための選択肢

決定 XII/6 を想起し、

3. 決定 XII/6 で設置された締約国主導のプロセスに貢献する上で、管理機関とそのビューロー、常任委員会、同等の機関の作業を高く評価する；

4. 相乗効果に関する現行の作業において、条約の戦略計画、戦略計画 2011-2020 とフォローアップ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>89</sup>、持続可能な開発目標、関連の報告と指標の重要性を認識する；

5. 国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) と UNEP 世界自然保護モニタリングセンター (WCMC : World Conservation Monitoring Centre) が実施した作業、また両者が 2016 年 2 月にジュネーブで開催した生物多様性関連条約間の相乗効果の向上に関するワークショップ<sup>90</sup>に提供した貴重な情報と貢献を認識する；

6. UNEP 第 2 回国連環境総会の決議 2/17 に留意し、資源を効率的に利用する必要があることを強調する；

7. 資金メカニズムに関する決定 XII/30 を想起し、関連する生物多様性関連条約間のプログラムの相乗効果を高めることの重要性を強調する；

8. 2016 年 2 月にジュネーブで開催されたワークショップで詳細に定められた生物多様性関連条約間の協力、調整、相乗効果を高める行動の選択肢を歓迎する；

<sup>88</sup> UNEP/13/CBD/COP/13/16

<sup>89</sup> 2015 年 9 月 25 日付国連総会決議 70/1 ([General Assembly resolution 70/1](#)) 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の附属書

<sup>90</sup> 「生物多様性関連条約間の効果と協力を高め、さらなる相乗効果の機会を模索する」 UNEP プロジェクトの結果：国及び地域レベルでの生物多様性関連条約間の協力を強化する機会の原典 (UNEP, 2015) 及び生物多様性関連条約間の相乗効果を高めるための選択肢の策定

9. また、本決定の附属書 I に記載されている国レベルでの生物多様性関連条約間の相乗効果を高める選択肢と附属書 II に記載されている国際レベルでの生物多様性関連条約間の相乗効果を高めるためのロードマップ 2017-2020 を歓迎する；

10. 生物多様性関連条約の管理機関に対して、それぞれの責務の範囲内で世界レベルの協力と調整をさらに強化し、相乗効果を高め、また相互支援的な決定を奨励し、適切な場合それぞれの戦略を戦略計画 2011-2020 及び愛知目標と連携させる取組を追求し、本決定の附属書 I の締約国の行動の選択肢と附属書 II のロードマップの実施を支援することを要請する；

11. 締約国及びその他政府に対して各国の状況に適する場合、また先住民及び地域社会、非政府組織 (NGO)、その他関連機関に対して、本決定の附属書 I の国レベルの行動の選択肢を実施することを要請し、さらに締約国及びその他政府に対して、生物多様性フォーカルポイントを含む国や地域の関連当局間の効果的な貢献を国レベルで強化するメカニズムを構築または強化することを要請する；

12. さらに、締約国に対して、国際的に複数の指定を受けている場所を含む、地方及び地域レベルで相乗効果を高める機会を特定することを要請する；

13. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、また生物多様性関連条約連絡グループと協議の上、本決定の附属書 I の表の空欄を埋め、特定されたさまざまな行動のスケジュールを特定し、可能な場合は、同行動を実施するよう求める；

14. また、事務局長に対して、行動の実施を促進する目的で、生物多様性関連条約連絡グループのメンバーを介してロードマップを他の条約の関連機関に送り、条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) の第 2 回会合に報告するよう求める；

15. さらに、事務局に対して、ビューローと協議の上、資源が利用可能なことを条件に、地域的な代表性を含む代表性の均衡が取れたかたちで締約国の代表者で構成される相乗効果に関する非公式助言グループを設置し、事務局、ビューロー、生物多様性関連条約連絡グループに、関連がある場合、(a) 本決定の附属書 II に記載されている表中の行動の優先付け、(b) 優先的な行動の実施——に関する助言、また同グループが他の生物多様性関連条約やその他機関の専門家を含む関連の専門家を特定した上で関与させ、ともに協議すべき助言を提供し、SBI 第 2 回会合に報告するよう求める；

16. 事務局とビューローに対して、非公式助言グループと定期的に連絡を取るよう求める；

17. 生物多様性関連条約の事務局、条約の管理機関、これらの条約の事務局の役割を果たしている国際機関に加え、先住民及び地域社会の代表者、国際 NGO、関連するその他国際機関に対して、適切な場合及び資源が利用可能なことを条件に、附属書 II で言及された行動を実施することを要請し、さらに生物多様性関連条約の事務局に対して、関連する専門家の相乗効果に関する非公式助言グループの作業への関与を促進することを要請する；

18. 生物多様性関連条約連絡グループに対して、UNEP、ユネスコ (UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)、国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)、国際自然保護連合 (IUCN : International Union for Conservation of Nature) のほか、国連貿易開発会議 (UNCTAD : United Nations Conference on Trade and Development)、国連開発計画 (UNDP :

United Nations Development Programme) と緊密に連携し、戦略計画 2011-2020 の実施とそのフォローアップを含む生物多様性関連条約間の一貫性と協力を高める作業の強化を継続するよう求め、事務局長に対して、同作業をさらに進めるための提案を含む進捗に関する情報を SBI 第 2 回会合と第 14 回締約国会議に提供することを要請する；

19. バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の各事務局に対して、相乗効果に関するプロセスの情報や教訓を、必要に応じて生物多様性関連条約連絡グループに提供することを要請する。

### 附属書 I

国レベルでの生物多様性関連条約間の相乗効果を高める選択肢

【翻訳省略】

### 附属書 II

国際レベルでの生物多様性関連条約間の相乗効果を高めるためのロードマップ  
2017-2020

及び

表：2017 年から 2020 年までの国際レベルでの相乗効果を高めるための望ましい主要行動一覧

【翻訳省略】

### XIII/25. 条約に関する補助機関の方法論と実施レビューメカニズム

締約国会議は、

1. 本決定の附属書として添付されている条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) の運営方針を採択する；
2. 任意的な精査メカニズムの策定、特に評価手法の草案の作成における進捗に留意し、事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、さらなる試験や試験段階での適用などを通じた手法の策定を促進し、試験段階の費用に関する情報を含む進捗に関する報告を SBI 第 2 回会合に提供するよう求める；
3. 締約国に対して、必要に応じて、先住民族及び地域社会、市民社会、女性及び若者の参加型アプローチや関与を含む、条約や関連の戦略計画の実施のために講じられた対策を評価する各国のプロセスを策定、強化、利用し、また実施において障害となり得るものを特定し、同情報をクリアリングハウスメカニズム (CHM) を通じて公表することを要請する；
4. 事務局長に対して、資源が利用可能なことを条件に、締約国と関連のステークホルダー (利害関係者とも訳される) と協議の上、また締約国とオブザーバーが SBI 第 1 回会合で示した意見、締約国と先住民族及び地域社会を含むオブザーバーが、SBI 第 2 回会合で検討されることを想定して示した追加意見を考慮に入れた上で、上の第 3 項で特定された障害に関する情報を作成するよう、また国別報告書に基づき、生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) に関する任意的な精査メカニズムなど条約実施を評価するためのメカニズムの要素の検討を含む、各国及び世界規模の目標の実施に関連した効果的な実践方法を特定するよう求める；
5. また、事務局長に対して、締約国及びその他政府からのあらゆる意見やコメントを考慮に入れた上で、決定追跡ツールのさらなる開発を進め、第 1~7 回及び第 10~11 回締約国会議の決定の見直しを継続し、SBI 第 2 回会合に最新情報を提供するよう求める；
6. SBI の付託条項<sup>91</sup>の第 3 項で規定されている通り、相補性を確保し、補助機関への要請が重複しないようにすることの重要性を強調する；
7. 事務局長に対して、決定 XIII/26 第 3 項に含まれている条約と議定書の統合に関する勧告に従い、先住民族及び地域社会に関連した事項を SBI の作業に盛り込むためのプロセスを強化するための選択肢を特定するよう求める；

#### 附属書

条約実施に関する補助機関の運営方針

【翻訳省略】

---

<sup>91</sup> [Decision XII/26](#)、附属書

### XIII/26. 条約と議定書の統合促進と会合実施及び

締約国会議は、

#### 条約と議定書の課題への統合的アプローチ

1. 事務局長に対して、条約の第 8 条 (g) 項と第 19 条第 4 項、条約とカルタヘナ議定書の両方に関連するその他の課題を考慮に入れた上で、第 2 回条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) 及び、第 14 回締約国会議で締約国が検討できるよう、条約のバイオセーフティに関連した条項とカルタヘナ議定書の条項に共通した課題に対する統合的アプローチを促進する可能性のある方法や手段に関する文書を作成するよう求める；

2. また、事務局長に対して、適切な場合は、議題や作業の策定の提案、文書の作成、会期間活動の計画と実施において、そして特に能力構築、国別報告、クリアリングハウスメカニズム (CHM) の管理、広報・教育・普及啓発 (CEPA)、資源動員、資金メカニズムなど共通の分野横断的課題に取り組む際には、条約と議定書のこうした分野に関連したプロセスの課題や効率の検討において相乗効果を得るために統合的アプローチを引き続き用いるよう求める；

3. 締約国、その他政府、先住民族及び地域社会の代表者に対して、条約の第 8 条 (j) 項と先住民族及び地域社会に関連した条項の完全な統合、また効率、一貫性、調整を高める条約と議定書の作業への先住民族及び地域社会の全面的かつ効果的な参加を実現すると考えられる方法や手段に関する意見を提出することを要請し、事務局長に対して、提出された意見に基づき、追加的な資金負担を伴わない方法や手段に関する提案を作成し、第 8 条 (j) 項及び関連規定に関するアドホック公開作業部会の第 10 回会合で検討できるよう同提案を提出し、SBI 第 2 回会合でさらに検討できるよう勧告を提出するよう求める；

#### 会議の同時開催の評価基準

4. 第 14 回及び第 15 回締約国会議で会議の同時開催について評価するために、決定 XII/27 第 6 項で特定され、その後詳細が作成された以下の基準リストを用いることを決定する：

(a) 開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の締約国会議への全面的かつ効果的な参加；

(b) 締約国会議の成果の効果的な発展；

(c) 条約と議定書の統合の強化；

(d) 費用対効果；

(e) 条約と議定書のナショナル・フォーカル・ポイント (NFP) 間の協議、調整及び相乗効果が改善したと報告した締約国の数；

(f) 同時開催会議の開催国政府による物流的及び技術的負担に関する評価；

5. 事務局長に対して、SBI が第 2 回会合で検討できるよう、上の基準を用いて会議の同時開催に関する事前評価を作成するよう求める；

### 地域的な準備会合

6. 生物多様性条約の第 13 回締約国会議と絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の第 17 回締約国会議の準備のための地域的な会合の開催における两条約の事務局間の連携を歓迎し、生物多様性条約の事務局長に対して、他の条約とも同様の連携を強化するよう求め、資金提供機関に対して、地域的な会合の開催を可能にするためさらなる財政支援を行うことを要請する。

## XIII/27. 国別報告

締約国会議は、

1. 第 6 回国別報告書のためのガイドラインを報告書式を含め、採択する；
2. 事務局長に対し、以下を要請する：
  - (a) 2017 年 3 月 31 日までに第 6 回国別報告書のためのガイドラインを、報告書式を含め、条約のクリアリングハウス・メカニズム等により任意オンライン報告ツールとともに、国際連合の 6 つの公用語で利用できるようにすること；
  - (b) 遅くとも 2017 年 3 月 31 日までに、第 6 回国別報告書の書式と完全に対応させるためにオンライン報告ツールを更に発展させること；
  - (c) 共通のデータソース、指標及び他の生物多様性関連条約の事務局によって提供されるかつ生物多様性関連条約連絡調整グループに提供されている他の関連情報に関するガイダンス等の要素を考慮に入れつつ、第 6 回国別報告書のリソースマニュアルを最終化させるとともに、条約のクリアリングハウス・メカニズム及び他の手段を通じて入手できるようにすること；
3. 締約国に対し、地球規模生物多様性概況第 5 版の作成について考慮しつつ、2018 年 12 月 31 日までに第 6 回国別報告書を提出するよう奨励するとともに、締約国に対し、準備でき次第、第 5 回国別報告書の要素を、必要に応じ、任意オンライン報告ツールを通じて提出するよう奨励する；
4. 地球環境ファシリティに対し、第 6 回国別報告書の作成のための適切な資金を適時かつ迅速な形で開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国並びに経済移行国、に提供するよう要請する；
5. 締約国、他の政府及び関連機関に対し、生物多様性指標パートナーシップを通じる等により、可能なところでは、第 6 回国別報告書の準備、特に国別目標の達成における報告及び進捗の評価に関する指標の開発及び科学的に妥当なデータの使用において、開発途上国に支援を提供するよう招請する；
6. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、及び可能なかつ適切なところで、関連パートナーや関連プロセスと協力し、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに経済移行国を、任意オンライン報告ツールの使用を含め、第 6 回国別報告書の準備において支援するために、地域ワークショップのような、能力構築活動を組織するよう要請する；
7. 締約国に対し、国別報告書による国内の実施の反映を確保するとともに、条約及びその議定書の整合及び連携、並びに関連条約間の報告における相乗効果を増加させるため、必要に応じ、第 6 回国別報告書の作成における先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加を、他の生物多様性関連条約やリオ条約のフォーカルポイントを含め、促進するよう招請する；
8. 事務局長に対し、締約国会議のビューローと協議し、カルタヘナ議定書及び名古屋議定書の締約国会合として機能する締約国会議によるその後の承認をうけるものとして、以下を考慮に入れつつ、条約及びその議定書の下での国別報告を整理するための提案を作成するとともに、第 2 回会合で実施に関する補助機関に報告するよう要請する；



(a) 2020年の締約国会議の第15回会議、カルタヘナ議定書の締約国会合として機能する締約国会議の第10回会合、名古屋議定書の締約国会合として機能する締約国会議の第4回会合の後の、共通の報告書提出期限による、条約、カルタヘナ議定書及び名古屋議定書の報告周期の同期化；

(b) 条約及びその議定書の下での国別報告書の書式に対する共通のアプローチ；

(c) 統一ユーザー・アカウント、3つの条約／議定書のそれぞれについての報告書にアクセスするための単一ポータル、全ての国別報告書に共通のブランドとデザイン、及び国別報告書の提出内容について分析及び表示するための共通のシステムを含む、クリアリングハウス・メカニズム、バイオセーフティ・クリアリングハウス及びアクセス及び利益配分クリアリングハウスにおける利用可能な報告機能の段階的統合；

(d) 条約及びその議定書への報告における整理を促進することを目的とする、条約及びその議定書の将来の戦略計画の間の相互の関連づけ；

9. 事務局長に対し、資源が利用可能であることを条件に、生物多様性関連条約及びリオ条約の事務局、並びに国際連合環境計画の世界保全モニタリングセンターと協力し、以下の可能性についての考慮も含め、これらの条約の間の国別報告に関する相乗効果の強化のための選択肢を模索するよう要請する：

- (a) 適当なところでの、共通の指標群；
- (b) 共有する課題についての共通の報告モジュール；
- (c) 情報管理及び国別報告の相互運用性；
- (d) 国別報告のためのツールの調和；

10. また、事務局長に対し、上記パラグラフ9で言及されている活動の進捗についての報告を第2回会合において実施に関する補助機関に提出するよう要請する。

## 付属書

### 第6回国別報告書のためのガイドライン

#### I. 導入

1. 締約国は条約第26条により条約の実施のために講じられた措置及び条約の目的達成におけるその有効性について国別報告書を締約国会議に提出することが要求されている。第6回国別報告書は2018年12月31日が提出期限である。国別報告書の準備、承認及び提出に要する時間を踏まえ、締約国は第6回国別報告書の作成を締め切りの十分前に開始することが奨励される。

2. 第6回国別報告書は、戦略計画2011-2020の実施における及び愛知目標の達成に向けた進捗の最終的な点検を、関連する国別目標を含め、生物多様性国家戦略及び行動計画の実施や条約実施のために講じられた他の行動に関する情報に基づいて、提供するべきである。締約国は、前回の国別報告書が提出された以降の最新情報を

提供するべきである。これには、新規又は最近完了した活動または努力、並びに現在進行中の活動又は努力に関する最新情報が含まれる。また、生物多様性の現状及び動向、ならびに生物多様性への圧力に生じた最近の変化も含まれる。

3. 締約国は、関係するステークホルダーを国別報告書の準備に関与させることが奨励されている。これには、カルタヘナ議定書及び名古屋議定書のナショナル・フォーカル・ポイント並びに生物多様性関連条約やリオ条約のナショナル・フォーカル・ポイントが含まれる。先住民族及び地域社会の代表並びに関連セクター、企業、市民社会団体及び非政府機関からの代表も国別報告書の準備に含まれるべきである。

## II. 報告書の構成及び書式及び提出

4. 第6回国別報告書には7つのセクションを含む：

- (a) 国レベルで追求されている目標に関する情報；
- (b) 実施のために講じられている措置、それらの有効性の評価、及び科学技術上のニーズ；
- (c) 各国別目標に向けた進捗の評価
- (d) 愛知目標の達成に対する自国の貢献についての記述；
- (e) 世界植物保全戦略の目標の達成に対する自国の貢献についての記述（このセクションへの回答は任意）；
- (f) 上のセクションの中で記述されていない場合の、愛知目標の達成に対する先住民族及び地域社会の貢献に関する追加的情報（このセクションへの回答は任意）
- (g) 生物多様性カントリー・プロフィールの更新。

5. 第6回国別報告書の準備を促進するために、報告書の各セクションは、可能性のある回答が選択できる形になった具体的な質問を含んだ書式が付随する。与えられている回答について更なる内容面での説明情報を提供するためのスペースも提供される。更に、追加情報を見つけることができる関係ウェブサイトやウェブリンク又は文書を示すスペースが設けられており、国別報告書にこの情報を直接含める必要性を無くしている。

6. ガイドラインの使用について更なるガイダンスと説明を提供するためのリソースマニュアルが作成されているほか、同リソースマニュアルには第6回国別報告書の作成のための潜在的な情報源が指し示されている。<sup>22</sup>

7. 第6回国別報告書の作成を促進するために、オンラインの報告ツールが開発された。このオンライン報告ツールには <https://chm.cbd.int/> からアクセス可能である。このツールは、各国が指定する複数のユーザーが国別報告書の要素を起案し、レビュー及び内部の承認及び正式な提出のために作成することが可能である。また、最終化された国別報告書の一部の提出、または全てのセクションの記載が終わり次第の報告書全体の提出が可能である。インターネットアクセスに制約がある締約国、または文書形式での国別報告書の提出を好む者のために、報告書式のオフライン版が利用できるようになる予定である。国別報告書が文書形式で提出される場合には、ナショナル・フォーカル・ポイント又は条約の実施を所掌する政府高官からの公式文書が添えられるべきで

---

<sup>22</sup> The resource manual is being made available at: <https://www.cbd.int/nr6/resource-manual>.

ある。オンライン報告ツールを使用しない締約国は、第6回国別報告書を条約事務局の代表電子メールアドレス(secretariat@cbd.int)に送付することができる。

### III. 第6回国別報告書の書式

#### セクション I. 国レベルで追求されている目標に関する情報

貴国が戦略計画 2011-2020 に関係して国別目標または同様のコミットメントを設定及び/又は採択している場合は、以下の書式を用いてそれらについて記述して下さい。それぞれの国別目標についてこの書式に記入して下さい。このセクションで入力された目標はセクション III とリンクされ、進捗状況の評価が可能になります。貴国が戦略計画 2011-2020 に関係する国別目標を採用していない場合は、最初の欄でその旨を示した上で、セクション II に移動して下さい。

<p><b>I. 国レベルで追求されている目標に関する情報</b></p> <p><input type="checkbox"/> 我が国は戦略計画 2011-2020 及び愛知目標に沿った国別目標又は類似のコミットメントを採択している</p> <p>または</p> <p><input type="checkbox"/> 我が国は国別目標は採用していないため、愛知目標を参照のために用いて進捗を報告する (セクション II に移動。セクション III では国別報告の目的のために、愛知目標を国別目標として使用する必要があり、その進捗の評価は国内の文脈における達成について評価される必要があります)。</p>
<p><b>国別目標</b> (正式名称があれば、それを使用して下さい)</p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>
<p><b>国別目標の根拠</b></p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>
<p><b>適用のレベル</b> (目標が適用されるレベルを確認して下さい) :</p> <p><input type="checkbox"/> 地域/多国間 - 対象エリアを示して下さい &lt;文章入力欄&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 全国/連邦</p> <p><input type="checkbox"/> 準国家 - 対象エリアを示して下さい &lt;文章入力欄&gt;</p>

**愛知目標との関係性** (国別目標と愛知目標の間のつながり)

**主に関係する愛知目標** (国別目標が完全又は部分的に関係する愛知目標を1つ以上選択して下さい。締約国は、目標の全体もしくは構成の一要素毎を選択することも可能です(以下には表示されていません))

- |                            |                             |                             |                             |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 6  | <input type="checkbox"/> 11 | <input type="checkbox"/> 16 |
| <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 7  | <input type="checkbox"/> 12 | <input type="checkbox"/> 17 |
| <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 8  | <input type="checkbox"/> 13 | <input type="checkbox"/> 18 |
| <input type="checkbox"/> 4 | <input type="checkbox"/> 9  | <input type="checkbox"/> 14 | <input type="checkbox"/> 19 |
| <input type="checkbox"/> 5 | <input type="checkbox"/> 10 | <input type="checkbox"/> 15 | <input type="checkbox"/> 20 |

**他に関係する愛知目標** (国別目標が間接的に関係する愛知目標を1つ以上選択して下さい)

- |                            |                             |                             |                             |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 6  | <input type="checkbox"/> 11 | <input type="checkbox"/> 16 |
| <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 7  | <input type="checkbox"/> 12 | <input type="checkbox"/> 17 |
| <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 8  | <input type="checkbox"/> 13 | <input type="checkbox"/> 18 |
| <input type="checkbox"/> 4 | <input type="checkbox"/> 9  | <input type="checkbox"/> 14 | <input type="checkbox"/> 19 |
| <input type="checkbox"/> 5 | <input type="checkbox"/> 10 | <input type="checkbox"/> 15 | <input type="checkbox"/> 20 |

または

国別目標に対応する愛知目標がないか、戦略計画の他の部分に関係する - 説明して下さい

<文章入力欄>

**その他の関連情報** (国別目標の策定及び採択のプロセス、関与したステークホルダー又はこの国別目標が含まれている戦略や計画について等、他のあらゆる関連情報を提供するためにこの欄を使用して下さい)

<文章入力欄>

**関連ウェブサイトやウェブリンク、及びファイル** (この国別目標に関する追加的な情報を見つけることのできる関連ウェブサイト、ウェブリンク又は文書を示すためにこの欄を使用して下さい)

<リンクを追加> <ファイルを添付>

**セクション II. 国別目標を達成するために講じられた実施措置、それらの有効性評価、関連する障壁並びに科学技術上のニーズ**

以下の書式を用いて、国家戦略及び行動計画を実施するために講じた主な措置について報告して下さい。これらの措置の有効性についての評価も提供して下さい。このテンプレートは報告するそれぞれの措置について複製される必要があります。

**II. 国別目標の達成のために講じられた実施措置、それらの有効性、及び関連する障壁及び科学技術上のニーズ**

貴国の国家戦略及び行動計画の実施に寄与するために講じられた措置(1つ)について記述して下さい

<文章入力欄>

当該実施措置について、どの国別目標又は愛知目標に貢献するのかを示して下さい

<1 または複数の目標を選定>

期待される成果の達成における当該実施措置の有効性の評価:

- 講じられた措置は効果的であった
- 講じられた措置は部分的に効果的であった
- 講じられた措置は効果がなかった
- 不明

上記選択について説明するとともに、可能なところでは上記の有効性の評価に用いられたツール又は手法について示して下さい

<文章入力欄>

関連ウェブサイト、ウェブリンク及びファイル (この評価に関係する追加的な情報を見つけることのできる関連ウェブサイト、ウェブリンク又は文書を示すためにこの欄を使用して下さい)

<リンクを追加> <ファイルを追加>

その他の関連情報、どのようにして NBSAP の実施に寄与するような成果につながったのか (又はつながることが期待されているのか) を示す事例研究を含む

<文章入力欄>

関連ウェブサイト、リンク及びファイル (追加的な情報を見つけることのできる関連ウェブサイト、リンク又は文書を示すためにこの欄を使用して下さい)

<リンクを追加> <ファイルを追加>

講じられた措置に関する障壁や科学技術上のニーズ: 直面した障壁及びその対処に必要な科学技術上のニーズについて、科学技術協力や能力開発活動又はガイダンス資料の必要性などを含め、記述して下さい。

<文章入力欄>

関連ウェブサイト、リンク及びファイル (これらの障壁及び科学技術的なニーズに関する追加的な情報を見つけることのできる関連ウェブサイト、リンク又は文書を示すためにこの欄を使用して下さい)

<リンクを追加> <ファイルを追加>

### セクション III. 各国別目標に向けた進捗の評価

以下の書式を用いて、貴国の国別目標又は類似のコミットメントのそれぞれに向けた進捗の度合いを評価して下さい。本書式は国別目標のそれぞれについて複製される必要があります。貴国が国別目標を設定していない場合は愛知目標を使用して下さい。

#### III. 各国別目標に向けた進捗の評価

目標

<目標を 1 つ選択>

選択した目標の実施に向けた進捗状況:

<p><input type="checkbox"/> 目標を超えて達成する見込み</p> <p><input type="checkbox"/> 目標を達成する見込み</p> <p><input type="checkbox"/> 目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p> <p><input type="checkbox"/> 大きな変化なし</p> <p><input type="checkbox"/> 目標から遠ざかっている</p> <p><input type="checkbox"/> 不明</p>
<p><b>評価実施日:</b></p> <p>&lt;日付&gt;</p>
<p><b>追加の情報</b> (セクション II で提供されている情報に基づきつつ、この目標の評価において用いられた証拠に関する情報を、評価の実施における障壁も含め、提供して下さい)</p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>
<p><b>この評価で用いられた指標</b></p> <p>この評価で用いられた指標 (複数可)</p> <p>&lt;用いられた指標&gt; 本目標の評価のために用いられた指標のリストを提供して下さい</p> <p>または:</p> <p><input type="checkbox"/> 指標は一切用いられていない</p>
<p><b>進捗の評価に用いられた他のツールや手段について記述して下さい。</b></p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>
<p><b>関連ウェブサイト、リンク及びファイル</b> (この評価に関する追加的な情報を見つけることできる関連ウェブサイト、リンク、又は文書を示すためにこの欄を使用して下さい)</p> <p>&lt;リンクを追加&gt; &lt;ファイルを追加&gt;</p>
<p><b>上記の評価の信頼度</b></p> <p><input type="checkbox"/> 包括的な証拠に基づく</p> <p><input type="checkbox"/> 部分的な証拠に基づく</p> <p><input type="checkbox"/> 限定的な証拠に基づく</p>
<p><b>上記で示されている信頼度についての説明を提供して下さい</b></p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>
<p><b>評価を支えるモニタリング情報の妥当性</b></p> <p><input type="checkbox"/> この目標に関するモニタリングは十分</p> <p><input type="checkbox"/> この目標に関するモニタリングは部分的 (すなわち、地理的範囲又は問題の一部しかカバーしていない)</p> <p><input type="checkbox"/> モニタリング制度がない</p> <p><input type="checkbox"/> モニタリングは必要ない</p>
<p><b>目標がどのようにモニタリングされているか、及びモニタリング制度が存在するかについて記述して下さい</b></p> <p>&lt;文章入力欄&gt;</p>

関連ウェブサイト、ウェブリンク及びファイル（モニタリング制度に関する追加的な情報を見つけることができる関連ウェブサイトやウェブリンク、又は文書を示すのに本欄を使用して下さい）

<リンクを追加><ファイルを追加>

#### セクション IV. 世界目標である各愛知目標の達成に対する自国の貢献の記述

以下の書式を用いて、世界目標である各愛知目標の達成に対する貴国の貢献について記述して下さい。本書式は、それぞれの愛知目標について複製される必要があります。

#### IV. 各愛知目標の達成に対する自国の貢献の記述

##### 愛知目標 1 (, 2, 3...)

この愛知目標の達成に貴国がどのように及びどの程度貢献したかを記述するとともに、その記述を支持する証拠についても要約して下さい：

<文章入力欄>

当該愛知目標の世界レベルでの達成に貢献する他の活動について記述して下さい（任意）：

<文章入力欄>

愛知目標の達成に対する貴国の寄与についての上記の記述に基づき、これらの貢献がどのように及びどの程度、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標の実施をするのかについて記載して下さい：

<文章入力欄>

#### セクション V. 世界植物保全戦略の目標の達成に対する時刻の貢献についての記述（このセクションについての回答は任意）

以下の書式を用い、世界植物保全戦略の目標の達成に向けた貴国の貢献について記述して下さい。本書式は、16 ある世界植物保全戦略の目標のそれぞれについて複製される必要があります。

#### V. 世界植物保全戦略の目標の達成に対する時刻の貢献についての記述

貴国には世界植物保全戦略の目標に関係する国別目標はありますか？

はい。個別の目標について以下に詳細を記入して下さい：

<文章入力欄>

または：

いいえ、関連する国別目標はありません。

貴国に存在する植物保全のために活動中のネットワークについてのあらゆる情報を提供して下さい

<文章入力欄>

世界植物保全戦略の実施のために貴国によって講じられている主な措置について記述して下さい

さい (セクション II、III または IV でカバーされていない場合、締約国はこれらの目標を実施するためにとられている行動について報告することができます)

<文章入力欄>

国レベルでの世界植物保全戦略の目標に向けた進捗状況：

**GSPC 目標 1, (2, 3...)**

- 国レベルで達成する見込み
- 目標に向けた国レベルでの進捗はあるが、速度は不十分
- 国レベルでは大きな変化なし

上記の選択について説明して下さい：

<文章入力欄>

この世界植物保全戦略の目標の達成に貴国がどのように及びどの程度貢献したかを記述するとともに、この記述を支持するために用いられた証拠を要約して下さい：

<文章入力欄>

#### セクション VI. 先住民族及び地域社会の貢献に関する追加的情報 (本セクションへの回答は任意)

以下の書式を用いて、愛知目標の達成に対する先住民族及び地域社会の貢献についての追加的情報を、上のセクションで記述されていない場合に、提供して下さい

**VI. 上のセクションで記述されていない場合の、愛知目標の達成に対する先住民族及び地域社会の貢献についての追加的情報**

愛知目標の達成に対する先住民族及び地域社会の貢献についての追加的情報を、上のセクションで記述されていない場合に、提供して下さい

<Text entry>

#### セクション VII. 最新の生物多様性カントリー・プロフィール

現在 CHM に表示されている貴国の生物多様性カントリー・プロフィールを点検及び更新して下さい。生物多様性カントリー・プロフィールは貴国の条約の実施に関する情報の概要を提供するものです。

**VII. 最新の生物多様性カントリー・プロフィール** (現在 <https://www.cbd.int/countries93> で表示されている文章を点検・更新して下さい)

生物多様性についての事実関係

<sup>23</sup> Note: If the online reporting tool is being used, the text of the current biodiversity profile will be displayed. A time stamp will be added to indicate the date when the update was published



生物多様性の現況と動向、生物多様性と生態系のサービス及び機能からの恩恵を含む:

<更新案として提供される文章>

生物多様性の変化の主な圧力と要因（直接的及び間接的）:

<更新案として提供される文章>

**条約の実施を強化するための措置**

**NBSAP の実施:**

<更新案として提供される文章>

**戦略計画 2011-2020 の実施に貢献するために講じられた全体的な措置:**

<更新案として提供される文章>

**国内実施のための支援メカニズム（立法、資金、能力構築、連携、主流化等）:**

<更新案として提供される文章>

**実施のモニタリングと点検のためのメカニズム:**

<更新案として提供される文章>

### XIII/28. 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の指標

締約国会議は、

決定 XI/3 及び決定 XII/1 第 20 (b) 項を想起し、

1. 戦略計画 2011-2020 の指標に関するアドホック技術専門家グループの報告書に留意し、欧州連合 (EU)、スイスと英国の各政府に対して、その資金援助に感謝の意を表明する；

2. また、本決定の附属書に記載されている戦略計画 2011-2020 の指標の最新一覧表を歓迎する；

3. 国際指標の一覧表は、締約国、その他政府、国際機関が愛知目標に向けた進捗を世界レベルで評価する際に、必要に応じて用いられる枠組みを成すことに留意する；

4. 締約国に対して、指標の利用が、生物多様性条約の 3 つの目的を均衡のとれたかたちで反映するようにすることを奨励する；

5. 指標の一覧表は、各国の優先事項や状況に応じて、締約国が適用できる柔軟な枠組みであることを強調し、将来的に関連する他の指標の組み込みを可能にするため、指標の一覧表の見直しを継続的に行うことを決定する；

6. 指標は、以下を含む国、地域、世界レベルのさまざまな目的に利用できることに留意する；

(a) 意思決定への情報提供と支援；

(b) 戦略計画 2011-2020 に関する十分な知識がない関係者を含む、政策立案者、先住民族及び地域社会、ステークホルダーとのコミュニケーション；

(c) 共通の指標または一括されたもしくは細分類された指標を通じて他のプロセスにおける生物多様性の統合を促進することにより、持続可能な開発目標を含む他の国際プロセスにおいて生物多様性を主流化すること；

(d) 締約国による報告；

(e) 締約国会議及び補助機関が、戦略計画 2011-2020 の実施における進捗を評価できるようにすること；

(f) 生物多様性条約及び他の多国間環境協定の今後の計画や目標の策定のための知識基盤を提供すること；

7. 締約国に対して、以下を奨励する；

(a) 各国での戦略計画 2011-2020 の実施における進捗を評価する際は、比較評価の実施を可能にする目的で、知識における不確実性、反対根拠、格差を記録するために明確に文書化された定量的指標、専門家の意見、ステークホルダー協議、事例研究を含むさまざまな手段を利用すること；

(b) 関連する場合は、持続可能な開発目標の指標など、伝達が容易で現在利用可能と特定されており、さらにその指標に対する各国のデータが存在する国際指標の一覧の中から一部の指標を利用することを検討すること；

8. 生物多様性関連の条約、政府間組織、非政府組織（NGO）に対して、国際指標の一覧表を利用し、特に生物多様性指標パートナーシップを通じて指標のさらなる開発に貢献することを要請する；

9. 条約の3つの目的の達成をさらに支援するために、データと取組の重複を避けた上で、戦略計画 2011-2020 の指標と持続可能な開発目標や他の関連プロセスの指標を一致させることの利点を強調し、共通の指標を見直し、それぞれの指標をどの程度相互利用に適用できるかを特定しなければならないことに留意し、これに関して生物多様性指標パートナーシップの役割が重要であることを強調する；

10. 愛知目標に向けた進捗を監視する各国の指標と手段に関する報告<sup>94</sup>に留意する；

11. また、国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization）が責任ある漁業のための行動規範に関する報告のために構築した既存のメカニズムが愛知目標 6 に向けた評価において果たし得る役割に留意し、愛知目標 6 の達成に向けた進捗を加速させ、監視及び報告する行動や指標の枠組みを含む愛知目標 6 の実施の進捗の改善、報告、取組に関する専門家会議の報告<sup>95</sup>を歓迎し、締約国、その他政府、FAO、地域の漁業団体に対して、同会議の結果を検討することを要請し、FAO に対して、事務局と連携し、同枠組みの開発をさらに進めることを要請する；

12. 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES : Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）及び IPBES の知識、情報、データに関する作業部会に対して、相乗効果を最大限に高め、政策との関連性を確保し、国際指標の重複を避ける目的で、生物多様性指標パートナーシップなどを通じて、地域的及び世界的な評価のための生物多様性指標に貢献し、同指標を最大限に活用することを要請する；

13. 生物多様性指標パートナーシップのメンバー、他の関連機関やプロセス、地域基盤のモニタリング・情報システムが指標の開発において重要な貢献をしたことを歓迎し、さらなる連携と地球規模生物多様性概況第5版（GBO5 : Global Biodiversity Outlook）の作成を含む指標に関する作業への継続的な支援を奨励する；

14. 現在指標が特定されていない愛知目標について、指標を緊急に特定または策定する必要があることに留意する；

15. また、指標の多くは、少数の重要な生物多様性の変数に依存しており、このような変数のモニタリングを改善するためのさらなる取組が必要であることに留意する；

16. データの保有者と保有機関に対して、データや文書の利用を改善し、必要に応じて、データ生成をさらに強化し、研究、観察、指標に関連した団体と緊密に連携して、地域基盤のモニタリングや市民科学などを通じてデータの収集と提供における格差を埋めることを要請する；

17. 科学技術助言補助機関会合（SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の勧告 XIX/2 を想起し、国際指標をとりまとめている機関に対して、生物多様性に関連したデータと情報の利用可能性の向上に関する任

---

<sup>94</sup> [UNEP/CBD/SBSTTA/20/INF/34](#)

<sup>95</sup> [UNEP/CBD/SBSTTA/20/INF/27](#)

意指針<sup>96</sup>を考慮に入れた上で、基礎データや手法を誰でも自由に利用できるようにし、適切な場合、各国の基礎データ及び手法の細分類を促進することを要請する；

18. 決定 XI/3 を想起し、特に開発途上締約国、とりわけ後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の技術的及び組織的な能力を強化し、指標とモニタリングシステムの開発と適用のために十分な資金を動員する必要があることを再確認する。

### 附属書

指標の主な特徴の評価を含む、愛知ターゲットの実現の進捗を評価するための包括的及び特定の指標

【翻訳省略】

---

<sup>96</sup> [Recommendation XIX/2](#)、附属書

### XIII/29. 地球規模生物多様性概況（GBO）と生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）

#### 地球規模生物多様性概況

締約国会議は、

1. 以下のような地球規模生物多様性概況第5版（GBO5 : *Global Biodiversity Outlook*）の作成を開始することを決定する；

(a) GBO5 は以下を提供し：

(i) 戦略計画 2011-2020 の実施に関する簡潔な最終報告書；

(ii) 第15回締約国会議で検討される予定の戦略計画 2011-2020 のフォローアップの根拠；

(b) 以下を含む：

(i) 透明性があり複製可能な手法に基づいた愛知目標の達成に向けた進捗の対象別分析；

(ii) 愛知目標に向けた進捗の持続可能な開発目標への貢献の分析；

(c) 以下のような公式かつ利用可能な最善の科学情報に基づき作成される：

(i) 第6回国別報告書；

(ii) 国際指標からの情報；

(iii) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES : *Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services*）の主題別、地域的、世界的な評価及びこれらの評価の一環として実施された生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析及びモデリング；

(iv) 他の生物多様性関連条約、リオ条約、その他関連機関からの情報；

(v) 戦略計画 2011-2020 の実施への共同行動の貢献に関する情報を含む先住民及び地域社会からの情報；

(vi) 「自然との共生」に関する対話の成果、生物多様性の保全と持続可能な利用に関するさまざまなビジョン（長期計画）、アプローチ（取組）、ツール；

(vii) 決定 XIII/23 で言及された戦略計画 2011-2020 の実施を支援するための能力構築活動の進捗の分析；

(viii) 締約国及びその他政府が示した追加的な関連情報；

(d) 他のプロセスとの重複を避けた方法で策定されるべきである；

2. 事務局長に対して、資金が利用可能なことを条件に、締約国、その他政府、先住民及び地域社会、関連の連携機関と連携し、以下の情報を含む「*地域生物多様性概況第2版：先住民及び地域社会の戦略計画 2011-2020 の実施への貢献*」を作成するよう求める；

(a) 自然との共生の関連知識、ビジョン、アプローチ、及びいくつかの文化や国で認識されている「母なる地球」；

(b) 慣習的かつ持続可能な利用を含む先住民族及び地域社会による生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した実践と技術；

3. また、事務局長に対して、以下を作成するよう求める：

(a) 第 14 回締約国会議に先立って開催される科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) で検討するため、*GBO5* 作成に関する作業計画及び予算案、関連の報告書や成果物；

(b) *GBO5*、関連の報告書と成果物、*IPBES* の関連成果文書に関する *IPBES* の事務局と生物多様性関連条約の事務局との共同広報戦略。両事務局に対し、この点について協力するよう求める；

### 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (*IPBES*)

4. 2019 年 5 月までの実施が想定されている生物多様性及び生態系サービスの地球規模評価を実施することを定めた 2016 年 2 月に開催された *IPBES* の第 4 回総会の決定を歓迎し、戦略計画 2011-2020 と愛知目標の実施に向けた進捗を分析する上で、同地球規模評価が重要であることを再度強調する；

5. *IPBES* が生物多様性と生態系サービスのシナリオとモデルに関する評価手法を完成及び承諾したこと、*IPBES* 総会で政策立案者向け要旨が承認されたこと歓迎し、同評価が生物多様性条約の作業、特に *GBO5* に深く関連していることを認識する；

6. 締約国に対して、意思決定と政策の評価を支援するシナリオとモデルの開発を進めた上でこれらを利用し、*IPBES* の生物多様性及び生態系サービスのシナリオとモデルの評価手法に関する政策立案者向け要旨に記述されているシナリオとモデルのさらなる開発に貢献することを奨励し、その他政府、関連機関、科学界、ステークホルダー、先住民族及び地域社会に対してはこれを要請する；

7. シナリオを 2020 年以降の政策シナリオの模索を含む特定の政策または決定の本文で示されたニーズと一致させることの重要性を認識し、生物多様性と生態系サービスの地域的、分野別、主題別のシナリオとの関連性を高め利用を促進するために、参加型かつさまざまな規模に適用できるシナリオ手法を改善し、幅広く適用することを検討する；

8. 締約国に対して、シナリオ開発とモデル化のニーズに対応するため人的及び技術的な能力を開発する取組を支援し、シナリオ、モデリングツール及びその開発と試験に必要なデータの透明性を高め、誰でも利用できるようにすることを奨励し、その他政府と資金提供機関を含む関連機関に対してはこれを要請する；

9. 科学界に対して以下を要請する：

(a) 生物多様性と生態系サービスのシナリオとモデルの評価手法の中で特定された、政治的介入や他の要因が生物多様性と生態系サービスに与える影響をモデル化する手法における主な格差に対処すること；

(b) シナリオとモデルに関連した不確実性のレベルを評価及び伝達する実践的かつ効果的な手法と、これらの手法を評価や意思決定に適用するためのツールを開発すること；

10. 事務局長に対して、シナリオやモデルに関する作業に取り組んでいる科学界との連携のほか、生物多様性のモニタリングやデータに取り組んでいる団体及び政策団体との連携の強化をさらに促進するよう求め、IPBES の事務局と気候変動に関する政府間パネル (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change) の事務局に対してはこれを要請する；

11. SBSTTA に対して、決定 XII/25 第 5 (b) 項に従い、事務局が集約した情報に基づき、第 14 回締約国会議での承認を目指し、IPBES の第 2 回作業計画への要求事項の一覧を作成するよう求める。

### XIII/30. 特定の愛知目標に向けての進捗に関する科学的評価

締約国会議は、

多くの愛知目標の一部の要素の達成に向け励みになる進捗があったものの、ほとんどの場合その進捗は、生物多様性への圧力を軽減し、生物多様性の継続的な減少を防ぐために、効果的な行動を緊急に実施しない限り、目標を達成するには不十分であることを認識した決定 XII/1 第 6 項を想起し、;

目標に向けた進捗の科学的評価からこうした行動に情報が提供され得ることに留意し、

条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) と科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の相互補完的な責務を認識した上で、締約国が戦略計画 2011-2020 実施の進捗を評価する上で SBI が果たす役割及び助言の提供において SBSTTA が果たす役割に謝意を表明し、

1. 事務局に対して、資源が利用可能であることを条件に、生物多様性指標パートナーシップのメンバーや他の関連の連携機関と連携し、第 14 回締約国会議に先立って開催される SBI 第 2 回会合で検討できるよう、特に最も進捗が遅れている目標に重点を置き、必要に応じて利用可能なデータと補助機関の勧告 XX/13 に記載されている指標のほか、*地球規模生物多様性概況第 4 版 (GBO4 : Global Biodiversity Outlook)* で用いられた情報源を活用して、愛知目標に向けた進捗の科学評価の最新版を作成するよう求める;

2. また、事務局長に対して、最も進捗が遅れていると特定された目標に向けた進捗を加速させるための選択肢を作成するよう求める;



### XIII/31. 戦略計画の実施に関する主要な科学及び技術的ニーズと関連研究

締約国会議は、

条約実施に関する補助機関会合（SBI：Subsidiary Body on Implementation）の勧告 XVII/1 と締約国会議の決定 XII/1 の第 14～16 項で特定された主な科学的及び技術的ニーズを想起し、

1. 戦略計画 2011-2020 の実施に関連した科学的及び技術的ニーズに対処する上で締約国を支援する連携機関の現行の取組を歓迎する；

2. また、第 3 回生物多様性に関する科学フォーラム（Science for Biodiversity Forum）の成果<sup>97</sup>とカンクンに集まった科学者らによる約束を歓迎し、締約国に対して、これらの成果を活用することを要請する；

3. さらに、生物多様性モニタリングシステムを強化するための締約国と関連機関の連携を歓迎する；

4. 地球規模生物多様性情報学概況（GBIO：Global Biodiversity Informatics Outlook）を歓迎し、決定 VIII/11 第 3 項、決定 XI/2 第 13 項、世界分類学イニシアチブ（GTI：Global Taxonomy Initiative）の能力構築戦略<sup>98</sup>の行動 6 を想起し、締約国と関係機関に対して、生物多様性に関連したデータを誰でも利用できるようにし、派生的な基準の策定における透明性をさらに高め、この目的のために、必要に応じて本決定の附属書の任意指針を検討することを要請する；

5. 事務局長に対して以下を要請する；

(a) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES：Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）、国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）、その他連携機関との連携を継続し、各国の能力が異なることを考慮に入れた上で、政策支援ツールや手法、及びツールの利用や効果に関する評価や事例研究の利用を促進するために既存ポータル<sup>97</sup>の調整のとれた開発を促進すること；

(b) 関連機関と連携し、先住民族及び地域社会の生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献を評価するツールや手法を広め、条約のクリアリングハウスメカニズム（CHM）や他の手段により当該ツール及び手法を公表すること；

(c) 人々が生物多様性及び生態系機能と生態系サービスを持続可能な方法で管理することを目的として、各国及び地域の文化的及び社会経済的な違いを考慮に入れた上で、特に行動変化の動機や障害、ソーシャルマーケティング戦略、参加方法、参加型プロセス、社会的、道徳的、経済的な奨励策の策定を促進するメカニズムを評価する手法など格差が特定されている分野を含む、戦略計画 2011-2020 の実施を支援するツールに関する情報を集約する上で関連機関と協力すること；

(d) 締約国、特に開発途上国に対して、それぞれの優先事項と条約の第 12 条の実施に関連したニーズに関する情報を提供し、条約の今後の作業に情報提供するためにこれらの情報を集約するよう要請すること；

<sup>97</sup> UNEP/CBD/COP/13/INF/44

<sup>98</sup> 決定 XI/29、附属書

(e) 生物多様性関連条約連絡グループを通じて、他の関連機関と連携し、条約と連携機関の作業に指針を与える協調枠組みを強化するための行動を策定し、資源が利用可能なことを条件に、愛知目標 12 の達成に向けて締約国を支援し、第 14 回締約国会議に先立ち開催される補助機関の会合へ提出すること；

(f) 上記について、第 14 回締約国会議に先立って開催される科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) に報告すること；

6. 締約国に対して、以下を奨励する：

(a) 各国の生物多様性モニタリング、評価、プロジェクトの実施、研究ニーズの特定にさらに取り組むこと；

(b) 意思決定の向上を目的として、データの提供者と意思決定者などの利用者との間のコミュニケーションの増加と強化など、科学と政策を結びつける国内の取組を強化すること；

(c) 情報、特に生物多様性に関連したデータや情報の利用可能性の改善を定めた任意指針の第 4 項に関する情報を共有するためにクリアリングハウスメカニズム (CHM) を最大限に活用すること；

(d) 生物多様性モニタリング、評価、プロジェクト実施、研究への支援を提供すること；

(e) 条約の第 12 条及び愛知目標 19 を考慮に入れた上で、条約の目的に関連した研究プログラムの推進に関する国、地域、世界レベルの取組を強化すること；

(f) GTI の認識を高め、能力構築戦略 (決定 XI/29) を実施すること；

(g) 必要に応じて、国際バーコードオブライフ (international barcode of life) ネットワークの支援を得て、DNA 配列ベースの技術 (DNA バーコーディング) 及びこれに関連した優先順位の上位にある生物分類群の DNA バーコード・リファレンスライブラリの開発を支援し、当該技術の生物多様性の保全と持続可能な利用への応用を促進し、必要に応じて、GTI の能力構築戦略の戦略行動 3 及び 4 に関して、関連の学校教育を含む能力構築活動を支援すること；

(h) 戦略計画 2011-2020 の効果的な実施を支援する上で科学的知識を補完するため、先住民族及び地域社会の伝統的な知識システムや共同行動の役割に関する認識を継続して高めること；

(i) 分類に関して、先住民族及び地域社会が実施した重要な作業を考慮に入れること。

## 附属書

生物多様性関連のデータや情報の入手を改善する任意指針

【翻訳省略】

## XIII/32. 条約の管理と条約の信託基金の予算

### A. 事務局の統合作業計画のための予算

締約国会議は、

条約の締約国会議の決定 XII/32、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第 7 回締約国会議の決定 VII/7、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締約国会議の決定 I/13 を想起し、

国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) と UNEP が事務局を務める多国間環境協定の関係に関する決議 2/18 が国連環境総会で採択されたことを歓迎し、

1. 生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、取得利用と利益配分に関する名古屋議定書の統合作業計画と予算を採択することを決定する；

2. また、2017-2018 年の 2 年間の事務局のすべての費用を、条約、カルタヘナ議定書、名古屋議定書が 76 : 16 : 8 の割合でそれぞれ負担することを決定する；

3. 後掲の表 1a 及び 1b に記載されている 2017 年の条約と議定書の統合予算 1,836 万 1,600 米ドルと 2018 年の 1,879 万 4,200 米ドルのそれぞれ 76% に相当する 1,395 万 4,800 米ドルと 1,428 万 3,600 米ドルを 2017 年と 2018 年の条約の中核プログラムの予算 (BY) とすることを承認する；

4. 引き続き事務局としての役割を担うカナダの支援に対して感謝の意を表明し、2017-2018 年の 2 年間の事務局の費用として、事務局の所在地であるカナダとケベック州が事務所の賃貸料及び諸経費として 2017 年予算で 159 万 3,657 カナダドル、2018 年予算で 160 万 774 カナダドルを負担することを歓迎する。これは条約、カルタヘナ議定書、名古屋議定書の締約国が 76 : 16 : 8 の割合で負担すべき予算の一部を相殺するものである；

5. 後掲の表 6 に含まれている 2017 年と 2018 年の予算負担に関する分担率を採択する；

6. 事務局の機能に関する徹底的な評価が適時に実施されず、よって、条約実施に関する補助機関会合 (SBI : Subsidiary Body on Implementation) の勧告 1/13<sup>99</sup> に従った個々の職務の分析に関する第三者のコンサルタントによる詳細な報告書が締約国会議のビューローと共有されなかったことに留意し、

7. 機能に関する評価の成果と P-3 から P-4 への昇格 (1 人)、P-4 から P-5 の管理職への昇格 (4 人) に留意し、相乗効果と効率をさらに高める事務局の新体制を歓迎する；

8. 全体予算を作成する目的で費用算出に用いられた 2017-2018 年の事務局の職員配置に関する表 2 に留意する；

9. 国連の規定の範囲内で、第 14 回締約国会議の決定に影響を与えることなく、条約と議定書の事務局の全体予算が職員配置表で示された予算の範囲内に収まり、

<sup>99</sup> UNEP/CBD/COP/13/6、セクション I 参照

その後の統合予算で人件費が増加しない限り、事務局長に、事務局職員の職位、人数、構成を調整する権限を付与する。事務局長は条約と議定書の締約国の次回会合で実施した調整について報告するものとする；

10. 2015-2016年の運営予算の黒字分 39 万 5,000 米ドルを余剰金として計上し、条約及び議定書の次の締約国会議の準備段階で特別な事情が発生した場合は国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) の事務局長の意見により、当該余剰金を利用できることを決定し、UNEP 事務局長に対して、その必要性に納得し、余剰金の払い出しが UNEP の財務規定に準拠していると判断した場合、条約の事務局長に、払い出しの権限を付与し、条約と議定書の締約国の次回会合で直接報告するよう指示することを要請する；

11. 条約の事務局長に、予算残高、前会計期間からの繰越金、雑収入を含む利用可能な現金資源を利用し、承認済みの予算額まで予算を利用する権限を付与する；

12. また、事務局長に、後掲の表 1a に記載されている予算割当額の中で各プログラム予算の 25% を上限として、プログラムの総予算のうち 15% までをプログラム間で移動させる権限を付与する；

13. 2015-2016 年の事務局運営の調和の効果について懸念を表明し、2017-2018 年に潜在的な効果が実現されることを望む；

14. 条約のすべての締約国に対して、中核プログラム予算 (BY、BG、BB) への資金提供の期限は毎年 1 月 1 日であることに留意した上で、速やかに支払いを実行することを要請し、可能な締約国に対しては、2016 年 12 月 31 日までに 2017 年予算割当を、2017 年 10 月 1 日までに 2018 年予算割当を支払うことを強く促し、この件について、前年のできるだけ早い時期に各締約国に割当額が通知されることを求める；

15. 予算割当を一度も払ったことのない締約国を含む多くの条約と議定書の締約国が、2016 年及びそれ以前の中核予算割当 (BY・BG・BB 信託基金) を未だ支払っていないことに憂慮して留意し、また国連で採択された国際公会計基準<sup>100</sup>に従った 2016 年末時点の条約の予算への滞納額が 75 万 9,400 米ドル、カルタヘナ議定書が 13 万 3,349 米ドル、名古屋議定書が 6,299 米ドルに上り、支払われない恐れのあるこれらの滞納額を基金の残高から補填しなければならず、そのため、予算が関連するすべての締約国の利益のために使われないことに留意する；

16. 2015 年及びそれ以前の中核予算割当 (BY・BG・BB 信託基金) を支払っていない締約国に対して、遅延や条件付けなく割当分を支払うよう強く促し、事務局長に対して、条約の信託基金 (BY、BG、BB、BE、BH、BX、BZ、VB) の支払い状況に関する情報を公表した上で定期的に更新し、条約と議定書のビューローのメンバーが地域会議で未払いの割当と未払いによって生じる影響に関する情報を提供できるよう、各ビューローのメンバーに常に最新の情報を提供するよう求める；

17. 2005 年 1 月 1 日から現在までに支払われるべき予算割当に関して、2 年以上滞納している締約国は、条約及び議定書のビューローもしくは科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) のメンバーになる資格またはコンプライアンス (法令順守) 委員会のメンバーを指名する

<sup>100</sup> 国連総会決議 60/283、セクション IV 参照

権利を失うことを確認し、本規定は後発開発途上国や小島嶼開発途上国には適用されないことを決定する；

18. 事務局長に、予算割当を2年以上滞納している締約国と、当該国の財政状況により6年以内に未払い金を完済し、今後の予算割当を支払い期限までに支払う「支払いスケジュール」を取り交わし、その実施に関してビューローの次回会合と締約国会議で報告する権限を付与する；

19. 第18項に従い、支払いスケジュールに合意し、合意内容を完全に順守している締約国には第17項の規定は適用されないことを決定する；

20. 事務局長に対して、事務局長と締約国会議の議長が共同署名した書簡で、予算割当の支払いを滞納している締約国に対して時宜にかなった措置を講じるよう、また滞納分の支払いについて前向きな姿勢で対応した締約国に謝意を表明するよう求め、締約国会議の議長に対してはこれを要請する；

21. 条約と議定書の信託基金(BY、BG、BB)は、2018年1月1日から2019年12月31日までの2年間延長されるべきであることに留意し、UNEP事務局長に対して、国連環境総会でこの延長に対する承認を得るよう求める；

22. 資源が複数の手段を対象としたプロジェクトに利用されるよう、条約と議定書で承認された活動を支援する追加的な任意的財政支援のための信託基金(BE、BH、BX)を統合することで、事務局間での実施に関する統合アプローチを推進することを決定し、これに関して、活動への新たな任意的財政支援はBE信託基金に預け入れることを決定し、UNEPの事務局長に対して、統合した信託基金の名称を「生物多様性条約とその議定書で承認された追加活動の支援への財政支援のための特別任意信託基金(Special Voluntary Trust Fund for Contributions in Support of Additional Approved Activities of the Convention on Biological Diversity and its Protocols)」へ変更することに対する国連環境総会の承認を得るよう求める；

23. VB信託基金は先住民族及び地域社会の条約及び議定書の作業への参加を促進するために利用されるべきであることを決定し、UNEP事務局長に対して、VB信託基金の名称を「先住民族及び地域社会の参加の促進への財政支援のための特別任意信託基金(Special Voluntary Trust Fund for Contributions to Facilitate the Participation of Indigenous Peoples and Local Communities)」へ変更することに対する国連環境総会の承認を得るよう求める；

24. 以下の資金見積もりを承認する：

(a) 後掲の表1aに記載されている2017-2020年の条約と議定書で承認された追加活動のためのBE信託基金；

(b) 後掲の表4に記載されている2017-2020年の開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の参加を促進するための特別任意信託基金(BZ)；

(c) 後掲の表5に記載されている2017-2020年の先住民族及び地域社会の条約と議定書の作業への参加を促進するためのVB信託基金；

25. 条約と議定書の任意信託基金(BE、BZ、VB)は、2018年1月1日から2021年12月31日までの4年間延長されるべきであることに留意し、UNEP事務局長に対して、国連環境総会でこの延長に対する承認を得るよう求める；

26. UNEP 事務局長に対して、例外として条約の第 13 回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第 8 回締約国会議、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第 2 回締約国会議への参加のための任意的な財政支援に関するプログラム支援費用を BZ・VB 信託基金から拠出することの免除を求めた国連環境総会決議 2/18 第 5 項に前向きな対応をしたことに感謝の意を表明する；

27. UNEP の事務局長に対して、生物多様性条約の事務局は、「参加の手配は運営予算のプログラム支援費用から拠出される人件費で採用される管理職員によってなされる」という決議 2/18 で規定された基準を満たしていることから、BZ・VB 信託基金に関するこの例外的な措置を継続することを要請する；

28. BY 信託基金の備蓄金、前会計期間からの繰越金、雑収入である 54 万 4,000 米ドルの事務局長による利用について、現在までにこのうちの 24 万 3,018 米ドルが開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国を第 13 回締約国会議へ参加させる目的で利用されたことに憂慮して留意し、また例外的に承認する；

29. 財務規定第 7 (a) 項に従い、締約国会議及び 2 つの議定書の会合だけが予算案に計上されるべきであり、第 7 (b) 項に従い、締約国会議及び 2 つの議定書の会合だけが予算に関する決定を下すことができ、同規定の第 16 項に従い、合意が得られない場合、かかる決定は、締約国の 3 分の 2 の参加を条件としてコンセンサスによってのみ成されるものとするに留意する；

30. ビューローは予算案件に関する権限を事務局長に付与することができないため、事務局長は、ビューローに対して条約または議定書の信託基金の備蓄金、予算の残高または雑収入の利用に関する決定を提案してはならないことを再認識する；

31. 事務局長に対して、上の第 24 項で言及された 54 万 4,000 米ドルからこれ以上の拠出を約束しないよう、また、BY 信託基金の残高は引き続き制限されないようにすることを要請する；

32. 条約の**手続規則 30**を想起し、条約と議定書の締約国の会合に幅広い締約国が参加する必要があること、特に決定の議決ができるよう、会議の定足数である締約国の 3 分の 2 以上が参加する必要があることを強調する；

33. 開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国が条約と議定書の会合に全面的かつ積極的に参加することの重要性を再確認し、これを踏まえて、事務局長に対して、締約国会議と議定書の締約国会議の同時開催及び条約と議定書の体制とプロセスの効率改善に関する決定を考慮に入れるよう求める；

34. 開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の条約と議定書の会合への参加は、予定通りかつ持続的な資金調達が不十分であることの悪影響を受けていることに憂慮して留意し；

35. 先進締約国及び南南協力を含む実施できる立場にある他の締約国に対して、自由意思に基づき BZ 信託基金への資金提供を持続的に増加させ、全面的かつ積極的な参加を実現するために各国の約束が会合開催に先立って実行されることを保証するよう求め；

---

101 COP 決定 III/1, 付属書を参照

36. 事務局長に対して、SBI 第 2 回会合で、また条約と議定書の締約国の次回会合の決定の中で検討できるよう、国連グローバル・コンパクト (UNGC : United Nations Global Compact) の原則 10 に従い、民間セクターからの財政支援の透明性を確保し、影響の発生を避けるための手順 (モダリティ) の策定を進めるため、開発途上国の参加のための BZ 信託基金の支援に民間セクターを正式に関与させる可能性を模索するよう求める；

37. また、事務局長に対して、締約国に条約と議定書の通常会議の少なくとも 6 カ月前までに特別任意信託基金 (BZ) への支払いを実施することを思い出させ、他の資金提供機関に同基金への寄付を求める依頼書を早めに送付するよう求める；

38. さらに事務局長に対して、ビューローと協議の上、特別任意信託基金 (BZ) への寄付の不足がある場合は必要に応じてビューローのメンバーが各地域の締約国や資金提供機関に連絡できるよう、同基金への寄付額の監視を継続するよう求める；

39. SBI 第 1 回会合の要請<sup>102</sup>、つまり締約国の条約プロセスへの参加を促進するため BZ 信託基金からの資金配分に関する手順<sup>103</sup>の中で規定された現行指針の見直しと更新に関する提案を作成するという要請を想起し、事務局長に対して、SBI 第 2 回会合で、さらに可能な場合は条約と議定書の次回締約国会合の決定の中で検討できるよう、勧告の草案を作成するよう求める；

40. 事務局長に対して、国連環境総会の決議 2/18 第 3 項に従い、条約と議定書の次回締約国会合での決定の採択を視野に入れ、SBI 第 2 回会合で検討できるよう、UNEP の事務局長に提出するため以下に関する報告書を作成するよう求める；

(a) 過去 4 回の会計期間 (各 2 年間) の BZ 任意信託基金への資金提供の状況；

(b) 上の各会計期間における開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国の条約と議定書の会議への参加状況と資金提供不足が参加資格のあるすべての締約国、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国のそれぞれに与えた影響；

(c) 会期間公開会合を含む条約と議定書の締約国会合の効果的な機能への影響の可能性；

41. 国連環境総会が、UNEP が管理する多国間環境協定の管理機関に、予算や人的資源の管理に関連した優良事例を機関間で共有するよう要請したことを歓迎し、ビューローが決定した場合は、第 3 回国連環境総会で、UNEP が管理するすべての多国間環境協定の締約国会議の議長の立会いの下、開発途上締約国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、及び経済移行国がさまざまな多国間環境協定と公開補助機関の会合に参加できるようにするために、安定したかつ予測可能な資金源を見つけるという共通の問題について議論できるよう、とりわけ上の第 40 項で要請された報告書を事務局長が完成次第、同報告書に基づいて作成される UNEP からの報告書を要請する；

42. 条約のすべての締約国に対して、条約と議定書の任意信託基金に資金提供するよう強く促し、条約または議定書の締約国以外の国、政府機関、政府間組織、非政府組織 (NGO)、民間セクターを含むその他機関に対してはこれを要請する；

<sup>102</sup> UNEP/CBD/SBI/REC/1/13、第 6 (a) 項

<sup>103</sup> UNEP/CBD/COP/9/34

43. 事務局長に対して、結果に基づいた管理を実現するため、とりわけ機能に関する目的、期待する結果、必要な資源などを規定した条約と議定書の統合作業計画 2019-2020 年の最新版を作成及び提出するよう求める；

44. また、事務局長に対して、上の第 43 項で説明された統合作業計画 2019-2020 年に関する条約と議定書の統合予算を作成し、条約と議定書の次回締約国会合で検討できるように 2 つの代替案とともに提出するよう求める；

(a) プログラム予算 (BY・BG・BB 信託基金) に求められる成長率を評価する。名目成長率は 2017-2018 年比で 4% 増を上回ってはならない；

(b) プログラム予算 (BY・BG・BB 信託基金) を実質レベルで 2017-2018 年水準を維持する；

(c) プログラム予算 (BY・BG・BB 信託基金) を名目レベルで 2017-2018 年水準を維持する；

45. さらに、事務局長に対して、条約と議定書の次回締約国会合で、収入、予算実績、残高、余剰金や繰り越しの状態のほか、2017-2018 年 (2 年間) 予算で実施した調整について報告するよう求める；

46. 事務局長に対して、UNEP 事務局長と協議の上、条約と議定書の次回締約国会合で検討できるよう、国連環境総会の決議 2/18 の締約国への影響に関する報告書を作成するよう求める；

47. また、事務局長に対して、条約と議定書の事務局の作業のさらなる統合から生じた課題、削減、効率性に関する情報を提供するよう求める；

付表

【翻訳省略】

## B. 事務局長の任期 (Term of Office)

生物多様性条約事務局長指名の前にビューローを通じて COP と行う協議及び事務局長の任期の決定に対する COP の権限について言及した、決定 IV/17 のパラグラフ 1 を想起し、

国連環境計画事務局長と生物多様性条約事務局長の間で、2010 年 10 月 26 日に署名された改訂版管理取り決め (Revised Administrative Arrangement) 及び事務局長の任期を決定する COP の権限を強調した決定 X/45 付属書のパラグラフ 3 を想起し、

生物多様性条約事務局長の任期延長を適用する際の条件に関してなされた COP10 ビューローからのガイダンスに従い、国連環境計画事務局長と生物多様性条約事務局長との間で交換された注釈の手紙と、それに続く改訂版管理取り決めの書名を留意し、

1. Cristiana Pașca Palmer (ルーマニア国籍) を生物多様性条約事務局長に指名するという 2016 年 11 月 30 日の国連事務総長の告示を歓迎する

2. COP 議長に対し、生物多様性条約事務局長を事務次長補級職員として 3 年間 (延長可) 指名することを国連事務総長に奨励するよう、要請する



3. 決定X/45の付属書にある改訂版管理取り決めの第2パラグラフ及び第3パラグラフに提示されている条件もまた事務局長の任期の延長に適用されるべきであることについて合意する。

### XIII/33. 次回以降の締約国会合の開催時期・場所

締約国会議は、

決定 XII/35 を想起し、

第 14 回締約国会議と、カルタヘナ議定書と名古屋議定書の締約国会議の同時開催を主催するというエジプト政府とトルコ政府の申し出に謝意を持って留意留意し、

また、第 14 回締約国会議をアフリカ地域で開催することに関してトルコ政府が示した協調的精神と、これに関して第 16 回締約国会議をトルコで開催するという同国政府の申し出に謝意を持って留意し、

さらに、第 15 回締約国会議を主催するという中国政府とペルー政府の申し出と、その後の両政府間の協力的な調整に謝意を持って留意し、

条約実施に関する補助機関会合（SBI：Subsidiary Body on Implementation）の勧告 1/11 と、事務局と前出の 4 政府間の協議の成果に留意し；

1. 条約の第 14 回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第 9 回締約国会合、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第 3 回締約国会合を 2018 年第 4 四半期にエジプトで開催することを決定する；

2. また、条約の第 15 回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第 10 回締約国会合、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第 4 回締約国会合を 2020 年第 4 四半期に中国で開催することを決定する；

3. 第 15 回締約国会議の開催に先立ち、会期間公開会合を主催するというペルー政府の申し出に感謝の意を表明する；

4. さらに、条約の第 16 回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の第 11 回締約国会合、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の第 5 回締約国会合をトルコで開催することを決定する；

5. 事務局長に対して、各締約国会議の少なくとも 6 カ月前までに主催国政府の合意書を完成させ、署名するために、適切な国連決議と一致し、主催国政府の合意書の作成に関する指針<sup>104</sup>に準拠したかたちで開催準備について交渉するため、これら政府と協議するよう求める；

6. 国連の 5 つの地域グループの中で議長を持ち回りするという手続規則 21 第 1 項に従い、第 17 回締約国会議から、締約国会議の議長を、中央・東ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、アフリカ、アジア・太平洋、西ヨーロッパ・その他の順序で 5 つの地域グループから選出するものとし、これに従い、締約国に対し、各地域の締約国の中から議長を指名することを目的として、第 17 回締約国会議以降の締約国会議の開催について協議することを要請する。

---

<sup>104</sup> ST/AI/342